

令和4年9月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 8月26日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	8
散会	13
◎会議録第2号 8月30日	
議事日程	17
出席欠席者名	17
開議	19
質疑・一般質問	19
8番 柴田正樹議員	19
1 豊かなまちづくりについて	19
2 子育て支援の充実について	24
3 花園地区の土地利用について	27
10番 檜崎政治議員	32
1 発熱外来対応と対策、支援について	32
2 介護施設における新型コロナウイルス感染症対策について	34
3 地域密着型介護の小規模多機能型居宅介護について	36
11番 野口修一議員	40
1 障がい児・者の対応	40
2 公共交通の利活用	43
3 公共工事の実行状況	50
4 図書館とコミュニティ	55
散会	61
◎会議録第3号 8月31日	

議事日程	65
出席欠席者名	65
開議	67
質疑・一般質問	67
1 4 番 芥川幸子議員	67
1 市営住宅の申込みについて	67
2 地域の清掃活動等にかかる費用の一部補助について	69
3 学校給食の公会計化への対応について	70
4 食品ロス対策の取組について	72
5 子育て支援の充実について	74
1 8 番 福田慧一議員	77
1 新型コロナウイルス感染から市民の命と暮らし、営業を守る問題について	77
2 デジタル改革関連法による個人情報保護条例の改廃について	81
3 新型コロナウイルスによる介護事業所への影響と介護サービスの充実について	83
4 国保税の負担軽減について	87
5 本市の人口減少に対する取組について	90
2 番 小崎憲一議員	92
1 西部地区の人口減対策について	92
3 番 今中真之助議員	100
1 新型コロナウイルス感染症について	100
2 新型コロナウイルス感染症の第7波における本市の影響について（B A. 5 対策強化宣言について）	112
3 学校教育について	116
常任委員会に付託（議案第61号から議案第78号まで及び議案第80号）	119
常任委員会に付託（請願・陳情）	119
散会	120

◎会議録第4号 9月12日

議事日程	125
出席欠席者名	126
開議	128

地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	128
(質疑・討論)	129
各常任委員長報告	130
1 総務市民常任委員長報告	130
2 経済建設常任委員長報告	132
3 文教厚生常任委員長報告	135
(質疑・討論・採決)	137
請願・陳情について	138
(質疑・討論・採決)	138
議案第79号 宇土市教育委員会の委員の任命について	142
(討論・採決)	142
議案第81号 宇土市監査委員の選任について	143
(討論・採決)	143
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について (採決)	143
(追加日程)	
議案第82号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第5号)について	144
(質疑・討論・採決)	145
閉会	145
署名	150

第 1 号

8月26日(金)

令和4年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第67号

令和4年9月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月2日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和4年8月26日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期18日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
8月26日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
8月27日	土		休 会	(市の休日)
8月28日	日		休 会	(市の休日)
8月29日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
8月30日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
8月31日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
9月1日	木		休 会	議事整理
9月2日	金	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
9月3日	土		休 会	(市の休日)
9月4日	日		休 会	(市の休日)
9月5日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
9月6日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
9月7日	水		休 会	議事整理
9月8日	木		休 会	議事整理
9月9日	金		休 会	議事整理
9月10日	土		休 会	(市の休日)
9月11日	日		休 会	(市の休日)
9月12日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和4年8月26日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第61号 令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第62号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第63号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第64号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第66号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第67号 宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第10 議案第68号 宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第69号 財産の取得について
- 日程第12 議案第70号 財産の取得について
- 日程第13 議案第71号 財産の取得について
- 日程第14 議案第72号 財産の取得の変更について
- 日程第15 議案第73号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第74号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第75号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第76号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第77号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第78号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第79号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第80号 宇土市長等の給料の減額に関する条例について
- 日程第23 議案第81号 宇土市監査委員の選任について
- 報告第11号 令和3年度宇土市財政の健全化判断比率について

報告第12号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について

報告第13号 令和3年度宇土市水道事業資金不足比率について

報告第14号 令和3年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

報告第15号 専決処分の報告について

専決第10号 損害賠償額の決定について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 加 藤 敬 一 郎 君	市 民 環 境 部 長 野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 小 山 郁 郎 君
教 育 部 長 山 口 裕 一 君	会 計 管 理 者 野 田 恵 美 さん
総 務 課 長 光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長 東 顕 君
財 政 課 長 北 谷 太 示 君	企 画 課 長 宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん	

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時30分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和4年9月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長が事務報告を行います。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和4年6月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告書を作成しておりますので、御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議長において、3番，今中真之助君，16番，杉本信一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月12日までの18日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月12日までの18日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第61号 令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について

日程第 4 議案第62号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 5 議案第63号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第64号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 66号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 67号 宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第 10 議案第 68号 宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 69号 財産の取得について
- 日程第 12 議案第 70号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 71号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 72号 財産の取得の変更について
- 日程第 15 議案第 73号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 16 議案第 74号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 17 議案第 75号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 18 議案第 76号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 19 議案第 77号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第 78号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 79号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 日程第 22 議案第 80号 宇土市長等の給料の減額に関する条例について
- 日程第 23 議案第 81号 宇土市監査委員の選任について
- 報告第 11号 令和3年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第 12号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
- 報告第 13号 令和3年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第 14号 令和3年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について
- 報告第 15号 専決処分の報告について
- 専決第 10号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第3，市長提出議案第61号から，日程第23，議案第81号までの21件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 本日ここに，令和4年9月市議会定例会を招集しましたところ，議員

の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、令和4年6月市議会定例会におきまして御報告させていただきました。地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金に関する市議会への誤った答弁等につきまして、本市としての対応を検討させていただくこととしておりましたので、その結果を御報告させていただきます。

本事案は、令和2年度に馬場区に対して交付した地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金につきまして、その交付要綱の中身を県の要綱に倣って作ったとはいえ、復旧・復興を急ぐあまり、十分な吟味をせずに作成したことから、それに沿って行った審査が不明確となり、市民や市議会から補助金が適正に交付されているか疑念を持たれる結果となったものでございます。

また、当時の担当者が、審査の基本的なことである旧建物解体の現地確認を行った日を取り違えたことにより、当該補助金に関連した決算審査特別委員会や市議会定例会一般質問等において、私や教育部長等が誤った答弁を行い、議会との信頼関係を損ねることとなりました。

このため、現在、審査の基になる補助金要綱を改正し、制度の見直しを進めております。また今後の事業認定及び内容審査に当たりましては、適正な現地確認と細部にわたる書類の確認を徹底し、慎重を期した審査を行ってまいります。

今回、このような事態となったことを厳粛に受け止め、管理監督者としての責任を取るため、私と副市長並びに教育長の給料を10%減額いたします。期間は、私につきましては、本年10月1日から11月30日までの2か月間、副市長並びに教育長につきましては、本年10月1日から10月31日までの1か月間を予定しております。

なお、この減額に伴います条例関係議案を、本定例会において上程させていただくこととしております。

今後は、このようなことが二度と発生しないよう、徹底した再発防止策を実施するなど、職員一丸となって市政に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

この度は、誠に申し訳ございませんでした。

さて、熊本地震の復興支援プロジェクトの一環として、住吉海岸公園に設置されました人気漫画ONE PIECEのキャラクター銅像であるジンベエ像につきまして御報告させていただきます。

先月23日に、議長並びに副議長をはじめ、地元の議員の皆様にも御臨席を賜り、無事に除幕式を終えることができました。除幕式の様子はYouTubeで全世界に配信され、リアルタイムで約86万件の視聴があったようでございます。また、現在の動画再生回数は2

00万回を超えており、全世界に向けて宇土市のPRを行うことができたと感じているところでございます。

除幕式から1か月余りが経過しましたが、住吉海岸公園には、現在も途切れることなく、多くの見物客が訪れ、列をなして、ジンベエ像と一緒にうれしそうに写真を撮る方々の様子を目にします。本市に、このようなすばらしい銅像を設置することができたことを大変誇らしく思うところでございます。

今後は、このジンベエ像を起点とした他の観光施設への誘客ルートの構築や地元製品の販売促進など、地元を活気づけるための仕組みづくりを検討するとともに、本市の魅力をPRする情報発信の拠点の一つとして、様々な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、本市の小中学生の皆さんが、文化活動やスポーツの分野で活躍しておりますので御紹介をさせていただきます。

まず、先月開催されました熊本県吹奏楽コンクールにおきまして、鶴城中学校の吹奏楽部が出場し、見事、金賞を受賞しております。

また、今月、京都府で開催されました第35回全国小学生ハンドボール大会で、女子の花園ハンドボールクラブが準優勝を果たしました。第38回全国小学生陸上交流大会では、女子5年100メートルで、あみつジュニア所属で網田小学校児童の山内愛琶さんが、3位というすばらしい成績を収めております。さらに、今月、北海道で開催されました全国中学校体育大会では、鶴城中学校の女子ハンドボール部が、準決勝で善戦するも1点差で惜敗し3位を手にしており、相撲では、鶴城中学校の3年生の倉岡優太さんが3位に輝いております。このコロナ禍の中、小中学生の皆さんが大いに活躍し、市民の皆様にも夢や勇気、感動と誇りを与えてくれたことに感謝するとともに、今後の更なる飛躍を期待して、活躍を応援してまいりたいと思います。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

本定例会では、今月10日に議員の皆様へ議案書を配布しました後に、議案内容が確定した案件がございましたので、議案書を二つに分けて提案させていただいております。

まず、先に配布しております議案書につきましては、決算関係が2件、条例関係が6件、予算関係が6件、人事案件が1件、その他が4件の19議案及び報告が5件であります。

議案第61号、令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第62号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度の宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第63号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第64号、宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団の班長及び団員の階級にある者の処遇改善を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第66号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書等の交付に係る手数料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第67号、宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について。これは、農林業又は漁業事業の用に供するために取得した償却資産に対する固定資産税の特例を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第68号、宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について。これは、子育て世代の経済的支援として、小中学生に係る医療費の自己負担額に対する助成を拡充するため所要の改正を行うものであります。

議案第69号から議案第71号まで財産の取得について。これら3件は、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号、財産の取得の変更について。これは、都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴い、道路用地を追加取得する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。補正額は4億6,171万1千円を増額するもので、補正後の総額は209億1,549万8千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、職員給の増額を行っております。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（企画課分）等の計上等を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（保育所分）等の計上等を行っております。

衛生費では、インフルエンザ予防接種事業（新型コロナ対策分）等の計上等を行っております。

農林水産業費では、施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業（新型コロナ対策分）等の計上等を行っております。

商工費では、燃料費支援給付金事業（新型コロナ対策分）等の計上等を行っております。

土木費では、道路維持一般経費等の増額を行っております。

消防費では、消防団経費等の増額等を行っております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（給食センター分）等の計上等を行っております。

そのほか、繰越明許費について、マリーナ施設方針検討事業の追加を行っております。

債務負担行為については、庁舎警備等業務委託に要する経費ほか2件の追加を行っております。

地方債の補正については、網田コミュニティセンター建設事業ほか1件の追加及び保健センター施設改修事業ほか2件の限度額の変更を行っております。

議案第74号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は393万6千円を増額するもので、補正後の総額は44億9,775万8千円です。これは、国保システムの改修及び傷病手当金等の増額を行っております。

議案第75号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は7,351万3千円を増額するもので、補正後の総額は39億2,819万4千円です。これは、介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金等の増額を行っております。

議案第76号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は95万円を増額するもので、補正後の総額は5億9,835万4千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第77号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は262万4千円を増額するもので、補正後の総額は6億6,853万円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第78号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は192万9千円を増額するもので、補正後の総額は10億509万7千円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

資本的支出における補正額は58万5千円を減額するもので、補正後の総額は9億9,985万3千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第79号、宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の芥川学さんの任期が令和4年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、新たに黒田須美子さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第11号、令和3年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第12号から報告第14号までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業等の令和3年度の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第15号、専決第10号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

続きまして、議案その2は、条例関係が1件、人事案件が1件の2議案であります。

議案第80号、宇土市長等の給料の減額に関する条例について。これは、先ほど説明しましたように、令和4年10月1日から令和4年11月30日までの間における市長の給料の月額並びに令和4年10月1日から令和4年10月31日までの間における副市長及び教育長の給料の月額について減額するため、条例を制定するものであります。

議案第81号、宇土市監査委員の選任について。これは、監査委員の尾沢安治郎さんの任期が令和4年9月12日で満了となりますので、後任の監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、新たに向井康彦さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

29日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくようお願いいたします。

次の本会議は、30日に開き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時50分散会

第 2 号

8月30日 (火)

令和4年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

8月30日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 柴田正樹議員

- 1 豊かなまちづくりについて
- 2 子育て支援の充実について
- 3 花園地区の土地利用について

2. 檜崎政治議員

- 1 発熱外来対応と対策，支援について
- 2 介護施設における新型コロナウイルス感染症対策について
- 3 地域密着型介護の小規模多機能型居宅介護について

3. 野口修一議員

- 1 障がい児・者の対応
- 2 公共交通の利活用
- 3 公共工事の実行状況
- 4 図書館とコミュニティ

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
教育部長	山口裕一君	会計管理者	野田恵美さん
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	北谷太示君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	中山好美さん	税務課長	池田忠陽君
福祉課長	深田 徹君	高齢者支援課長	久多見 さとみさん
子育て支援課長	山口 るみさん	新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君
学校教育課長	池田和臣君	図書館長	赤澤憲治君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

8番，柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 皆さん，おはようございます。議席番号8番，柴田正樹でございます。今期最後の一般質問，また私自身初めてのトップバッターということで，気合いを入れて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは，豊かなまちづくりについて質問させていただきます。近年，長年にわたり市に貢献してきた職員が，定年前に退職したという話を幾つか聞いております。理由はいろいろあるかもしれませんが，優秀な人材を失うということは，市にとって大きな損失であります。本市においては，約40年前から行財政改革が進められ，財源確保のため職員数を減らし，人件費を削ってきました。これは全国的な風潮であると思いますが，職員を減らして住民サービスを低下させず業務改善を進めていくということは，優秀な人材なくしては困難であると言えます。そして，優秀な人材を確保するということは，募集の段階で他の市町村より厚遇されていなければならない，そのために給与というのは非常に重要なファクターであると言えます。

そこで，今の宇土市の給与の水準はどのくらいか。また職員数の推移はどうなのか。近年の中途，新規採用の職員について募集に対しての受験人数，多いときの採用人数はどのくらいなのか，総務部長に答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず，給与水準につきまして，各年度によって年齢構成等の違いがあり，一概に比較はできませんが，毎年総務省に報告しております地方公務員給与実態調査の数値で報告させていただきます。

なお，30年前の平成3年分は，給与月額ではなく給料月額の数値で報告します。給与月額は各種手当など全てが含まれているのに対しまして，給料月額は各種手当などが含まれず基本給の額となります。

令和3年4月1日時点の平均給与月額は34万7,845円，10年前の平成23年4月1日時点が35万6,763円，20年前の平成13年4月1日時点が36万2,205円，

30年前の平成3年4月1日時点については、給料月額になりますが28万4,936円となっております。

また、新規採用職員の初任給につきましては、令和3年4月1日時点の大学卒業程度が18万2,200円、高校卒業程度が15万600円、10年前の平成23年4月1日時点の大学卒業程度が17万2千円、高校卒業程度が14万100円、20年前の平成13年4月1日時点の大学卒業程度が17万4,400円、高校卒業程度が14万1,900円、30年前の平成3年4月1日時点の大学卒業程度が13万6,100円、高校卒業程度が11万7,300円。

次に、本市の正規職員数の状況について申し上げます。本年4月1日時点が264人、10年前の平成23年4月1日時点が269人、20年前の平成13年4月1日時点が315人、30年前の平成3年4月1日時点が337人となっております。

次に、職員採用の募集状況につきましては、ここ数年で最も採用が多かったときの状況について申し上げます。平成30年4月採用として実施しました平成29年度職員採用試験において、募集人数23人に対し、112人が受験し、最終的に23人を採用しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 職員給与は、令和3年が34万7,845円、10年前が35万6,763円、20年前が36万2,205円であるということでございます。30年前のデータは月給しかないということで参考にはなりません。20年前と比べると、今の給与は1万4千円ほど下がっております。資本主義国家の中で給料が下がるということは、その間日本が経済成長してないということであり、人事院勧告により給与を決定している宇土市においても、この影響を受けているということではないかと思えます。また、新規採用職員の初任給は、20年前から10年前にかけては下がってはおりますが、本年は大卒、高卒ともに、10年前と比べると1万円程度ではありますが上がってはいます。正規職員数においては、30年前、20年前、10年前と比較して、現在が一番少ないということでもあります。

ここで、先ほど答弁に出ました総務省の地方公務員給与実態調査のデータを見てみますと、各種手当を除いた全職員の給料は、熊本県内14市のうち11番目であり、類似団体や同じカテゴリーに入る人吉市は6番目、水俣市は9番目であります。また、人口1万人に対する職員数は、人吉市、水俣市よりも少ないという結果が出ております。また、日本銀行が公表している消費者物価指数、CPIと言いますけれども、これでは20年前に比べて物価が3%ほど上がっていますので、実質賃金は、20年前に比べると2万5千円近く下がっているということになります。行財政改革により職員数を減らした上に、平均給与が減少している。給与が低ければ当然優秀な人材は宇土市を受験しようとは思いませんし、宇土市に入っ

たとしても、すぐに条件のいいほかの自治体やほかの仕事に流れて辞めてしまう。すると生産能力も落ち、財源確保のためにさらに給与を下げると、人員削減をしなければならなくなる。まさにマイナスのスパイラルだというふうに思います。

現在、日本では世界でも類を見ないほど少子高齢化が進み、年金制度も崩壊するのではないかという勢いでございます。また、老後2,000万円問題という新たな課題も生まれております。これには、老後までに2,000万円蓄えがないと生活していけないというマスコミの印象操作もありますが、実際には少し続きがあります。ただ、そういう環境の中、老後の見通しが暗いと思っている職員もいるのではないのでしょうか。一方、他国を見てみますと資本主義国家のトップを走るアメリカには、国の年金制度はありません。では、老後のために必死に貯金をしているのでしょうか。そういう人もいるかもしれませんが、アメリカでは幼少期からお金に関する勉強をし、資産形成について学びます。そして、社会に出れば積極的に投資をし、資産を増やします。そして投資によって得た利益や資産から得られる収入で老後の生活費を生み出しているのです。最近では、FIREという言葉が注目されております。これは、経済的自立により早期退職という意味で、蓄えが早くできた人などは40代でも仕事を辞め、資産による収入のみで生活をしているという人も多くいると聞きます。現在日本政府において、岸田政権が資産所得倍増プランを打ち出し、NISAやiDeCoといった投資に対する税の優遇制度を推進しております。また、今後は学校教育で金融資産に関する教育が取り入れられると聞いております。今現在、個人の金融資産が日本で約2,000兆円あり、利率の悪い貯蓄に回っていることで経済が活性化しないという現状であります。それを打破するために貯蓄から投資に回すことで、個人的にも経済的にもメリットがあると国が進めているわけであります。今までの日本人は、武士道の精神から、慎ましく社会に貢献することを美德とし、恥を忍ぶ文化に生きてきました。そのためお金を稼いだり増やしたりすることは、自分本位な考え方で恥ずべきことだと教育され、一生懸命に働き、儉約した生活を送ることを選択してきました。それが日本の高度経済成長を支えた良いところでもあるのですが、その結果、金融に関する知識が乏しく、投資をギャンブルと思い込み、将来のための貯蓄を利率の悪い預金に頼ってきました。先ほど、老後2,000万円問題には続きがあると申しましたが、これは長寿命化が進み、その結果老後の資金が不足するため、若いうちから利回りのいい投資をして、老後のために資産を蓄えておきなさいというのが本来の内容であります。そのために、まずは行政の職員が率先して金融リテラシーを向上させ、退職後の生活の不安解消に向けて準備しておくべきではないかと考えますが、総務部長の考えをお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

近年、若年層を中心に、金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断する能力、いわゆる金融リテラシーへの関心が高まっております。これは、金融庁の報告書が発端となり話題となりました老後2,000万円問題や人生100年時代が、間もなく到来することなどが大きく影響しているものと考えております。

また、金融広報中央委員会が3年に一度、18歳から79歳の個人を対象に実施しております金融リテラシー調査結果によりますと、金融教育を受けた人の割合は7.1%と低い水準である一方、学校で金融教育を行うべきと回答した人の割合は71.8%と高く、金融教育を求める声と実績にギャップが生じている状況となっております。

そのような中、民間企業においては、従業員向けに保険や年金に関する研修やライフプランセミナーを開催し、金融トラブルのリスク軽減や金融リテラシー教育の向上に努めているところも見受けられます。

今後、金融商品の多様化やサービスの高度化、キャッシュレス化が進展し、ますます金融リテラシーに対するニーズは高まるものと思われませんが、本市におきましては、職員個々の資産形成に関することであり、積極的に金融リテラシーの向上に取り組むことは難しいところがあると認識しております。

現在の本市の取組としましては、熊本県市町村共済組合が職員向けに、自分の資産や今後の運用について学ぶライフプランセミナーを毎年開催しておりますので、職員に対し、そのセミナーを幅広く周知しているところでございます。

また、このセミナーに参加する場合の服務上の取扱いとしましては、職員が年次有給休暇を取得せずに参加できるよう、職務専念義務を免除する配慮等を行っているところです。

本年度はこのセミナーへの参加希望が多く、職員が抽選により参加できないケースがありましたので、今後、同組合に対し、募集枠の拡大やセミナーの内容充実などの要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 職員の資産形成のことでありリスクを伴うので、職員に対して金融リテラシーの向上に取り組むことはできないということでもあります。私が提案しているのは、職員に無理矢理投資をさせろと言っているわけではありません。岸田政権の資産所得倍増プランを例に出しましたが、お金とはどういう使い方をすれば豊かになれるのか、効率よく自分の資産を増やすにはどうすればいいのか、これを教えていくべきではないかというふうに言っているわけでありまして。お金の使い方には消費と浪費、そして投資の三つがあります。例えるなら、食べ物がないときにお米をもらったとします。それを必要な量だけ食べるのが消費、必要以上に食べるのが浪費、もらった米をまず田んぼに撒いて、残ったお米を食べ、

次の年に収穫した米をさらに田んぼに撒いて、残ったお米を食べる。これを繰り返すことでお米も田んぼも増えていく、これが投資のマインドであり、このマインドをまずは市の職員に持っていただき、市の政策に反映させていくことにより、市の収入を増やしていく。そして事業を行う際には住民説明も必要ですから、市民にも投資のマインドを理解していただき、市民の金融リテラシーも向上させていくことで、結果的にそれが個人の資産形成に反映され、個人所得が増加し、市全体として豊かなまちにつながるのではないかと思います。そうすれば、資産売却益などによる住民税の税収も増え、財源もできる。そうすれば、住民サービスを低下させることはありませんので、職員の給与を上げて市民からの不満はないでしょうし、ほかの市町村に比べて給与面で厚遇されていれば、より優秀な人材が応募してくると思いますが、総務部長の見解をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

議員が御指摘される金融リテラシーの将来に備え、お金の準備をしておくという考え方は、行政運営の観点からも必要であると考えております。

全国的に人口減少、超高齢社会、社会のデジタル化等、社会環境の急激な変化に直面しております。このような変化の中、自治体における行政サービスの持続可能性に対して危機感が高まっているところから、長期的な視点に立って現状を見据えながら、未来のあるべき姿からの逆算思考で組織的・戦略的な取組が必要でございます。

そのためには、職員の資質向上は必要不可欠です。これまで、資質向上の取組としまして、平成29年に策定しました人材育成基本方針に「組織を変える、人を変える、自分が変わる」をテーマに掲げ、互いを意識・尊重し、議論できる組織と幅広い視野を持ち、自らを高める意欲を持つ職員を目指し取り組んでいるところでございます。

職員が先を見据えた考え方を習得するために、階層別・目的別の研修の充実、また、人事評価制度を人材育成のツールと位置づけ、目標管理、個人面談、行動記録、成績評定を日々の業務とリンクさせながら指導・助言を積み重ね、職員のスキルアップに取り組んでおります。

なお、議員御指摘のとおり、学校教育で金融資産に関する教育が取り入れられたことから、市民の皆さんの関心も高くなると予想されます。関係部署が連携し、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 行政サービスを持続可能なものとするため、職員の資質向上には取り組んでいるということでもあります。しかし、持続可能な自治体をつくるためには、持続的に

お金を生み出すシステムを作るべきであり、それができるのは金融リテラシーが高く、投資のマインドを持った人が必要となります。地方創生が叫ばれて久しいですが、生き残りをかけた地方自治体の立場からすると、一番の投資先は、今後経済活動を担っていく子どもたちであり、子どもが増え続けることによって市の活力は増し、持続可能な行政サービス、そして持続可能な自治体になると考えます。その一番有効的な投資先である子どもに対して、これまで子育て支援、少子化対策としてどのような事業を行ってきたか。また、どのような成果が得られたか、さらに多子世帯の現状はどうなっているのか、健康福祉部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市では、人口を少子化対策により増加させるため、多様な子育て家庭のニーズに対応した支援により、子育て世代に選ばれ、安心して子どもを産み育てるまちを目指しております。

まず、不妊治療に係る経済的負担の軽減を目的に、保険適用外の治療費に対して助成を行っております。この事業により、平成27年度から昨年度までの特定不妊治療申請者は134人、令和元年度から昨年度までの一般不妊治療申請者は65人あり、このうち実際の妊娠に結びついた方は、特定不妊治療では計68人、一般不妊治療は23人となっています。

次に、保育事業として、各保育所での通常保育のほかに、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育などに取り組んでいます。また、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業やひとり親家庭等への支援の充実を図っています。

また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料については、第2子を半額負担、第3子以降を無償としており、副食費については、年収360万円未満相当の世帯の子どもや第3子以降を免除としております。

小中学生対象のこども医療費の助成につきましては、現在は一部負担をお願いしておりますが、令和5年1月診療分からは、保険診療の自己負担分の全額を助成するための条例案を今定例会に上程しております。

このように、多くの子育て関連の事業を行っているところではございますが、残念ながら、子どもの人口や出生数が増加したという成果に直接結びついているかは分からない状況です。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の流行による経済状況への影響などで、結婚、妊娠・出産、子育てに関する意識・行動についても変化が生じ、急激な少子化が懸念されるため、今後も不安なく、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援策の充実を図っていく必要があると考えております。

最後に、本市の子どもの数別の子育て世帯の現状につきましてお答えします。

令和3年度に18歳以下の子ども一人当たり10万円分が支給された、国の臨時特別給付

金の対象世帯から抽出したデータによると、子ども1人の家庭が1,383世帯、子ども2人の家庭が1,293世帯、子ども3人の家庭が561世帯、子ども4人の家庭が106世帯、子ども5人の家庭が9世帯、子ども6人の家庭が4世帯となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 不妊治療、保育事業、ひとり親家庭への支援、医療費の助成など、多岐にわたり事業を行っているということですが、出生数が増加したという成果には直接結びついていないか分からないということでございます。何か新しい目玉となる政策が必要なのでしょうか。

さて、地方自治体の収入には、国が地方に変わって税を集め、地方自治体間の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、財源を保障する見地から交付される地方交付税があります。その中で普通交付税の算定根拠となる地方財政需要額には、様々なデータが基礎となっていると思いますが、当然人口が増えれば、行政サービスを提供するのに必要な金額も増えてくると思います。

それでは、人口が一人増えると地方交付税がどのくらい増えるのか、総務部長、答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

普通交付税は、人口だけではなく、道路や港湾などのインフラ、児童生徒や高齢者の人数、農家の戸数など様々な数値を基に算定されます。加えて、人口規模によっても補正がかけられるため、一人当たりの普通交付税額は自治体ごとに大きく異なります。

また、その年度の自然的・社会的条件によって算定される費用等が変動しますので、同じ自治体でも年度によって変わります。そのため、正確な数値の把握は難しい状況です。

ただし、一つの指標としましては、仮に人口が100人少なかった場合との差を見る方法があります。この方法で、本市の令和4年度の普通交付税を基に試算しますと、約1,300万円の減額となりますので、宇土市においては人口一人当たりで約13万円の変動が生じることになります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 人口一人当たりの普通交付税額は13万円ということであります。当然子どもが増えれば人口も増えるということですので、普通交付税額も増額となると思います。

次に、子どもへの手当について質問いたします。先ほど申し上げましたように、現在、全

国的に少子高齢化が進み、年金など社会保障を支える現役世代が減少し、制度存続自体が問題となっております。では、なぜ子どもを産まなくなっているのか。これには女性の社会進出が進んで未婚の割合が増えたことや、日本が30年間デフレ状態であり、企業の利益が上がらず、従業員の給料が上がっていないということで、両親が共働きをせざるを得ない状況となり、出産しても仕事に長時間穴をあけるわけにはいかず、育児をするため十分な期間が取れていないこと等が考えられます。経済的な理由で、子どもを産むことを躊躇している家庭も多いのではないかと思います。どういうことかということ、子どもが小さいときはおむつ代などでお金がかかるにもかかわらず、育児休業期間中は手当が給料の6、7割程度しか支給されません。また、アパート生活では子どもの泣き声や生活音が原因で、近隣住民とトラブルになったり、迷惑を掛けないためマイホームを購入したとしても、収入が減っている状態で住宅ローンも支払っていかねばならない。生活のため早めに復職したとしても、子どもが3歳になるまでは高い保育料を人数分払い、子どもの急な発熱で仕事を休んだり職場に迷惑を掛ける。このような現状では、子どもが欲しくても産めば産むほどデメリットのほうが大きいのです。これを解決するためには、子どもが小さいときの経済的な支援が必要であると考えます。例えば、3人目が産まれないと人口は増えませんので、3人目が産まれたら500万円、4人目以降は1,000万円などデメリットを打ち消すほどの大胆な経済的な支援を検討すべきではないかと思います。子どもが増えれば人口や消費も増加し、地域経済の活性化につながります。また、子育て支援に手厚いまちということで、他の市町村からの移住者も増え、更なる消費や税収増につながります。そして子どもは将来的には社会保障を支える納税者となり、地方自治体の運営の担い手となります。このような子どもへの手当を支給すべきではないか、健康福祉部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

中学生までの子どもを育てる保護者に対して児童手当制度があります。所得制限限度額がありますが、0歳から3歳未満は一律月1万5千円、3歳から小学校終了までの第1子及び第2子の子どもについては月1万円、第3子以降の子どもについては月1万5千円、中学生については一律月1万円を支給しております。

子どもを育てる家庭への経済的支援につきましては、少子化対策として、非常に重要であり、現行の児童手当制度では十分でない認識しております。しかし、市独自で子どもへの手当を拡充することは、財源問題もあり、現時点では非常に難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） どこに財源を求めるかという問題もあり、現時点では非常に難しいと

いうことでもあります。先ほど総務部長から御答弁をいただきました、一人当たり13万円の普通交付税ではなかなか難しいと思います。それこそ財源を満たす政策が必要になってくると思います。

それでは、次の質問に移ります。花園地区の土地開発についてです。これは平成29年12月議会、令和3年6月議会で質問させていただいておりますが、前回の質問では、行政主導の計画的な都市開発について提案をさせていただきましたが、その後、県道14号そしてウキウキロード沿線エリア土地利用の進捗と今後の計画について、企画部長に答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和3年6月定例会において柴田議員から、第3期市長マニフェストに掲げられた県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用検討について御質問があり、市長から「行政主導による都市開発の必要性も認識しており、今後、市において用地を購入、造成した場合、有効面積を考慮した上での売却価格の検討など、シミュレートしてみることも必要であると考え。」と答弁しています。

その後、第4期市長マニフェストにおいて行政主導による土地開発が掲げられ、今年度は宇土市宅地等造成事業調査業務委託を実施しています。この業務は、本市の定住促進と秩序ある市街地形成を図るため、開発候補地の土地利用計画図を検討し、各候補地における開発計画案の検討や収支計画の作成を行い、事業採算性、実現可能性について検証することを目的としています。候補地として5か所選定していますが、県道14号・ウキウキロード沿線エリアも含んでいます。

今後の計画としては、今年中に業務委託の調査報告が完成予定ですので、それらの調査報告を基に、今年度内に開発地の選定や開発の手法など、方針について検討することとしています。また、併せて、農振農用地からの除外や大規模な盛土造成工事の必要性、また、大雨等による冠水被害への対策など、様々な課題についても解決策を検討していくこととしています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 行政主導による都市開発の候補地として、5か所が選定されており、その中に県道14号・ウキウキロード沿線エリアも含まれているということです。是非、将来的な事業採算性を考慮した上で、都市開発を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。台湾の大手半導体メーカーであるTSMCが、菊陽町で工場の建設を進めており、その貨物の受け入れ港として八代港が検討されているということでもあります。

また、民間の半導体関連企業の進出や設備の投資が増えており、菊池市や合志市で工業団地が整備予定であります。このように民間企業や他市が、TSMC進出に向けて準備を進めております。TSMCが菊陽町に進出し、八代港に荷が下ります。その真ん中に古くから交通の要衝と呼ばれる宇土市があり、そのど真ん中に100ヘクタールに及ぶ広大な農地が広がっております。この千載一遇のチャンスを逃す手はないと思います。本市においても物流関連での企業誘致ができないものか、TSMC進出に関する市の取組について、企画部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市においては、TSMC進出に伴い、本年2月に宇土市半導体関連企業誘致推進本部を設置し、情報の共有や対応窓口の一本化・可視化を図っています。また、5月には、TSMCに関連すると思われる市内企業42社に対して、TSMC進出に関するアンケート調査を実施しています。このアンケート調査の結果を基に、TSMCから実際に引き合いがあっている企業や、課題を抱えている企業を訪問し、本市において支援できることはないか、現状把握に努めています。さらに、7月には、宇土市半導体関連企業誘致推進部会を設置し、情報収集や具体的な取組への全庁横断的な対応を行う体制を整えています。このように、TSMC進出によるプラス効果を、何とか本市にも誘導したいと考えているところでございます。

御提案の流通関連企業の誘致ですが、本市としては、具体的な話があった場合は積極的に支援する考えです。しかしながら、現在、本市においては土地開発公社も含めて、企業を誘致できるような広大な土地を保有していません。そのため、先ほど答弁しましたとおり、業務委託の調査報告を受けて開発地の選定や開発の手法などの方針を検討し、本市への企業誘致を促進できればと考えています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） TSMCに関しても業務委託の調査報告を受けて、開発地の選定や開発の手法などの方針を検討し、本市への企業誘致を促進していくということであります。花園地区に企業誘致をするメリットは、ほかにもあります。仮に、花園地区を開発した場合、土地利用で見込まれる固定資産税と住民税の試算は幾らになるか、市民環境部長に答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

仮に土地開発を行い、住宅用地として利用する場合の1ヘクタール当たりの固定資産税と住民税の税収はどの程度見込めるか、試算を行いました。

なお、住宅の土地開発につきましては、開発道路等の公用地の割合を30%と仮定し、住宅用地として利用可能な面積は0.7ヘクタール、1区画200m²の宅地を35区画分譲することを前提といたします。

まず、土地の固定資産税については、田から宅地へ地目変更した場合、土地の評価額が高くなりますので税額も大きくなります。

コメリパワー宇土店の南東に位置するウキウキロード沿線付近の標準宅地価格を参考にして、仮に200平方メートルの土地を住宅用地として利用した場合の固定資産税を試算しますと、1区画当たり8,100円の増収となります。

また、この土地に建てられた家屋に対しても固定資産税がかかります。一定の要件を満たす場合は新築後3年間の軽減制度がありますが、ここでは新築軽減を考慮しないで試算しますと、令和3年度における木造の新築家屋の課税額は、1棟当たり平均12万6千円でしたので、先ほど試算しました土地と、この家屋を合わせた固定資産税としては13万4,100円の増収となります。

さらに、市外からの転入による市民税の増加も見込まれます。仮に夫婦と子ども2人の4人世帯が転入された場合で考えますと、令和3年度の市町村税課税状況等調査によれば、本人・控除対象配偶者及び扶養親族2人の4人世帯の市民税額は一世帯当たり13万6,400円でしたので、その転入された世帯数分の税収が増えることとなります。

したがって、全ての世帯が市外から転入されたと仮定した場合、固定資産税と市民税を合わせますと、1区画27万円ほどの増収となりますので、1ヘクタール当たり35区画を分譲することで945万円ほどの税収増が見込めることとなります。

なお、事業所や商業地等として利用する場合も、前述と同様に、田から宅地へ地目変更すると土地の評価額が高くなり、その分税額も大きくなります。

当該地付近の標準宅地価格を参考に、事業所等の敷地として利用した場合における1ヘクタール当たりの固定資産税額を試算しますと、177万円ほどの増収となります。

また、当該土地に立地する建物に対する固定資産税については、仮に用途地域外の建ぺい率70%・容積率200%と想定して、1ヘクタールほどの敷地に延床面積2万平方メートルの工場や倉庫が建築されたとして試算しますと、令和3年度における鉄骨造の新築工場・倉庫の課税額は、1平方メートル当たり平均1,400円でしたので、2,800万円ほどの増収となります。

このほかにも事業用償却資産に対する固定資産税や法人市民税も増収となります。これらは事業規模や資産及び収益の状況等に大きく左右されますので、税額の試算はできませんが、相当な税収増が見込めることとなります。

ただし、税収が増えますと、普通交付税の算定上、その75%は基準財政収入額に加算さ

れますので、普通交付税のほうはその分減額となります。そのため市の収入全体としては、実質的に税収増に係る25%に相当する分の収入増が見込めるということになります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 住宅とする場合、1ヘクタール当たり固定資産税と住民税の増収は945万円、事業所や商業地として利用する場合は、1ヘクタール当たりの固定資産税は約2,977万円ということであります。菊陽町の光の森の開発は98ヘクタールであります。花園地区も100ヘクタールありますので、全てが開発されたとして単純計算で住宅地と商業地で半分半分だとしても19億6,100万円の税収、そしてこれの25%が単純に増収になるということですので、約4億9,000万円が市の増収になるということが分かります。仮に3人目の子どもがいる世帯に500万円、4人目以降は1,000万円を20歳になるまで20年間で分割し支給するとします。先ほどの健康福祉部長の答弁だと3人目の子どもがいる世帯は、3人以上子どもがいる世帯になりますので、子ども3人の家庭から子ども6人の家庭までの合計が680世帯となりますので、680人が対象となります。これを500万円を20年間で支給するので、年間25万円であります。680人×25万円で年間1億7,000万円が必要になります。同様に4人目の子どもがいる世帯は119人。4人目以降は1,000万円と言いましたので、年間50万円。この50万円を掛けて年間5,950万円。5人目の子どもがいる世帯は13人。50万円を掛けて年間650万円。6人目の子どもがいる世帯は4人ということで、50万円を掛けて年間200万円。全てを合計すると年間2億3,800万円が必要になります。翌年には新たに子どもが産まれますが、20歳を迎える子どもが対象から外れますので、差引きゼロと考えます。現在は少子高齢化ですので、人口増に転じるまでは、年間所要額はさらに減ることが予想されます。先ほどの増収分4億9,000万円があれば、十分に賄える金額であります。つまり、今後20年間で100ヘクタールの開発をすれば、その増収分を財源として、資産の取得や子どもへの手当に充てられるのではないかと思います。市長の考えをお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど部長の答弁にもありましたとおり、現在、行政主導による土地開発に向けて業務を進めており、現時点では検討段階ではございますが、行政主導による土地開発が実現し、それが呼び水となり、民間又は官民連携による大規模な開発が促進されることを期待しているところでございます。これは柴田議員もずっとおっしゃってこられているところで、そこは全く同感でございます。このような土地開発を計画的に進めていく、今お金はかかるかもしれないけれども、将来へ投資なんだということ、これはもう本当にそのとおりでございます。

す。そういう意味で、現在、田畑となっております土地や宅地あるいは商業地等に大幅に転換されることになれば、柴田議員がおっしゃるように、固定資産税による税収増加、人口増加による市民税の税収増加、さらには雇用促進による経済の活性化等にもつながるものであると考えております。そういったことをまず進めるといことが大事でございまして、そういうのがうまく回転しだしたならば、それらの財源を資産取得や子育て支援の充実に活用することで、子育て世代を多く呼び込むことができる、それが本市の更なる発展につながるものだという思いは同感でございます。そのようないい循環をつくりたいというのが、今の思いでございます。市のほうでも、これから少し無理をしながらでもやっていこうと思っておりますので、是非議員の皆様におかれましても、そういった開発について御理解を賜り、御協力いただければと思うところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 土地開発で商業地として利用する場合は、住宅地の場合と比較して約3倍の税収増であります。TSMCを管理している物流会社は敷地が広く必要でありますし、倉庫も大きいので、大幅に固定資産税を上げることが可能になります。是非、物流団地としての開発も検討していただきたいというふうに思います。

また、3人目以上子どもを産んだ家庭には、20歳になるまで手当を続ければ、少なくとも20年間は宇土市に住み続けることとなります。子ども3人以上の家庭は5人以上の家庭となりますので、普通交付税は年間65万円入ってきますし、住民税や消費など地域経済の波及効果は計り知れないと思います。先ほど、職員の金融リテラシー向上について質問させていただきました。財政的な考え方では、最小限の予算で最大限の成果を得るといことが基本だと思います。これは市の予算には限りがありますので、いかに効率よく事業を展開していくかということだと思います。そして、大半の職員は、市の予算は限られている、増税はできないのだから支出を切り詰めるしかないと考えていると思います。しかし、先ほど述べた土地開発のように、増税しなくても収入を増やす方法があるのです。この発想こそが金融リテラシーであり、だからこそ職員の金融リテラシーの向上が必要だと思います。収入が増えれば、支出を増やしても全く問題はありません。投資とは、いかにリスクを抑えて最大のリターンを得るのかを考え、実行していくものです。職員の皆様方には、是非金融リテラシーを向上させて、市の政策に反映させていただきたいというふうに思います。

私は、若い頃「バグジー」という映画を見ました。これは、1991年のアメリカの映画なのですが、その映画のあらすじは、実在したマフィア、ベンジャミン・バグジー・シーゲルが、砂漠のへんぴな場所にあった古びたカジノ店が利益を上げていることに目を付け、ラスベガスにカジノ付きのホテルを建設するというのを思いつき、仲間の協力のもと、それ

を実現させます。残念ながら、主人公は建設後に亡くなってしまうのですが、完成したホテルは今でも莫大な利益を生んでいるといったストーリーです。私は、この主人公のとんでもない発想力とそれを実現する実行力に、非常に衝撃を受けたことを覚えております。誰もが思いつかないことを想像し、それを実現する行動力を持つこと。これが、莫大な富を生んだわけであります。行政は公的機関であり、ギャンブルはできないということは承知しております。しかし、地方自治体は、市の予算をいかに使うか決めることができます。市の繁栄のためには将来的なリターンも試算して、事業を展開していくことは、市民のコンセンサスを得ればできることだと思います。そしてそれによって得た利益は、職員の厚遇や市の補助事業等に還元できます。子育て支援を拡充し、子どもを産みやすいまちをつくることで、新婚夫婦なども転入し、人口も増え、税収も消費も増えていきます。そして宇土市が先進自治体となり、他の自治体が同様の事業を展開していくことで、日本全国の人口がどんどん増えていきます。そうすれば高齢者を支える現役世代も増加し、社会保障の充実にもつながります。また、経済活動が活発になることで過去30年間続いているデフレからも脱却し、経済大国日本の復興につながるかもしれません。ベンジャミン・バグジー・シーゲルは、何もない砂漠に希望を見だし、とんでもない夢物語を創造し、仲間の協力のもとそれを実現させました。私は、あの花園の農地が規模は違いますが、カジノ建設前のラスベガスに見えます。宇土市においても、夢物語を夢のまま終わらせるのではなく、市民の協力を得て実現させる実行力を持つことで、莫大な利益を生み出し、それが宇土市の発展につながることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時から会議を開きます。ここで議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番、檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） 皆さん、おはようございます。宇土、みらいの檜崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は2項目質問させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策の中の発熱外来対応と対策、支援についてでございます。実は私、先月コロナに感染してしまいました。幸いにも私の場合は3日間で熱

が下がり、その後3日間はずごく体のだるさを感じておりました。また後遺症も全然ありませんでした。今回B A. 5の感染力は強く、ものすごい勢いで広がっております。その中で今回私の経験を基に質問させていただきます。まず、最初に発熱をいたしまして、熊本県の発熱患者専用ダイヤルに連絡し、次の日朝早くに宇土市にあります発熱外来を訪ねたわけでございます。本市では、その当時発熱外来は3か所ありました。私は、以前から介護施設関係で主治医の本多医院に電話をいたしまして、予約を行い、訪ねたわけでございます。8時過ぎに行きましたら、駐車場は満杯で、ほとんどの車が発熱外来に来られた方でありました。その当時雨が降り続く中、車の中で窓越しに受付をし、その後看護師に状況を説明し、その後先生の間診があり、しばらくして抗原検査若しくはPCR検査が行われ、診察後に支払いを終わり、薬局で薬をもらうというような流れでございました。全ての工程が終了するのに、私は3時間以上かかったような気がいたします。車の中ではくすぶって泣きわめく子どもさんを見かけました。先生と少しお話をする時間がありましたので、「雨の中、本当にずぶぬれになりながら診察していただき感謝します。」という言葉をお声掛けしますと、「発熱外来は本市でまだ3か所しかなく、医師会にも支援をお願いしているんですけど。」というような言葉が返ってまいりました。実はその日は平日でありましたが、午後1時から1か所の病院が発熱外来の診察を中止しております。2か所になったので、これは対応が大変だなと、追われているのではないかと、本当に心配になっておりました。私が感染した翌日、熊本県で初めて4千名を超えた時期であります。現在の発熱外来の状況はどうなっているのか、また、私自身自宅療養をしていたわけですが、そのとき一番役に立ったのが当然体温計とあと一つ、S p O 2の血液中の酸素濃度を測るパルスオキシメーターであります。これは測定も簡単で、体温と同じ体調管理ができるわけです。このパルスオキシメーターは前々回に、小中学校にこのパルスオキシメーターを置いていただきたいという要望をしたことがあると思います。自宅療養中、体調の確認のために保健所から2回ほど電話がかかってまいりまして、そのときにも体温とこのS p O 2の濃度を確認されております。療養中、実は友人から電話がありまして、家族全員が新型コロナウイルス感染症に感染をしたと。高校生の子どもさんが40度の熱が出ており、できればS p O 2の測定器を貸していただきたいということで貸してあげました。後日返却に来られたときに、「本当にありがとうございました。」と感謝の意を述べられております。熊本市で測定器の貸し出しが行われておりますが、本市ではどうなっているのか。また、発熱外来医療機関の運営状況は現在どのようになっているのか。今後の対応と対策、支援について伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

連日、多くの新型コロナウイルスの感染者が確認され、誰が、いつ、どこで感染してもお

かしくない状況が続いています。このような中、一般の方が発熱などの症状が出現した場合には、まず、かかりつけ医に事前に電話で相談し、受診することになりますが、かかりつけ医に相談しても、発熱している患者は診察されない場合もあるようです。

そのような場合や、かかりつけ医を持たない方の場合は、県が設けている発熱患者専用ダイヤルに連絡すると、居住している地域の受診案内センターにつながり、そこで発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を紹介されることとなります。この発熱外来は、県による設置が可能な医療機関の募集に応じられた医療機関で、8月現在、本市には7医療機関に設置されています。この感染の第7波に入ってからでは、どの医療機関にも多数の患者が訪れ、診療時間が大幅に伸びるなど、医療従事者には大きな負荷がかかっているとお聞きしております。

また、高齢であるなど、重症化が懸念される方が自宅療養をする場合には、定期的な電話等による健康観察のほかに、肺炎の兆候などの重症化の早期発見のため、呼吸状態を示す血中酸素濃度を測定するパルスオキシメーターが保健所から必要に応じて貸し出され、体調管理を行うことになっております。しかし第7波では自宅療養者が多数に上り、健康観察を行う体制が十分に確保できない状況が発生しているようです。

本市としましても、引き続き市民に対して、感染予防対策の徹底や重症化予防対策について周知し、医療機関への負荷を減らすよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。本市では、現在7医療機関で発熱外来が設置されているということで、少し安心をいたしました。また、このパルスオキシメーターを、保健所は宇城市だと思いますけど、やはり、できれば地元の宇土市の保健センターで貸し出しをするようなことを検討していただければと思います。やはりあちらに行くより、地元の宇土市でと皆さん思っているんじゃないかと、そういうことを是非検討していただきたいと思います。今後も、感染予防対策の徹底、重症化の予防対策について、是非周知していただき、医療機関への負担を減らすように努めていただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

では次ですけれども、新型コロナウイルス感染症におけるクラスター発生時の対応と対策、支援について伺います。今回は先ほども言いましたが、B A. 5の感染力が強く、ものすごい勢いで広がっています。本市でも学校、介護施設、病院等でクラスターが発生しております。その中でも、重症者になりやすい高齢者が多い介護施設について伺いたいと思います。先ほど述べましたが、先月新型コロナウイルス感染症に感染したわけですが、先月の12日に、介護施設で私は夜勤の仕事を12年間やらせていただいているのですが、そのとき他のスタッフの業務が終わり、私一人で事務処理をしているときに、利用者さんも寝床につい

た7時過ぎに実は妻からメールが来まして、38度の熱が出たと連絡がありまして、これはもしかしたら感染したのではないかと思い、急遽、夜勤業務を変更していただきました。幸いスタッフ、利用者さんの感染はなく安堵いたしました。その後、私は3日後に新型コロナウイルス感染症に感染したわけでございます。今のこのBA.5は、もう誰がかかってもおかしくないような状況でございます。熊本市内の北のほうの病院ですが、病棟で入院中の患者全て60名の方がかかったと、また病院棟のスタッフ全員が感染したというケースも出ております。介護施設では、もともとぎりぎりの人数で運営している施設がほとんどでございます。スタッフ、入居者全員がかかった場合、対応が心配でなりません。施設等でスタッフ、入居者全員が感染する可能性もあるわけでございます。また、クラスターが発生した施設においては、職員も感染者又は濃厚接触者となるケースが多く、現在スタッフの人員不足は深刻な問題であるわけです。ですので、事前に登録された応援の職員とか、派遣する事業等はないのか。クラスター発生時の対応と対策、支援について伺いたいと思います。健康福祉部長をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

各介護施設では、施設内での感染防止のために、利用者や職員の体調管理や手指消毒の励行、施設内の換気や消毒、外部からの面会制限など、継続して徹底した対策が講じられております。また、各施設におけるコロナワクチンの積極的な接種や、県が実施する施設職員を対象とした抗原検査の集中的な実施等により、感染防止に努めておられます。しかしながら、第7波においては全国各地の高齢者施設でクラスターが多数発生しており、宇城保健所管内でも複数の施設で発生している状況でございます。

施設等でクラスターが発生した場合は、保健所の指示に従うこととなりますが、市からは、必要に応じて防護服等衛生用品の配布や、施設職員及び利用者を対象としたPCR検査の実施、抗原検査キットの配布等の支援を行っております。

市のPCR検査事業につきましては、施設からの申請に応じて市が委託した検査機関が検査を実施するもので、無症状の施設職員及び利用者を対象としています。今年4月から7月の実績としては、13施設において、職員93名、利用者146名、計239名が検査を受けられ、抗原検査キットの活用と併せて感染者の早期発見、感染拡大の防止に効果を上げています。

また、御指摘のとおり、クラスターが発生した施設においては、職員も感染者又は濃厚接触者となるケースが多く、現場スタッフの人員不足は深刻な問題でございます。これに対応するため、県において、クラスターが発生した施設からの派遣依頼があれば、事前に登録された応援職員を派遣する事業を実施されております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。必要に応じて防護服等衛生用品の配布や、施設職員及び利用者を対象としたPCR検査の実施、抗原検査キットの配布等の支援を行っているということであります。PCR検査又は抗原検査は、すぐに検査ができる体制を今以上に構築していただきたい。また、クラスターが発生した施設からの派遣依頼があれば、事前に登録された応援職員を派遣する事業を実施されているということでありますが、本市ではこの派遣依頼事業は利用されているのか、健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

県のほうに確認しましたところ、宇土市においてはこれまでのところ、この事業を利用した事業所はありません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。派遣する事業所が本市でまだ利用されていないということでありますが、今のコロナの状況で依頼している事業所がないということは、何か派遣依頼を利用しづらい原因、理由があるのではないかと、私自身は思うわけでございます。本当に厳しい中やっております。規則といいますか、夜勤して次の日は出社するとか、そういう本当に体力を消耗するようなことになっているのではないかと思う中で、この派遣依頼が利用されていないというのは、何かやり方、方法に原因があると思うわけでございます。是非、この件に関しましては、県のことでありますが市でも一緒に調査をしていただき、改善できる部分があれば、今後のことを考えて改善する方向に向かっていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問は、地域密着型介護の小規模多機能型居宅介護について伺います。介護施設は、介護度の受けられるサービスによってたくさんの種類に分けられます。本当にたくさんの種類がありまして、私もサービスの種類、名前を間違えることもしばしばございます。それぞれの特徴があり多様化しておりますが、その中でも私自身が経験したことで、地域に密着して利用しやすい、すぐれていると実感する施設が、実は地域密着型介護の小規模多機能型居宅介護、通常私どもは小多機と呼んでおります。地域密着型サービスとは、また地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護の特徴をお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、地域密着型サービスについて御説明します。

地域密着型サービスは、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたもので、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中度から重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるサービスの総称でございます。

具体的には、地域の特性を生かし、その地域に密着したサービスを提供するために、市町村が事業者の指定や監督を行います。また、事業者が所在する市町村の住民が利用者となり、施設が小規模であるため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されております。

次に、地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護について御説明します。

小規模多機能型居宅介護とは、宿泊施設を持ち、中度から重度の要介護状態となっても、住み慣れた在宅での生活が継続できるように支援するサービスでございます。具体的には、通いサービスを中心に訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせ、在宅での生活の支援や機能訓練などのサービス提供を行います。

この小規模多機能型居宅介護の一番の特徴は、一つの事業者と契約するだけで、通い、訪問、宿泊といった三つの異なるサービスを、要介護者の体調や希望に応じて柔軟に組み合わせ、定額で利用できるところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 分かりやすい説明ありがとうございます。この小規模多機能型居宅介護の最大の特徴は、一つの事業者が、通い、宿泊、訪問を提供している定額の介護サービスといているところですね。これは利用者にとっては大きな魅力があります。通常のデイサービスや訪問介護・ショートステイなど、介護で利用する場合には、利用者と各サービス業者が個別に契約をしなければなりません。しかし、小規模多機能型居宅介護の場合は、同一の事業者が三つのサービスを提供するため、利用者が個別にサービスを探し、契約を交わす必要がなくなるわけでございます。また、どのサービスにも同じ事業所の職員が行うため、新たに人間関係を構築する必要がありません。そして利用料は定額制であることから、どのサービスを何度利用しても、介護保険利用限度額を超える必要がないわけでございます。このような仕組みで利用者がストレスなく在宅介護を受けるわけでございます。実は私の母も97歳で、最初デイサービス、そして私が夜勤の時、また出張のときにはショートステイを使っておりました。ただ、要介護3、4になったときには、やはりデイサービスの場合は4時ぐらいには家に帰って来なくてはいけない。その時間帯誰もいない、その場合どうするかということですごく悩んだときに、この小規模多機能型居宅介護を知ったわけでございます。夕食前に帰宅予定の利用者さんが家族の仕事の都合で遅くなる時、こういうときにも早め

に連絡をすれば夕食を食べてから、帰宅することができるシステムでございます。また、今回私が夜勤のときに新型コロナウイルス感染症に感染しているわけですね。そのときにちょうど母はその宿泊に行っていたんですね。その後、家に帰って来られると困るので、10日間、やはり長期の宿泊をお願いしなければならない。そういうときにも長期で10日間空いていればそんな手続することなく、10日間母を小規模多機能型居宅介護に預けることができました。母も感染することなく、今も元気で通っております。そのようなシステムで、これは是非皆さん方にもと思ひましてお話をさせていただきました。ただし、事業所にとっては、小規模でありながらサービスが多い負担もあり、運営またほかの施設より大変だと思うことであります。小規模多機能型居宅介護における利用者の状況と課題は何か、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、本市内の小規模多機能型居宅介護の現状について御説明します。

市内には、小規模多機能型居宅介護を提供する事業所が4か所ございます。国において、1事業所当たりの登録定員数を29名以下とする基準や、登録定員数ごとに一日当たりの通いサービスと宿泊サービスの利用定員数が定められています。例えば、登録定員が29名であった場合は、通いサービスは18名、宿泊サービスは9名まで利用可能となります。地域密着型サービスのため利用定員数が小規模ですが、それゆえ、きめ細やかなサービスを受けられるメリットがございます。

次に、小規模多機能型居宅介護の課題について御説明します。

まず、小規模多機能型居宅介護のサービスを利用する場合は、その事業所に所属するケアマネジャーが担当となるため、従来の担当ケアマネジャーを変更する必要があります。このことは、特にこれまでの担当ケアマネジャーと信頼関係ができていた方にとっては、精神的な負担になる可能性があり、また、ケアマネジャーの変更により、新たに利用者のアセスメント等が必要になりますので、前任のケアマネジャーから利用者情報に係る円滑な引継ぎも重要となります。

また、小規模多機能型居宅介護には、通い、訪問、宿泊の各サービスの利用日数に制限がないため、利用者の状況に応じて柔軟に対応ができるという点がメリットですが、その反面、特に宿泊サービスについては、短期入所生活介護、いわゆるショートステイのような連続利用は30日以内という制限がないことから、利用者の状況によっては、ほぼ毎日宿泊するという状態にもなり得ます。毎日宿泊する利用者が増えれば、他の利用者の希望に沿った宿泊の利用ができない可能性もあり、それぞれの利用者の希望に応じながらも、定員内で、心身の状況に応じて必要なサービスを利用できるよう調整する必要があります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。この小規模多機能型居宅介護のサービスを利用する場合は、その事業所に所属するケアマネジャーが担当となり、従来の担当ケアマネジャーを変更する必要があるわけですね。このことは、担当ケアマネジャーと信頼関係ができていた方にとっては、精神的な負担になる可能性があり、また、ケアマネジャーの変更により、新たに利用者のアセスメント等が必要になってくるわけです。前任のケアマネジャーから利用者情報に係る円滑な引継ぎも重要となるわけであります。以前、高齢者支援等について質問をさせていただいたときに、このケアマネジャーの課題、重要性を質問させていただきました。その中でも、この小規模多機能型居宅介護、ケアマネジャーの重要性は、非常に大きいことだと思っております。今後もですね、市としてもケアマネジャーの講習会や勉強会を是非行っていただきたい。その中にはコミュニケーション能力を付けていただければと思います。その中でいろんな問題・課題が見えてきますので、このコミュニケーションの力を付けるような講習をやっていただければと思います。また、小規模多機能型居宅介護には、先ほど言いました通り、訪問、宿泊の各サービスの利用日数の制限がない。これも本当にありがたいことでございます。ショートステイもあるんですね、30日連続、それ以外にも実はあるんですね。介護度によって国から、市からくるお金は違ってきます。だから、多分要介護3ぐらいですと、年間の半分ぐらいしかショートステイは使うことができなくなるんじゃないかなと思っております。だから、制限がないため利用者の状況に応じて、柔軟に対応できる点、メリットですが、長期的に2年、3年の小規模多機能型居宅介護を利用している方ももしかしたらいるかもしれない。これは定期的に問題はありません。しかし、他の利用者が希望に沿った宿泊の利用ができない可能性も出てまいります。それぞれの利用者の希望に応じながら、定員内で、心身の状況に応じて必要なサービスを利用できることを考えなくてはなりません。ですから市としては、長期でいる方の調査はする必要があるのかなと思います。例えばグループホーム、特老等に申し込んでいるのですが、なかなかそこに空きがない、だからここにまだいらっしゃいますよとか、そういう状況をやはり市と連携してやっていけば、いろんな形で長くそういう施設に宿泊するということは、多少減ってくるのではないのでしょうか。ここの一番の長期で宿泊することではなく、何か困ったときに宿泊できる、そういうシステムの地域密着型サービスではないかと私は思っております。是非、そういうふうによりしくお願いします。

短いんですけど、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。11時30分から会議を開きます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----
午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 29 分再開
-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11 番，野口修一君。

○11 番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、障がい児・者の対応，公共交通の利活用，公共工事についてほか質問をさせていただきます。

最初のテーマ，障がいを持つ子ども・大人が全てどのような生活をしているのかについて，ずっとというか，私が市議になり最初の一般質問のテーマであり，以来，性同一性障害，LGBT，さらに男女のジェンダーも含め何度も質問してきました。最近は，障がいは一つの個性として捉える考え方が広がってきて，個性に合わせる住みよさを検証するようになりました。障がい児・者については，本来文教厚生常任委員会での議論が必要ですが，私の1期目最初の質問が障がい児と健常児の小学校の共生について，宇土市教育委員会に考えを聞いた経緯から，その質問から約12年が過ぎたこと，共生とかインクルーシブとかいう言葉が知られ，社会が少しずつ変化しているのので，皆さんにも理解を深めていただくため，あえて一般質問のテーマとしましたので御理解ください。

そこで，最初の質問は，小学生の障がい児の学校や放課後の生活がどう変わったかを確認するため，小中学校で身体，知的，発達に関わる障がいを持つ子どもたちの割合の状況を報告ください。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず，小中学校における特別支援学級在籍児童生徒数，各年度5月1日現在について申し上げますと，小学校では，平成24年度27人，平成27年度48人，平成30年度86人，令和3年度127人。中学校では，平成24年度11人，平成27年度19人，平成30年度22人，令和3年度34人の人数で推移しており，平成24年度から現在に至るまでの人数を比較すると，小学校では5倍程度，中学校では3倍程度と，年を追うごとに在籍児童生徒数が増加をしております。

次に，放課後等デイサービスについてですが，放課後等デイサービスとは，児童福祉法の規定に基づき，こちらは幼稚園及び大学を除きますが，学校に就学している障がい児に，授業の終了後又は休業日に，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他

の便宜を供与することとされております。

これまでの本市における放課後等デイサービスの決定者数は、小中学校合わせて平成24年度22人、平成27年度60人、平成30年度83人、令和3年度199人となっており、平成24年度から現在に至るまでの決定者数を比較すると9倍程度、決定者数が増加をしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。説明を聞きながら、その増加数に驚きました。特別支援学級在籍児童生徒数は10年で、小学校で5倍程度、中学校で3倍程度、さらに放課後等デイサービスの利用者数は9倍に増加していると聞き、いわゆるカミングアウト、子どもの障がい個性として受け入れる社会が広がっていると思います。もともとの質問は6月に準備をしていたのですが、代表質問をすることになり今定例会での質問となりました。この質問のため、5月31日、御船町にあるフリースクールNPO法人くまもとゼロスクールを視察研修に行きました。発達障がいの一つと思いますが、一般の学校自身が自分に合わないゼロスクールに通う子どもたちがいることを知り、その学習のカリキュラムの内容や実際の授業の様子を見学しました。このゼロスクールのニーズは高く、ここ3年で分校が県内に3校開校しています。子ども一人一人の個性を伸ばすことが教育の目的です。以前言われた性同一性障害から理解が広がったLGBTQ、男女のジェンダーも含め、広い意味の個性を尊重してほしいと願っています。

次の質問に移ります。子どもたちの放課後や家庭内の生活に加え、障がいを持つ児童生徒の地域の生活状況を知りたいことと、大人に成長した後の生活がどう変わってきたかについても検証したいので、市が把握している障がい児・者の地域の状況について報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、本市での障害者手帳所持者についてですが、令和3年度末現在で身体障害者手帳1,927人、療育手帳392人、精神障害者保健福祉手帳461人で計2,780人の方がいらっしゃいます。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、市で診断書等を確認し、支援の必要性を判断した上で障がい福祉サービスや障害児通所サービスである児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等を利用される方もおられます。

御質問の障がいのある児童生徒の生活状況としては、学校や家庭での生活のほか、放課後等デイサービスを利用される方が多くなっております。放課後等デイサービスは、平成24

年度から制度が始まりました。

本市では、平成25年度に初めて放課後等デイサービス事業所1か所が開設されましたが、その定員以上の利用希望者が数多く存在し、やむなく近隣の熊本市や宇城市など、市外の事業所を利用されているのが実情でした。現在は、市内の事業所の数も16か所となり、生活する地域の中で過ごすことができるようになりました。放課後等デイサービスの利用者の中には、長年、SST（ソーシャルスキルトレーニング）などの社会に適応して生活するために必要なスキルの習得や、気持ちを言葉で表現するなどの療育を受けられ、大学に進学された方もいらっしゃいます。

また、放課後等デイサービスを利用されていた児童生徒が18歳以上になると、このサービスを利用できなくなり、障がい福祉サービスに移行することになります。成人後は、常に介護を必要とされる方は、デイケアなどの通所系サービス又はグループホーム・施設入所などの生活介護サービスを利用されますが、市内にはこのような生活介護事業所が少なく、近隣市町村にある事業所を利用される方が多い状況です。

ほかには、自立した日常生活を営むために必要な訓練を受ける方、就労系のサービスを利用し一般就労を目指す方、一般就労後の就労継続支援を受ける方、就労継続支援A型・B型などのサービスで就労されるなど様々な方がいらっしゃいます。

今後も、関係機関と協力しながら支援が必要な方に対し、将来の自立と社会参加ができるよう継続した支援を適切に受けられることができる環境づくりを行っていく必要があると考えております。

最後に、令和元年度から、宇城圏域の各市町が地域生活拠点等整備事業として、関係機関の協力を得ながら、障がいのある方の症状の重度化や高齢化、また、いわゆる親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりを開始しています。今後も、障がいの有無にかかわらず、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを、地域全体で支えられるようなサービス提供体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しい報告ありがとうございます。説明を聞きながら、日本の障がい者福祉は手厚くなると思いました。もうかれこれ十六、七年前、第一次安倍政権時代に障がい児童への教育支援というか、療育についての法律ができてから大きく変わってきたと思っています。その一番が、発達障がい児・者への理解と支援だと思いました。これからも、一人も取り残さないように大人になっても支援を続けることをお願いして、次の質問に移ります。

このテーマの最後に確認したいのが、宇土市が考える障がい児・者が住みやすいインクル

ーシブの社会とはどんなものか。健常者と地域で共生できるまちづくりについてお尋ねします。健康福祉部長をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市では、「障がいのある人，ない人にかかわらず，だれもが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として，第3期障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定しており，計画の実現に向けて障がい者福祉施策の推進に努めているところであります。

その計画において，障がいのある人，ない人にかかわらず，住み慣れた地域で安全に，安心して暮らすことができる生活環境の整備を図るとともに，地域共生社会の構築を進めていくこととしております。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は，全ての市民にとっても安全で，便利で，快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的，社会的，制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく，障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず，あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。潮谷義子熊本県知事時代に，日本で初めて導入されたユニバーサルデザインという考え方があります。全ての人を使いやすい道具やまちづくりのデザインです。それをさらに多様な人が共生できる社会づくりの考え方，インクルーシブの社会づくりの実践を，宇土市でも推進していただくことをお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） それでは，ただいまから議事の都合及び昼食等のため，休憩といたします。午後1時から会議を開きます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

午前11時44分休憩

午後 0時58分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） それでは，午前中に引き続き，会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

野口修一君。

○11番（野口修一君） 午前中に引き続き質問をいたします。

次のテーマは，公共交通の利活用についてです。宇土市は，熊本県，九州で交通の要衝と

昔から言われています。その宇土市は、市西部は宇土半島の北エリアにあり、自然豊かで農産品も盛んに生産されています。宇土半島は東西に長く、校区を隔てる山が存在し、交通は海岸線の国道と鉄道に頼っている状況です。資料1、宇土市の地形です。網田地域はここ30年の間に人口が減少し、宇土町と合併した60年前の半分以下になりました。現在は、さらに減少速度が増しています。これは宇土半島南部エリア、旧不知火町、旧三角町も同様で、さらに天草諸島の人口減少も進んでいます。人口減少地域、高齢者率の高い地域の公共交通に関心を持ってきました。そこでまず確認したいのが、国道57号を走る産交バスの路線バスとJR三角線の過去5年間の変化を知りたいので報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、国道57号を走る路線バス、三角・宇土駅線ですが、過去5年間の利用者数で言いますと、平成29年度は2万4,675人、平成30年度は2万3,190人、令和元年度は2万2,280人、令和2年度は1万9,432人、令和3年度は1万7,340人となっており、年々減少している傾向にあります。特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな減少となっています。

次に、JR三角線の利用者数ですが、こちらはJR九州が公表している最新の情報が令和2年度でしたので、そこから過去5年間の一日1キロ当たりの平均乗客数を表す輸送密度で言いますと、平成28年度は1,374人、平成29年度は1,331人、平成30年度は1,242人、令和元年度は1,187人、令和2年度は775人となっており、こちらも年々減少している傾向にあります。また、路線バスと同様に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きな減少となっています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。路線バスの年間利用者数が5年間で7千人減少し、JR三角線の日1キロ当たりの平均乗客数が5年で500人減少し、新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますが、8月24日の熊日新聞に京都大研究チームからの報告で、「新型コロナウイルスの感染は、これから数年は人口の1割近くが常に感染状況にあり、国民のほぼ全員が感染するまで続き、その後は季節性インフルエンザになる。」とありました。ですから、今後数年はwithコロナの生活が継続されると思いますので、そう簡単に元に戻ることもなく人口も減るので、利用者は減り続けると予想されます。

次の質問に移るのですが、JR三角線の利用者減少に影響していると思うのが、ミニバス網津・緑川線と住吉小部田・長部田地区から以西への網田地域を昨年から走っているデマンドバスです。そこで、次の質問は、ミニバス、デマンドバスの利用状況ですが、それと重な

る交通網の一つ、コミュニティバスの利用状況の変化も気になるので、当初からどう変わってきたかを報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、初めにミニバスですが、本市の西部地域を走る路線としては、宇土北部線と網津・緑川線の2路線があります。

宇土北部線の過去5年間の利用者数は、平成29年度は1,956人、平成30年度は1,465人、令和元年度は1,986人、令和2年度は1,760人、令和3年度は1,529人となっています。

網津・緑川線の過去5年間の利用者数は、平成29年度は2,304人、平成30年度は2,158人、令和元年度は1,769人、令和2年度は1,517人、令和3年度は1,518人となっています。

次に、デマンドバスですが、昨年10月1日から運行を開始していますので、昨年10月から本年7月までの10か月の利用者数でいいますと、547人となっています。

最後に、コミュニティバスの過去5年間の利用者数は、平成29年度は9,105人、平成30年度は8,948人、令和元年度は8,561人、令和2年度は6,810人、令和3年度は8,199人となっています。令和2年度の減少は、ルート改正により便数が減少したことが原因かと思われます。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種無料運行を約4か月間実施したことにより、利用者が増加しています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私の印象としてはコロナ禍から影響を受けていますが、思ったほどは減っていないと思いました。デマンドバスが10か月の利用者数が547人ですし、意外と使っておられるなと思いました。伊万里市へデマンドタクシーの視察へ行ったとき、伊万里市も開始した年でしたが、登録は約250人でよく使う人は5人ほどと聞いていたので、いろいろ研究をして始めた宇土市のほうが利用者ははるかに多いと思います。お盆に網田の親戚に行ったとき、おばが「長く車に乗るけどデマンドバスに登録した。近所の人が往復1,400円は助かると言っている。家の前まで来てくれるのがよい。」と話していました。利用者の伸びはまだまだということなので、ではどうして地域公共交通を使わないのかを知ることが必要と思い、宇土市地域公共交通計画の市民アンケートを見てみました。資料2です。利用しない人の理由を見ると、なるほどと思います。伊万里市で登録250人いるのに、利用するのは5人ほどの話もうなずけるような、宇土市の市民アンケート結果です。しかし、私はもっと利用者が増えると思うので、広報等でもっと周

知を図ってほしいと思います。

次の質問に移ります。ミニバスを活用したスクールバスについてです。以前に質問したその参考としたのが、上益城郡山都町のスクールバスとその空き時間を使った日中の路線バスの活用でした。以前、潮谷知事にスクールバスと路線バスの併用はできないのですかと聞いたことがあります。そのときはまだ山都町の事業がなかった頃なので、明快な回答はありませんでした。多分、補助金の縛りや法規制等もあると思います。校区内に三つの駅を持つ東西に長い網田エリアですが、現在の通学等は何となく把握していますが、現状を知りたいのでどんな方法で何人が通っているのかの報告と、昨年から走り出したデマンドバスを網田小中学校の通学のスクールバス利用ができる可能性について、他自治体の状況も含め報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、今年度の網田小・中学校における児童生徒の通学状況について、小学校は、徒歩63人，列車19人，バス14人，自家用車送迎9人となっています。また，中学校は，徒歩25人，自転車13人，その他自家用車送迎等7人となっています。

次に，宇土市デマンドバスについて，このバスは，網田地域及び長部田・小部田地区と本市中心市街地を結ぶ公共交通機関で，昨年10月1日から本格運行を開始しています。月曜日から金曜日までの週5日，一日6便運行しています。

デマンドバスをスクールバスとして利用できないかとのことですが，網田方面から市街地方面へ向かう始発便が午前8時，市街地方面から網田方面へ向かう最終便が午後3時のため，現状のダイヤでは，登下校時間に対応することができません。また，広大な網田地区にお住まいの児童生徒をデマンドバスでカバーするには，時間的に難しく，一般利用客への支障も予想されます。

さらに，使用している車両は1台のみで，最大9名までの輸送人数制限があります。そのため，利用される児童生徒の人数によっては，全員が乗車できないことも考えられ，現行の運用では利用が困難であると考えられます。

このように，デマンドバスをスクールバスとして利用するためには，ダイヤ改正や車両の変更又は追加，それに伴う運転手の確保など，運行事業者や国等との調整が必要となるため，解決すべき高いハードルがございます。

最後に，他自治体の状況についてですが，スクールバスの空き時間に車両の有効利用としてデマンドバスを運行しているものや，定時定路線型のスクールバスを一般客と児童生徒の相乗りで運行しているものなどがあります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。デマンドバスのスクールバス利用は、今のままでは難しいか路線的には分かっておりますが、以前宮崎県の諸塚村というところが、昼は路線バスを、夜・夕方と朝スクールバスに使っていたので、逆の発想ができるのではないかなというふうに思い、質問をしたところです。以前の答弁なら、できないの一言でしたが、今回は、他自治体ではスクールバスの空き時間にデマンドバスを運行しているもの、定時定路線型のスクールバスを一般客と児童生徒の相乗りで運行しているものなど、いろいろな使い方があると調査しただけでも、前向きな動きになったのではないかという気がします。もう3年前になりますが、奈良県十津川村に杉本議員と藤井議員と一緒に過疎地の公共交通対策を検証に視察研修に行きました。十津川村には鉄路がないので、大小のありとあらゆるバスがあり、年間予算六十数億円の村が交通に使う予算が1億5,000万円を超えています。網田校区は駅が三つあり、九州内でもそうない特性があり、海に山が迫る地区も多く、通学もですが高齢者の交通手段が車しかない地区が幾つもあります。ミニ十津川村の状況と思います。親負担の軽減もですが、生徒の通学が人口減少に影響するようでは、教育の機会均等が保てません。いずれ早い時期に網田小・中学校の通学に関して、スクールバスの設置を検討することをお願いして、次の質問に移ります。

7月20日、国土交通省の有識者会議がまとめた報告書、資料3は北海道読売新聞の記事の内容ですが、公共交通の最初の答弁にあった鉄道のローカル線の利用状況を検証したもので、「一時間当たりの利用者数がどの駅間でもピーク時に片道500人未満の路線では、国や地方自治体、鉄道事業者がバスへの転換などを協議するように促す。」の提言に関して、市はどのような情報を集めているのか、また今後の対策をどう考えているかを報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言については、JR三角線が通っている本市においても、大変関わり深いものと認識しています。

情報収集に関しましては、8月に熊本県において提言内容に関する説明会が開催され、本市も参加したところです。提言の主な趣旨としては、「不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持していくため、鉄道事業者、国、地方の今後の役割について検討する。」というものでした。

また、今後については、「利用者の減少等による危機的線区については、鉄道事業者と沿線自治体で相互に協働し、必要な対策に取り組む必要がある。」としており、「広域的調整が必要な場合は、主に県が主導となり、協議会等を設置する。」ことが盛り込まれています。

J R三角線についても、廃止ありき、存続ありきという前提を置かずに協議し、鉄道事業者からの分社化、駅施設の有効利用、バスの専用レーンを導入したり、連節バスを導入することで、輸送力や利便性を高めるBRT化、バス化など、様々な視点からの検討を行う必要があると考えられます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 県の説明会を含め報告、ありがとうございます。現状は、資料4の熊日新聞の内容からも、ローカル線の状況はとても厳しい。また最初の質問からも、三角線も同様に利用者の減少が顕著になっていると思います。報告の中で、今後は鉄道維持のために、鉄道事業者からの分社化や駅施設の有効利用、BRT化やバス化など、様々な視点からの検討を行う必要があるとのこと。8月25日の熊日新聞の記事に、三角線の赤字が2億8,100万円もあり、少し改善したと言いつつもすごい赤字額だと思います。宇土三角間で、宇土市内に六つの駅があるJ R三角線は、市民に最も大切な公共交通の一つです。また、同じ路線に並行している産交バスが運行する路線バスがあります。しかし、最初の答弁のように、人口減少から利用者が減り続け、宇土市と宇城市の補助がなければ運行すらできない状況ですが、地域には無くてはならない公共交通の一つです。今後は沿線も地域自治体が公共交通にさらに深く関わっていくことになると考えています。

そこで市長にお尋ねします。ヨーロッパでは環境政策やSDGsの実現から、鉄道維持に自治体が補助金を出しています。宇土市地域公共交通計画の市民アンケート、地域公共交通の維持についての意見も踏まえ、もし今後J R三角線、最近では、車内放送では天草三角線と言うそうですが、沿線自治体や天草の自治体とともに、J R三角線維持のために助成金を出すことについて考えをお尋ねします。

市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

ただいま野口議員から御提供いただきました新聞記事のとおり、J R三角線の宇土三角間の2020年度の輸送密度が、国土交通省の有識者検討会において協議対象の目安の一つとした1千人未満に該当します700人台に落ち込んでおります。新型コロナウイルス感染症の影響があったとはいえ、市としても事態は深刻化していると十分に認識をしているところです。

路線維持のために補助金を出すということにつきましては、現在のところ、J R九州から具体的なお話は伺っておりません。そのため、ここで助成金を出す、出さないということはお答えすることはできないところです。しかしながら、J R三角線を沿線住民が生活路線と

して必要とされているということは重々認識しておりますし、様々な観点から生活路線の維持を図っていくことが必要であると考えています。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 現在の状況からの意見と受け止めました。JR九州の収益は、旅客輸送から不動産やホテル事業へと転換を図り、厳しい状況のローカル線には、難色を示す言葉が最近出るようになっていきます。赤字ローカル線や一昨年被害を受けた肥薩線では、上下分離方式、鉄道は県と周辺自治体が維持し、列車の運行だけを鉄道会社が行うやり方です。こうなったら周辺自治体の財政負担はどこでも大きくなります。遅かれ早かれ、地域公共交通は自治体が助成し、動かす時期が来ると思っています。是非、市として鉄道、路線バスも含めた将来の地域交通の未来を具体的に考えていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

宇土市の東西の地域事情から、人口が増える、増やせる可能性がある地域づくりで、先ほどの柴田議員の県道14号線・ウキウキロード沿線エリアの開発を進める話にもつながりますが、私が提案している宇土市7番目の駅について、JRとの打合わせは現在どうなっているか報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和元年6月定例会において、野口議員からJR新駅の計画について御質問があり、市長から「現状では新駅設置は厳しいですが、県道14号線からウキウキロード沿線エリア一帯の土地利用構想の開発次第では、新駅設置に向けて前に進んでいけないのではないかと答弁しています。その後、JR九州の担当者と協議を数回行いましたが、内容的には以前の市長答弁のとおりでした。市としても、新駅周辺で何かしらの新しい宅地開発などがあり、相当数の利用客が見込まれることが重要であると認識しているところです。

現状としては、その後、新しい開発の話も具体化していませんので、JRとの意見調整についても特段の進展はございません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。答弁を短く整理すると、宅地開発があれば駅も計画するとの説明だと思います。これは、これまで何度も議論され、市の住宅地計画が先か、民間の団地開発が先かと同様で、卵が先か鶏が先かの議論と同じです。都市の再開発はまちの仕組みを変えることで、いろんな変化が起こります。例えば、中心部にあった学校を郊外へ移すと学校跡に商業地や宅地ができる、人が集まる動線の新駅ができる。逆な再

開発の例として、新幹線車両基地ができたとき、富合駅ができた。周りにアパートや住宅団地ができ、コンビニができ、飲食店も増えた。まさに卵が先か鶏が先かで、その周辺地域を一変させる付加価値のある仕掛けを起こすことです。駅が先か住宅団地が先か、私は鹿児島本線の宇土駅と松橋駅のほぼ中間に新駅を新設することで、宇土市街地を大きく南に重心を移すことができると考えています。宇城地域の交通の要衝としてウキウキロードと鹿児島本線の交差する跨線橋下に新駅を計画すると、交通の流れを変えることとその影響は県が計画する八代海沿岸に造られる地域高規格道路の計画の延伸も可能にすると考えています。また、新駅を利用することになる栗崎、打越地区と上松山、下松山地区の開発が始まり、人口増加化が見込まれます。今回の質問は、議会だよりに掲載の予定です。卵が先か鶏が先か何度も言わないと始まらないので、今回も質問しました。最後に、企画部にはこれからも粘り強く、JRとの交渉をお願いして、次の質問の公共工事に移ります。

3番目のテーマ、公共工事についてですが、最初に市の公共工事の現状を知るため、公共工事の工事監理と完了検査の実行状況、現場検査、書類審査、その資料の保管等について報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

公共工事の監理は、職員から選任した監督員が、宇土市公共工事請負契約約款に基づき、設計書、仕様書、図面等の設計図書に従い、監督員が受注者から提出される工事書類の確認や承諾、立会い、使用材料の検査、施工状況の検査及び指示等を行い、適正に監理しております。

公共工事の完了検査は、受注者から工事の完成通知を受けた日から14日以内に、工事の内容が設計図書、公共工事請負契約書、各工事施工管理基準等の関係図書に基づき、適正に実施されたのかを確認するために、書類検査と現場検査を行っております。

書類検査では、受注者から提出された工事写真等の完成図書を基に、施工計画、工事の実施状況、使用材料等の品質、現場での品質管理及び検査、安全対策、その他工事に伴い必要となる資料提出の有無について、確認を行っております。

現場検査では、構造物等工事目的物の延長・断面・仕上り高さ等の検測、品質や施工数量の確認、そのほかに工事全体の出来ばえについても確認を行っております。

また、完了検査後の完成図書等については、規定に基づき担当部署で保管しております。

なお、過去3年間の工事完了検査の件数は、令和元年度105件、令和2年度107件、令和3年度92件、平均101件で、職員2名の体制で対応しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私の本業は建築の設計事務所で、そのほとんどが民間工事、勤務時代には一、二度公共物に関わりましたが、独立してからは公共物の事務の多さと、最後に勤務した事務所は全て民間工事だったことから、私の事務所は30年を超えましたが公共物を一切やってきませんでしたので、確認のため市の状況を聞きました。

そこで、公共工事でも民間工事でも行う指名競争入札についてお聞きします。私の価格競争のやり方は、見積りを取る請負業者が最後まで顔を合わせないようにする相見積りのやり方をしています。指名競争入札はいわゆる現場説明会、入札資料を渡し、入札条件を提示して見積り期間を取って再度集まり、入札額に金額を書いた札を投入し、一番安いところが受注するやり方です。私は、価格競争させるには顔を合わせないほうが良いと考えていますが、公共物は機会均等と公平性から全員が顔を合わせるやり方になっています。この質問は6月議会で予定していたのですが、この3か月の間に、現在熊日新聞の重役で以前は論説委員の記者だった方と会う機会がありました。この方には3年前、談合会議に潜入し、1年間の工事順番を決める会議を見聞した状況をこと細かに記載して、スクープ記事でその談合に参加した請負会社50数社を指名停止に追い込んだことなどの新聞記者時代の体験談を私が主催する異業種交流会で話してもらいました。先月また会う機会があり、今度の質問で談合のスクープの話を使わせてくださいとお願いしたとき、その元記者が「指名競争入札は、個人の倫理を信じるだけで、甘いですね。」との認識を再度語っておられました。この話を紹介して次に質問に移ります。

そこでお聞きします。私は公共物に30年以上関わっていませんので、指名競争入札の条件はどんなものがあるか、不正防止策と倫理規定などはどんなものがあるか。市職員及び市役所の関連団体の倫理規定等があれば報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、指名競争入札につきましては、宇土市契約事務規則第38条において、1件の設計金額が130万円以上の工事、製造若しくは修繕の請負契約又は1件の設計金額が50万円以上の物品の購入、その他の契約については、宇土市工事入札指名等審査会等に諮って指名を行うことと規定されております。ただし、現在はより厳格性を求めるため、1件の設計金額が50万円以上の工事につきましても、指名競争入札を行っております。

また、工事の発注につきましては、土木、舗装、建築の3工種において市内業者の格付けを行い、工事規模及び施工能力に応じた発注を行っております。その他の工種におきましては、業者数が少ないため格付けは行っておりません。

指名業者の選定につきましては、専門的な工事等を除き、技術的に市内業者で施工が可能

なものについては、地場産業の育成及び地元業者の受注機会の確保の観点から、市内業者を優先して指名するよう努めております。

次に、不正防止策としましては、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置の適切な運用の徹底を図るほか、談合情報を得た場合は、宇土市談合情報処理要領により、具体的な対応を定めております。

市職員及び市役所関連団体の倫理規定につきましては、一般的な公務員の倫理規定以外には定めておりませんが、学識経験者等で構成する入札監視委員会を設置し、中立・公平な立場で建設工事に係る入札及び契約の過程及び内容について、審査及び意見の具申をいただいております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。一般的な話の内容だと受け止めました。指名競争入札の倫理規定は、入札については真面目に競争してほしいぐらいの決まりではないかというふうに感じました。だから、いまだに大きな工事が続くと、大手が談合やカルテルなどの倫理違反がたびたび起こることも事実です。談合の罰則等が必要ではと、熊日記者からの意見からも考えました。また、市の指名停止の期間とか条件等については、別の場で調べたいと思います。説明にあった学識経験者に、中立・公平な立場で建設工事に係る入札及び契約の過程及び内容についての審査及び意見が出され、倫理観のない行為が指摘されたときどうするかについても、資料開示などで調べたいと思います。

次の質問に移ります。先ほど説明がありました、もう一つ確認したいのが、工事規模はあると思いますが、指名競争入札の応札・落札の市内外の比率及び金額はどうなっているのか報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

金額については、千円未満を切り上げて報告いたします。

令和元年度が、発注件数98件に対し、市内業者の落札件数は93件、94.9%で、全工事発注金額9億3,767万9千円のうち、市内業者の受注金額は8億6,691万9千円でございます。

令和2年度は、発注件数111件に対し、市内業者の落札件数は103件、92.8%で、全工事発注金額12億8,953万円のうち、市内業者の受注金額は11億8,163万1千円でございます。

令和3年度は、発注件数97件に対し、市内業者の落札件数は86件、88.7%で、全工事発注金額9億2,803万9千円のうち、市内業者の受注金額は7億7,972万6千円

でございます。

また、1件の設計金額が5,000万円以上の建設工事につきましては、一般競争入札となり、過去3年間に一般競争入札で発注した建設工事22件に対し、市内業者の落札は10件、45.45%で、全工事発注金額49億5,460万1千円のうち、市内業者の受注金額は6億1,048万2千円でございます。

なお、一般競争入札での発注におきましても、技術的に市内業者で施工が可能なものについては、市内業者限定とする要件を設けるなど、地場産業の育成及び地元業者の受注機会の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。指名競争入札では、市内企業の受注が多いととても良いと思います。一般競争入札では、今、庁舎建設があつているので、額は相当でかいですが、日頃はそこまでないのではないかなと思つました。先ほどの熊日記者の体験談ではないですが、入札金額が予定価格の100%に近似するような金額ばかりの落札は、良き競争とは言えないと思います。それこそ宇土市にオンブズマンがおられたら指摘される部分です。市内事業者であつて、市民から預かる貴重な税金の使い方は、市民も関心を持つことが必要ですが、市職員の倫理感も問われることとなります。公共工事は入札を含め、工事の実施には発注する市側、請け負う事業者側に共に倫理観が重要と思つています。

次の質問は、これは発注する側の市の倫理観が問われる部分についてです。指名競争入札の事業規模以下の少額の工事発注、50万円以下の公共工事について、発注方式、受注企業の機会の均等かどうか、地域性はあるのか、その公平性について報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

指名競争入札の事業規模以下の少額の工事及び修繕の発注につきましては、宇土市契約事務規則第45条において、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時等を除き、できる限り2人以上の者から見積書を徴取することと規定されております。ただし、現在は競争性や経済性を担保するため、3社以上から見積書を徴取しております。

見積徴取業者の選定に際しては、地域性を考慮し、例えば工事箇所が宇土地区の場合は、原則として宇土地区に事業所のある事業者を担当課において選定することとしております。なお、各種事情により工事地区の事業者が対応できない場合は、周辺地区の事業者から選定しております。また、特定の業者に偏ることのないよう公平性の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。地域性・公平性が保たれているので安心しました。内容から、少額の工事は各種事情により工事地区の事業者が対応できない場合は、周辺地区の事業者から選定しているということなので、地区内の事業者が断らない限り、他地区の事業者は参入できないというふうに受け止めました。是非この決まりを守る市職員の倫理観に期待し、地域性を保てるようお願いいたします。加えて少額の工事であっても、市民から預かる貴重な税金を使う事業です。報告があったように、競争性や経済性を担保するため、3社以上の見積書を徴取の決まりを守り、請負価格には最大の注意を払い実施してください。よろしくお願いします。

そこで、公共工事関連の質問として技術職員に関してお尋ねをします。民間企業は常に競争原理のもとで戦い、安さだけではなく、技術力でも仕事を勝ち取る活動が常です。一般的な工事ではある程度経験を積めば、検査や指示を出せるようになります。最近の資材高騰は見積りにも大きく影響し、半年前の設計金額では実施できないことも増えています。良いものは高いものという発想ではなく、機能を満足していたら古い機材や一般に出回っているものに変更することも考えることが必要になってきます。その判断には熟練した技術と経験が必要です。しかし、最近の公共工事の設計・監理は、民間の技術力に頼り、外注が多くなっています。設計変更やトラブルを判断できる長い経験を持つ技術職員が市役所内にとっても少ない。これは以前のことで、網津小学校完成後、梅雨時期になり床が膨らみ、まともに歩けないことが起こりました。議会でも問題になり、現地検証もしましたが、この設計者は改修方法が分からず、市の担当者が私に相談してきたので、湿気を抜く方法と機材も含め、改修の工事方法を伝えました。その後不具合は起こっておりません。要は知識も含め、多様な経験が必要ということです。今後、特に注意が必要と思っているのが、50万円以下の工事で設計などの民間技術者が関わらない場合も多くあります。

そこで、公共工事の運営技術職員に経験豊富な民間人材の採用や、監理・運営の外部委託等が必要と思っています。宇土市の技術職の現状をお聞きします。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

近年、自然災害が頻発し、激甚化しており、全国の地方自治体では建築職、土木職などの技術職員の不足が深刻化し、行政運営の支障となることが懸念されております。

本市におきましても、技術職の採用募集は毎年行っており、一人でも多くの優秀な技術職員の採用につなげるため、宇土市に関心を持ってもらえるような情報の発信や、土木科や建築科のある高校、専門学校等を巡回訪問して採用試験の案内を行うなど、試行錯誤しながら

受験者数を増やす取組を行っております。

先ほど議員から御発言がありましたように職務経験者枠での募集も、平成26年度から実施しており、職務経験者採用の土木・建築の技術職員は8名在籍しております。この8名の技術職員は、土木課や都市整備課、庁舎建設推進室などに在籍しております。ほかの職員とのやり取りや、請負業者との協議等におきまして、幅広い知識や多角的な視点をもって、それまでの職務経験を生かしながら、業務に取り組んでおります。

このような職務経験者の採用も継続しながら、厳しい行財政環境のもと、限られた人的資源で、行政運営の複雑化、高度化に応え、様々な課題に迅速にかつ的確に対応し、今後も質の高い行政サービスを提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しい報告ありがとうございます。平成26年度から実施し、職務経験者採用の土木・建築の技術者は8名おられると聞き、取組が進んでいるなど思いました。一般競争入札になる大きな工事には、民間の外注先が関わることも多いので、高い技術能力が期待できます。例えば、現在の庁舎建設のような大規模な工事では、製品検査や規格管理にも専門技術者が必要です。そのような現場を経験した民間技術者の活用は、大いにやるべきと以前から考えていました。民間でも人材獲得競争は熾烈なものになっています。それこそ倫理性を伴う行政の責任感、人間として成長する機会となるので、様々な人材にアプローチして有能な人材の獲得に努力してもらい、宇土市が発注する公共工事の品質向上に努めていただくことをお願いして、次のテーマ、図書館に関する課題に移ります。

図書館は文教厚生常任委員会で議論が必要ですが、まちづくり、中心市街地活性化に大きく関わるテーマなので、あえて一般質問に取り上げ、皆さんにも考えてほしいのです。これからの市立図書館の対策について、幾つか先進的な論文や文献を調べていて、資料6、図書館を核としたまちづくりから現代の図書館の潮流とは何かを参考にさせていただき質問していきます。質問資料6の中間あたりに、ブルーの部分があると思います。その部分を長押しすると、掲載のサイトに飛びますので内容を読んでいただくとありがたいです。図書館の一つ目の質問は、図書館の機能を活用したまちづくりについてです。紹介した図書館を核としたまちづくり前編後編は、地域活性機構リレーコラムを読み、図書館とは何かを勉強しました。その前編に、事例や人の集まる図書館運営の資料で見つけたアメリカサウスカロライナ大学図書館情報学部デビット・ランクス教授が指摘する三つの図書館、「ダメな図書館は蔵書を構築する、普通の図書館はサービスを確立する、優れた図書館はコミュニティをつくる」の三つの分類があり、これはいい表現だなと思いました。この三つの視点から、宇土市立図書館の現状はどうか、自ら検証することと、デビット教授の言われる「優れた図書館はコミ

コミュニティをつくる」に宇土市立図書館を近づけるにはどんな改革や取組が必要か考えをお聞かせください。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、現在の宇土市立図書館にて行っている業務を申し上げます。最も基本的なものとして、所蔵資料の貸出・返却業務がございます。このほか、所蔵資料の整理や修理作業，書籍等の選書及び発注，利用者の要望に応じた情報提供を行うレファレンスサービス等を行っています。また、広報うとや図書館ホームページ，市公式LINEを通じ図書館に関する情報を発信しています。行事としては、市内小中学校へ向けた新着図書メール配信，公共施設等への配本業務，ブックスタート事業や幼児・児童向けおはなし会の開催，読書週間における図書館まつり，読書感想文及び読書感想画コンクールの開催，各種作品展の開催などを行っています。

所蔵資料の年間貸出冊数につきましては、平成28年度は熊本地震により、平成27年度の約8万6千冊から約6万4千冊へと大幅に落ち込みましたが、昨年からは、一人当たりの貸出冊数の上限を5冊から10冊に増やしたことで、昨年度は貸出冊数が9万3千冊と大幅に伸びました。しかしながら、市民一人当たりの資料数や資料費については、県下各市の中でも下位に位置しており、資料の充実が大きな課題となっております。また、現在のデジタル化の流れに対応するための電子図書館の導入，さらに所蔵資料の保管場所なども課題として捉えております。

また、図書館には市民の方が集まる、会合できるスペースがございません。コミュニティをつくる図書館を目指すためには、まずは、地域間交流を進めるためのスペースを整備し、まちづくりに貢献できる活動を充実させていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 宇土市立図書館の現状報告をお聞きして、こんなものだろうかと思いましたが、前回の代表質問で話したように一人5冊から10冊ですので、3万人ですからその5倍から10倍の蔵書数は必要だと思いますが、その前に図書館として本当に機能しているのかなという感じも持ちました。前々回の議会以来、文教厚生常任委員会で市立図書館の改革について検討するため、現在何をやっていてどんな改革案かを聞く中で、提出資料を見て文教厚生常任委員会の何名かが、何じゃこらと指摘をされました。直営と民間委託の比較に、民間は高くなるから所定の予算だけを提示されました。議会軽視も甚だしい資料提示に門前払いをいたしました。再度今議会に説明される予定ですが、宇土市の市立図書館は井の中の蛙で、世の進歩には関心がないように見受けられます。私は、武雄市の樋渡市長

との御縁で、有名になった武雄市立図書館に見学に何度か行きました。週末だけでなく、平日でも県外ナンバーの車が多いほどにぎわっていました。しかし、私が思うに図書館は観光地ではありません。市民の知の中心地です。その知識を集めた場所が観光客の集合場所ではないとは思いません。市立図書館はその地域の歴史文化の中心でないといけないと思うのです。

次の質問で紹介する愛知県安城市の市立図書館のコンセプトがすごいのです。民間の書籍販売企業に委託した武雄市立図書館ではなく、市の文化の拠点で、どう中心市街地に存在感を出し、まちづくりに貢献させるか、それを常に考え続けています。最初に1回だけ考える企画ではなく、変化する市民ニーズに対応する改革を常に取り組みることが必要不可欠なのです。

そこで、先進的な活動をする愛知県安城市の図書館改革について調査した結果と、宇土市立図書館の改革について質問します。安城市の図書館改革を質問すり合わせのときに紹介していますが、前の質問同様に質問7の資料、安城市の図書館の資料から現在のサイトにリンクしているので、ブルーの部分の部分を長押ししてもらおうと飛びますので、私の質問を参考にいただければありがたいです。そこで質問は、宇土市立図書館の運営と安城市の図書館改革の違いは何か。また図書館活動で人を中心市街地に招き入れるには、今の市立図書館には何が足りないのか。何に取り組めば市街地に人が集まるか、図書館の活用について考えをお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、図書館における会話と飲食についてです。利用に当たっては、宇土市立図書館条例施行規則第15条第2号「音読，談話，放歌等他人に迷惑をかけないこと」，同条第3号「喫煙，飲食等を所定の場所以外で行わないこと」との規定を設け，利用者への遵守を求めているところです。最近では館内カフェの設置など，滞在型図書館へ対応する図書館が増えており，今後は，会話や飲食ができるスペースの確保に向け努めてまいります。

次に，図書館独自の分類法である日本十進分類法は，日本図書館協会が作成し，広く図書館で使われている分類法であります。今後，さらに利用者にとって見やすいレイアウトづくりや，必要に応じたジャンル分けについて研究してまいります。

次に，ICTを活用した業務の自動化及び省力化についてですが，図書館業務の中で最も大きな比重を占めますのが，図書資料の貸出返却業務及び蔵書管理業務であります。これらの業務へのICT展開として，資料へのICTタグや自動貸出返却機の導入が考えられますが，既に導入している自治体は県下で4市となっております。この点に関しましても，今後研究してまいります。

最後に，市内小中学校図書館との連携についてですが，現在の図書館システムは，学校図

書室に敷設されたシステムとは連動しておりません。それぞれのシステムの契約期間や財源を勘案しながら研究してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。前の質問で紹介した図書館の三つのレベル、「ダメな図書館は蔵書を構築する、普通の図書館はサービスを確立する、優れた図書館はコミュニティをつくる」でいうと、最低のダメな図書館は蔵書を構築するよりちょっと上ぐらいが、宇土市立図書館の状況ではないかと感じました。職員意識についても答弁から拾うと、「今後は、会話や飲食ができるスペースの確保に向けて努力してまいります。」、「必要に応じたジャンル分けについて研究してまいります。」、「ICタグや自動貸出返却機の導入が考えられますが、今後研究してまいります。」、「システムの契約期間や財源を勘案しながら研究してまいります。」、の四つの取組の話ですが、要は、昭和から平成に変わった頃の図書館運用のような気がします。研究してまいりますというのは、いつ実現できるか分かりません。今定例会の文教厚生常任委員会で説明される図書館の改革案は、多分聞いても残念なものではないかと想像しました。宇土市民会館のチラシやサイトは、職員が協力してどんどん進化をしています。5月に視察研修に出向いた菊池市中央図書館は、再任用職員は採用時に、私は再任用期間に何をやりたいという、自らの図書館活動をプレゼンテーションして、その中で評価の高い人を採用していました。6月の代表質問で紹介した菊池市中央図書館の活動、日本語教室は、元教師のプレゼンテーションから始まり、日本語教室の出前授業日本語カフェの活動に発展しています。現在の宇土市立図書館におられる再任用職員は、図書館改革の提案はもちろん、未来に備える準備をされていますか。現在の宇土市立図書館は、昔の貸本屋と全く違う機能を市民は求めていることを知らなければなりません。実は、菊池市中央図書館の館長が改革の参考にされているのが、なんとNPO法人宇土の文化を考える会が運営する宇土市民会館だったことを研修時に話されました。灯台下暗し、宇土市立図書館の改革は、宇土市民会館の改革に学ぶということになります。毎年図書館活動の表彰が開催されています。このことを宇土市立図書館の職員は知っていますか。その最も優れた活動の図書館が受賞しているのは、民間運営の図書館よりもむしろ自治体直営の図書館が多く受賞しています。そのことも知っていますか。要は日々毎日同じことを繰り返しては、時代に取り残されるということです。

そこで、次の質問の図書館を核とする地域コミュニティづくり・市街地活性化に移ります。愛知県安城市の市民生活部アンフォーレの四つのテーマと、図書館を核としたまちづくり地域活性機構リレーコラムにあるサードプレイスとしての図書館活用に関して紹介した安城市の取組が、宇土市の市街地活性化を可能にすると思っています。資料は、熊日新聞に今月紹

介された金沢市にある石川県立図書館の記事です。図書館を核とする地域コミュニティづくりについて、宇土市は取り組む気があるのか。あるのならば取り組めるところは何か、時間のかかるところは何かも分析して報告ください。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

コミュニティ形成のための図書館づくりに向け、まずは、図書館運営ノウハウを有する民間人材の館長任用を検討してまいります。そして、地域コミュニティづくりに向けた図書館職員の意識改革を行いたいと考えております。また、1階の郷土資料室の機能が現教育委員会庁舎へ移転した後は、1階フロア全体が図書館機能として利用できるようになるため、市民のサードプレイスとしての機能を図るべく、フロア全体の見直しに着手してまいります。

最近では、滞在型を目指す図書館が増えてきており、さらに、市民へのサードプレイスの整備が課題となる中、市民が安心して立ち寄れる、市民協働でコミュニティが形成できるよう、機能の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） お話を聞きながら、時代遅れの宇土市民会館に気づかれ、やっと「市民が安心して立ち寄れる、市民協働でコミュニティが形成できるよう、機能の拡充に努めてまいりたい」とあり、民間人材を館長に登用する考えは賛同するところです。まだ、市民会館が直営だったとき、市がFM中九州の元ディレクターだった三浦信之氏を館長に招いて始まった、宇土市民会館の改革では、当時は市民活動をされていた藤井議員、西山議員、有志20人ほどが参加する市民会館活性化の活動が始まりました。それが今の宇土市民会館活動につながっています。私の印象は行政の「検討します」は、昔はやらない意味だった気がします。私が秋の選挙を無事終え、再度この場に帰ることができたら、図書館改革を毎回議会で質問していきますので、検討は実行のつもりで前向きな動きに期待します。

ここで、最後に市長にお尋ねします。図書館を核とする地域コミュニティづくり、さらに、新市役所庁舎の市民交流スペースも合わせた市街地活性化の可能性について考えをお聞きます。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まずは、中心市街地が活性化していくためにということでございますけれども、とにかく中心市街地に交流人口を増やしていくことが非常に重要なことであろうと思います。先ほどから安城市の図書館の説明があってございましたが、安城市の図書館は62億円の建設費と維持費がかかる施設で、うちの庁舎よりも大きな施設でございますので、ああいうのを造れる

状況にはないというのはお分かりいただきたいと思います。じゃあ、宇土市で何ができるのかと考えたときに、先ほど御指摘がありました市役所の1階の交流スペース、そして今予定しております教育委員会が移転した後の教育委員会1階のサードプレイス、そして私たちの図書館の1階には、今郷土資料室があるわけですが、これが教育委員会側に移りますので、この1階のスペースを有効活用して、外のテラス、ポーチも併せたところで、いろんな方が集まっただけのようなスペースにしたいという思いがあります。ですから、大きいのを一つ造ってそこに呼び込むのではなくて、小さいスペースしかございませんけれども、そこに別の要件で来た人が、図書館にちょっとみんなと話をしに行こう、コーヒーでも飲みに行こうか、大きなスペースではないですけども、そこに話に来た人が本を借りていただく。本を借りてきた人だけのスペースではないという意味でございますが、そういうような考え方が非常に重要ではないかなと思っています。そういう意味で今出た3点については、交流スペースとしての整備を考えていきたい、もともとそういう発想でやっているということです。

今申し上げましたけれども、図書館は、資料の閲覧や貸し出し、学習機能を持つ施設ではございますけれども、その機能は当然必要なんですけども、地域活動、憩いの場、サードプレイスとしての図書館機能を持たせる、特に目的がなくても気軽に寄っていただける施設にする、そういったここに来た方が本を逆に借りてもらおう。具体的な話は、先ほど申し上げました1階の郷土資料室の部分、結構な面積があります。この間議員ともお話ししましたが、外にはテラスもあって、ひさしがちょっと短いかもしれませんが、これは延ばせば相当なスペースになります。こういったところを外で本を読んでもらう、外でコーヒー飲んでもらうと、そういうようなことをやることでいろんな人に図書館に行こう、今日は図書館に行こうかと、本を借りなくても図書館に行ってもらって、そして帰りにじゃあちょっと本を見て借りていこうかなとって、本に親んでもらうという位置づけ、こういったこと、日々の生活の中での居場所としての図書館を目指して、生きた人の流れを作っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 今のお話、とても賛同するところがありました。別に、安城市の図書館を造ってくれとは言っておりませんので、その中にある考え方を導入して、62億円の建物をまちの中に散らばらせるというか、そういう考えで人を交流して動かせるような、そういう場所の中心が図書館であってほしいという思いを持っています。図書館を一つの施設と見るのではなく、新庁舎の完成で空きスペースになる教育委員会庁舎と図書館一体の、今市長のお話がありましたように、さらに新市庁舎の市民交流スペースとの三つを市民会館と

連携させ、人が学び、交流し、情報を発信する活動を起こすことが大事だと思います。その中心的役割を果たすのが市立図書館だと考えています。図書館は、今までのようなただの貸本の活動のようなことではなく、今後図書館に採用される職員は、先ほどの菊池市ではないですが、歴史・文化に関わる活動や市街地活性化を考えるプレゼンテーションとまでは言わないでも、市町とか市内の歴史文化に関わり人選するような取組も望んでいます。活動の一つのテーマと思っているのが、熊本市圏で縄文文化に関わる遺跡・遺構は7割が集中する宇土市をアピールし、考古学をキーワードにセミナー等で学ぶ活動とかもできるのではないかと考えています。図書館活動で人が学び、集うことで人口交流、流入人口を増やし、中心市街地の活性化を目指してほしいのです。私は、ニュースや新聞ネタになるような新聞図書館ではなく、宇土市の市立図書館はすごいことをしているよねと口伝えに評価を受けるような、中身で勝負の市立図書館の改革に取り組んでいただくことを最後に要望し、私の質問を終わります。

ちょっと台風11号が来るので、6月議会の後に気づいたことを少しここで話をします。6月議会の後、網津小学校で防災士として初めて防災講話をしました。校長先生と話していて、「先生、防災マップをちょっと貸してください。」と言ったら、「ありません。」と言っていました。学校とか保育園とかあるいは県立宇土高校とか、そういうところに防災マップは配布してあるんでしょうか。できたら2冊とか3冊配って、壁に貼ったりあるいはいろんな説明会のときにいくように、それをしたらいいのではないかなと思ったので、思い出したので話をしました。確認をお願いします。保育園も保育所も一緒です。幼稚園なんかも確認いただけるといいかなと思います。

今回の質問は、障がい児・者の対応、公共交通の利活用、公共工事、市立図書館対応について質問をしました。執行部にはコロナ禍の中、国・県の調査を含め丁寧な答弁に感謝します。午後までに及ぶ質問になりました。御清聴ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の本会議は、明日31日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

午後2時14分散会

第 3 号

8 月 3 1 日 (水)

令和4年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

8月31日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 芥川幸子議員

- 1 市営住宅の申込みについて
- 2 地域の清掃活動等にかかる費用の一部補助について
- 3 学校給食の公会計化への対応について
- 4 食品ロス対策の取組について
- 5 子育て支援の充実について

2. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染から市民の命と暮らし、営業を守る問題について
- 2 デジタル改革関連法による個人情報保護条例の改廃について
- 3 新型コロナウイルスによる介護事業所への影響と介護サービスの充実について
- 4 国保税の負担軽減について
- 5 本市の人口減少に対する取組について

3. 小崎憲一議員

- 1 西部地区の人口減対策について

4. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 新型コロナウイルス感染症の第7波における本市の影響について（B.A.5対策強化宣言について）
- 3 学校教育について

日程第2 常任委員会に付託（議案第61号から議案第78号まで及び議案第80号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三

洋 君

2番 小崎 憲 一 君

3番	今中真之助君	4番	西田和徳君
5番	園田茂君	6番	宮原雄一君
7番	嶋本圭人君	8番	柴田正樹君
9番	平江光輝君	10番	檜崎政治君
11番	野口修一君	12番	中口俊宏君
13番	藤井慶峰君	14番	芥川幸子さん
15番	山村保夫君	16番	杉本信一君
17番	村田宣雄君	18番	福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
教育部長	山口裕一君	会計管理者	野田恵美さん
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	北谷太示君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	中山好美さん	市民保険課長	伊藤誠基君
環境交通課長	松下修也君	福祉課長	深田 徹君
高齢者支援課長	久多見さとみさん	子育て支援課長	山口 るみさん
健康づくり課長	田尻清孝君	新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君
農林水産課長	湯野淳也君	商工観光課長	清塘啓史君
土木課長	渡邊 聡君	都市整備課長	上木淳司君
学校教育課長	池田和臣君	生涯活動推進課長	内田雅之君
給食センター所長	渡辺勇一君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） おはようございます。公明党の芥川でございます。今回は，私にとりまして61回目の一般質問となります。これまで私は市民の皆様からいただきました声を基に質問をしまいいりました。今回の質問も市民の皆様の御意見や相談の中より，5点につきまして質問をさせていただきたいと思ひます。執行部の皆様には，希望ある御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず初めに，市営住宅入居を希望する際の申込みにつきましてお伺いをいたします。市営住宅は，市民の皆様が公平に入居の機会を与えられるよう，原則として公募により入居者を決定することとされております。本市では数年前から，入居決定の方法が変更されておりますが，変更後の募集戸数，申込者数，入居決定数などの状況をお伺いしたいと思ひます。また，市営住宅などを申し込むためには，世帯収入や住宅に困窮していることなど，入居申込み資格を満たすことが必要になりますが，条件の詳細は自治体によって異なることもあります。市営住宅に申し込みたいけれども，入居条件を満たすことができずに申込みができない場合もあります。本市においても市営住宅の申込みの相談に来られた方が，市営住宅の困窮要件に当てはまらず，申込みができなかった方もおられるのではないかとと思ひます。例えば，離婚を考えての別居中の場合，離婚が成立しないと申込みができない場合があります。中には，様々な御事情によりなかなか離婚まで至らなく，大変な思いをしながら一人で子育てをされている方などが，申込みができなくてつらい思いをされている方がいらっしゃるかと，ちょっと心配になります。そのような方に自治体の中には入居条件を緩和して，配偶者と離婚していない場合の申込みについて，長期間別居している場合，戸籍の異動などで1年以上の別居の事実が確認できれば，申込みが可能などところもあります。もう少し入居基準を緩和することなどできないかとと思ひます。また，自治体の中には定期募集とは別に，ひとり親，子育て，多子世帯を対象にした募集を実施しているところもありますが，本市ではどのようにお考えでしょうか。都市整備課長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 都市整備課長，上木淳司君。

○都市整備課長（上木淳司君） おはようございます。御質問にお答えします。

まず、令和2年度途中から変更しております入居者選考の方法についてでございます。

以前は、入居を希望される方から随時募集を受け付け、御希望される部屋が空き部屋となった場合に、順番に入居を御案内する方法を採用していました。しかし、希望された部屋を御案内できるのが、申込みから何年も経過することもあり、申込み時の状況と異なるため入居を辞退されるケースが多く見られました。よって、令和2年度途中から定期的に空き部屋の入居希望者を募集する方法に変更しております。

この定期募集では、募集期間を設け、応募が重複した部屋については、抽選で入居者を決定しています。令和2年10月から実施し、令和2年度は3回、昨年度は4回、今年度は現在2回目の入居者選考中であります。

令和2年度は延べ55部屋の募集に対し、延べ40件の応募がありました。31件は入居決定しましたが、9件は入居辞退や抽選で落選され、入居ができなかったものです。

部屋数、応募者数は延べ数ですので、入居決定しなかった空き部屋や何度も応募された方は複数計上しております。

同様に昨年度は延べ57部屋の募集に対し、28件の応募がありました。16件は入居決定しましたが、12件は入居ができなかったものです。

今年度の1回目の募集では8部屋の募集に対し、7件の応募があり、7件入居決定しております。

なお、抽選で落選された方には、応募がなかった空き部屋を御案内しています。しかし、御希望される部屋以外への入居は辞退されることが多く、最終的に入居されない方が出てしまうという状況もあります。

次に、入居の条件となる住宅の困窮の要件についてお答えいたします。市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象として市が整備した住宅であります。

住宅の困窮については、市営住宅条例に入居者資格要件の一つとして「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」と規定し、さらに入居者の選考基準として、住宅に困窮している状態を具体的に表しています。

その選考基準は、1、住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。2、他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者、又は住宅がないため親族と同居することができない者。3、住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者。4、正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者。5、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。6、その他現に住宅に困窮していることが明らかな者、となっており、この選考基準は公営住宅法や公営住宅管理標準条例等

に基づいた内容となっておりますので、この基準を緩和することはできないと考えております。

なお、入居申込みの相談においては、住宅に困窮している状態を、選考基準に照らしながら確認していますが、ほとんどの方が先ほど述べたいずれかの基準に合致しています。

中には、持ち家がある方や、離婚を検討されている段階での別居などを理由として申込みを希望される方もいらっしゃいますが、お話をよくお聞きした上で、住宅に困窮していると判断できない場合は、その理由を説明し御理解をいただいています。

次に、公募の際に応募できる世帯を限定し、その世帯の入居を優先させる募集ができないかという御質問についてお答えいたします。

他自治体では、公募の際に子育て世帯やひとり親世帯、多子世帯などに限定した公募を行っているところもあります。確かに、子育て世帯で住宅に困窮されている世帯もありますが、子育て世帯以外の世帯についても同様に、住宅に困窮されている世帯は多くあると考えております。

困窮の理由や度合いはそれぞれで異なり、市ではその優先度を判断することは困難であり、もし対象となる世帯を限定して募集を行えば、それ以外の世帯の方が応募できないこととなります。このような理由から現時点では、応募者を限定する公募を実施する予定はありません。

なお、一部の市営住宅では風呂釜、浴槽を設置していない住宅があり、入居者自ら設置することが大きな負担となるという理由で、入居を敬遠されるケースが見受けられました。そこで、現在市では、入居者の経済的負担を軽減するため、風呂釜、浴槽を市が整備する事業に着手しております。今後も、公営住宅の設置目的である低額所得者で住宅に困窮される方に利用していただけるよう、募集方法なども模索してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。一人でも多くの住民に、困窮されている方に入居していただけるよう、募集方法なども模索していただくということですので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、地域で行っている清掃活動等に係る費用の一部補助につきましてお伺いをいたします。地域によっては、地域内にある公園の除草作業をされているところ、また道路側溝の土砂撤去の清掃をされている地域がありますが、近年は高齢化によりそういった活動が難しくなっている地域もあります。そのような地域からは、民間業者やシルバー人材センターへお願いをしたいという声もお聞きをいたします。しかし、費用がかかるためなかなか依頼ができないのが現状でございます。自治体の中には、除草作業や側溝の清掃などを市の許可

業者などに委託した場合、委託料の一部を補助の対象にしている自治体もございます。

そこで、地域から民間業者などへ委託した費用に対して一部補助等の支援ができないかと考えますが、本市の見解を土木課長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 土木課長，渡邊聡君。

○土木課長（渡邊 聡君） 御質問にお答えします。

地域内にある公園の除草作業や道路側溝の土砂撤去等の清掃活動につきましては、基本的に、地域にお住まいの皆様のボランティア活動により実施いただいているところです。

市では、地域で行われるボランティア活動に対し、少しでも負担を軽減するため、ゴミ袋や土嚢袋の提供、集められた草や土砂等の回収を行っています。また、人力だけでは困難な土砂撤去などの作業においては、地域のボランティア清掃時に、バックホウ、ダンプトラックの機械やオペレーターの手配を行っています。

しかし、近年は高齢化により、ボランティアによる清掃活動が難しくなっている地域も多く、年々、市へ清掃の依頼が増えてきています。但し、市が管理する道路や水路などの公共施設は多く、全ての依頼に応えられない状況です。

今回、芥川議員から御質問がありました、地域から民間業者やシルバー人材センターへ委託した費用に対しての一部補助等につきましては、先進自治体の情報を収集し、効果的・効率的な支援制度の検討を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。今の答弁によりますと、先進自治体の情報を収集し、効果的・効率的な支援制度の検討を行っていただくということでございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、学校給食費の公会計化への対応につきましてお伺いをいたします。学校教員の業務負担軽減に向けて、文部科学省は、教員の負担が指摘されている給食費などの徴収・管理業務について、地方自治体が行う公会計化を導入するよう推進をしております。学校教員の長時間勤務が問題化されておりますが、その背景には総授業時間や部活動指導の増加のほか、授業以外の事務作業の負担の大きさなどが存在をいたします。学校では、ITなどを活用した事務作業の負担軽減や働き方改革を進め、先生方が本来業務に集中できる環境をつくる必要があると思います。状況の是正に向けて、国の中央教育審議会から「学校給食費や教材費、修学旅行費などの学校徴収費について、未納金の督促等も含めたこの徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきである。」と提言があり、国では令和元年7月に、自治体における学校給食費の公会計化を推進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を自治

体が自らの業務として行うことを推進するため、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成、公表しております。多くの自治体が保護者や教員の負担を減らすため公会計化の導入や、また県内でも公会計化へ移行した自治体もあると伺っております。本市でも、学校給食費の公会計化を早く導入すべきと考えますが、現状につきまして教育部長にお伺いをいたします。

そしてまた、学校給食費の無償化につきましてもお伺いしたいと思います。平成29年9月の定例会におきまして、元松市長に学校給食費の無償化について質問をさせていただいた経緯があります。そのときの答弁としては、当時は小中学校、幼稚園合わせて1億6,500万円の給食費を市が全部負担することは、現段階では非常に厳しいということでございました。また、震災からの復旧・復興を成し遂げて、早い段階で少しでも改善できるような段階までもっていきたいともおっしゃっておりました。現在コロナ禍で、経済的な影響を受けやすい子育て世代を支援するため、大阪市のように小中学校給食費を無償化にしている自治体もありますし、期間を決めて短期間だけ無償化にしている自治体も見受けられます。本市での学校給食費の無償化について、現段階ではどのように考えていらっしゃるのかも、教育部長にお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、学校給食費の公会計化につきましては、平成31年1月の中央教育審議会答申において、学校における働き方改革の具体的な方策の一つとして、「学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」との提言がありました。

また令和元年7月に文部科学省は、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを策定し、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費を地方自治体の会計に組み入れる公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を、地方公共団体自らの業務として行うことを推進しています。

本市における学校給食費の取扱い状況については、ほとんどの自治体と同様に、私会計により各学校が保護者から毎月給食費を徴収し管理を行っているため、学校での業務負担が発生している状況でございます。このため、学校の負担を軽減することを目的に、今年度から過年度給食費の滞納徴収を給食センターが行っております。

ちなみに、県内各市の学校給食費の公会計化導入状況は、令和2年度に熊本市及び天草市が、また今年度から玉名市が学校給食費の公会計に移行しております。

そこで本市の公会計化の取組につきましては、平成31年2月の市の総合教育会議から協議・検討を開始し、今年度の政策会議において宇土市での公会計の導入を決定し、現在導入に向けて取り組んでおります。具体的スケジュールとして、今年度を準備期間と位置づけ、

情報収集、業務システムの予算要求を行い、来年度には、業務システムの導入、条例、規則等の整備、保護者への通知を行い、早ければ令和6年度、遅くとも令和7年度からの移行を目指しているところでございます。

最後に、学校給食費無償化についてです。

答弁内容につきましては、令和3年12月市議会定例会における藤井議員への答弁と一部重複する内容となっておりますが、御了承いただきたいと思っております。

現在、本市では学校給食費について様々な補助事業を実施しております。補助事業の内容としましては、第3子以降の児童生徒の給食費を無料とします第3子以降学校給食費無償化補助、米飯給食炊飯業務補助、また幼稚園児に限定されますが米飯・パン以外の副食費の無償化などがございます。また新たな取組として、高騰した食材費の増加分を保護者が負担することがないように、国の交付金を活用した学校給食費食材支援事業に係る予算を本定例会で上程しております。

また、県内各市の学校給食費の無償化の状況についてですが、平成29年度から唯一荒尾市が、小学校のみ給食費無償化を実施している状況にございます。

本市において給食費の無償化を行った場合、現在の各種補助金に加え、単年度で約1億5,500万円の一般財源の支出が必要となることから、現在のところ、無償化は考えておりませんが、今後とも他自治体の動向を注視し、子育て世代の保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。本市では、学校給食費の公会計化については、令和6年又は令和7年から移行を目指していくとのことでした。先生方の時間的負担や精神的負担が改善できるように、できるだけ早く開始ができるように頑張ってくださいと思います。どうかよろしく願いいたします。

また、学校給食費の無償化につきましては、実施財源の確保が必要になりますので、国への要望活動など積極的に行っていただきたいと思っております。そして、宇土の未来へつながる大事な子どもたちのために、栄養ある食事の提供をすることはもちろん、食育の推進に資する内容となるようにしていただければと思います。今後の取組に期待をいたします。元松市長どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は、食品ロス対策の取組につきましてお伺いをいたします。過去の質問で、宴会の食品ロス削減として3010運動の普及啓発やフードドライブの実施などを提案させていただきました。その後、3010運動の取組をしていただき、宴会などでの食品ロスが軽減されたように思います。また、フードドライブにつきましても、

何度か取り組んでいただきました。賞味期限までまだ日数があるのに、家庭で余ってしまっている食品や、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスを削減するために食品の有効活用を目的として、家庭で使いきれなくなった食品を回収し、福祉団体や生活支援を必要とする個人等に提供する取組のことをフードドライブといますが、そういったフードドライブの常設回収窓口を設置している自治体も見受けられます。フードドライブの実施があっても、そのときに品物を持っていけなかつたりした場合など、食品ロスになることも考えられます。できれば常設窓口が市役所の中などにあれば、いつでも持っていくことができます。そして、市民の皆様誰もが気軽に参加をすることもできると思います。手つかずのまま捨てられている食品を、食べ物として大切に活用することができるのではないのでしょうか。

そこで、食品の提供と支援を必要とされる方々に対し、市が窓口になって支援が行えるよう不要になった食品の常時受入窓口を設置できないかと考えます。市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

フードドライブとは、各家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄附する活動です。

最終的には、捨てられるはずだった食品を子ども食堂やホームレス支援団体などを通じて経済的に困難な環境にいる方々に提供し、食品ロス削減とともに、困窮者支援を行っていくことを目的としております。

本市では、これまでハートフルフェスタ等のイベント等において受け入れ窓口を設置し、フードドライブを実施してまいりました。

昨年度は、本市も構成団体の一つである熊本連携中枢都市圏の市町村と連携して、一斉フードドライブに取り組みました。コロナ禍のため、主に市職員を対象に実施し、集まった177個、66.6キログラムの食品は、フードバンク熊本へ引き渡し、支援団体を通じて経済的に困難な環境にある方々に提供されております。

議員御質問のフードドライブの常設窓口設置につきましては、扱うものが食品であり、安全に提供するためには賞味期限などの問題があるため、まずは、フードバンク等受け入れ先との調整協議が必要になると考えます。その上で、常時受け入れに向けて、フードドライブの実施回数をできる限り増やしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。フードバンク等受け入れ先との

調整協議をしていただき、できるだけ早い段階で常時受け入れが実施できるようになればと思います。よろしく願いいたします。

次に、子育て支援の充実につきまして、2点お伺いしたいと思います。まず、母子健康手帳の交付申請につきましてお伺いをいたします。医師又は助産師から妊娠の診断をされたら、市区町村に妊娠届を提出して母子健康手帳を受け取ることができます。妊娠届については妊娠・出産の安全・安心を確保するため、妊婦健康診査や保健指導等の母子健康サービスを早期から受けることが重要なため、妊娠届出書を早期に提出するよう推進をしています。母子健康手帳は、従来妊婦さんが市役所を訪れ、妊娠届に必要事項とアンケートを記入・提出し、面談を受けたら交付を受けています。しかし、今では手続きが自宅のパソコンやスマートフォンからも、妊娠届のオンライン申請が可能になりましたので、妊娠届のオンライン申請に対応する自治体が拡大をされているところです。北九州市では、今年度からスマートフォンの母子健康手帳アプリで必要事項を事前に記入でき、区役所では面談のみで済むため、申請にかかる時間が大幅に短縮できたそうでございます。その担当者は「これまでの手続きには1時間以上時間がかかる場合もあったけれども、妊婦さんの負担軽減につながる。」と、このように話をされていたと伺いました。また、私も妊婦さんから「母子健康手帳の手続きに行った際に、つわりで体調が悪かったため、時間がかかったのととてもつらかった。」という話を伺ったこともあります。本市でも、母子手帳アプリさぼUTOからも手続きができるようにしてはどうかと思います。健康福祉部長に、本市での妊娠の届出の現状なども併せてお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、妊娠届出の現状について申し上げます。過去3年間の届出数ですが、令和元年度が281件、令和2年度が265件、令和3年度が249件の届出がありました。

次に、母子健康手帳交付までの手続きについてですが、医療機関を受診し妊娠が判明した後、保健センターに妊娠届出書を提出してもらい、その後母子健康手帳を交付するという流れになっております。

母子健康手帳交付時には、妊婦健康診査の説明、正常な妊娠経過や胎児の成長、低出生体重児出産の危険因子や早産予防等について、保健指導及び栄養指導を行います。

また、妊娠届出時に妊婦問診票を記載していただき、それに基づき全妊婦に面接を実施し、妊婦の生活歴や既往歴、出産歴から健康リスク、社会経済的リスクを把握し、情報提供や助言などの相談対応を行います。妊娠届出から母子健康手帳交付までにかかる時間は、およそ1時間程度となっております。

次に、母子手帳アプリについてお答えします。

母子手帳アプリでは、様々なサービスが提供されており、本市でも情報発信のために令和2年10月からこのアプリを本格導入しております。

現在は、このアプリの新たなサービスとして、オンライン上で妊娠届出書の提出が可能となっており、既に幾つかの自治体で導入されております。

議員御指摘のとおり、妊娠届出書の手続をオンライン化することで、母子健康手帳を受け取るまでの時間を短縮しようとするものですが、市としましては、母子手帳アプリによるこのサービスの利用は予定しておりません。

なぜなら、現在、国は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日決定）に基づき、今年度中の運用開始を目指し、マイナポータルを利用したオンライン申請びったりサービスの利用準備を進めており、これを利用することで、無料でオンラインによる妊娠届出書の提出が可能となるためです。しかしながら、現在、対面式での妊娠届時の保健指導や相談の際に、妊婦の生活の困難や支援の必要性が判明し、早期に介入する機会となるケースがございますので、オンライン申請を開始するに当たり、母子手帳アプリとの併用など、対面式での相談等に代わる仕組みをつくる必要性もあると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。オンラインによる妊娠の届出書、マイナポータルを利用したオンライン申請びったりサービスを利用できる準備を進めているということなので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、子育て支援の充実として、本市の産後ママサポート事業の利用期間の延長につきまして質問させていただきます。産後直後は、妊娠・出産により大きく変化し、疲れ切った体を回復させるためのとても大切な時期であります。産後6週間から8週間のこの時期に無理をすると、体の回復が遅れたり、年月が経ってから不調が表われたり、産後うつの原因になることもあります。しかし、核家族が進んでいる現在、サポートしてくれる親が身近にいないとか、または2人目以降の育児などで、体を十分に休めることができないという方もいらっしゃると思います。そういうお母さんのために、本市では産後ママサポート事業があり、サービスを受けることができます。しかし、利用できる期間が短いので、もう少し長く利用できないかと思いますが、健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

産後ママサポート事業は、産後3か月以内、双子などの多胎児の場合は産後1年以内の母親で、日中、家族等の援助がなく、家事や育児を行うことが困難な方を対象とし、家事や育児の精神的・身体的負担を軽減するため、産後支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や掃除、

生活必需品の買い物を行う家事サービス、授乳やおむつ交換、沐浴などを行う育児サービスを提供する事業です。

このほか、母親の産前産後における支援策として、養育支援訪問事業を実施しております。この事業は、保護者の身体・精神上の支障により、児童が良好な環境で生活することができない家庭や、子育てに対して不安や社会的孤立感を有している家庭等が対象となります。内容としては、保健師や助産師、看護師、ヘルパー等を派遣し、妊娠期からの継続的な出産や育児に関する支援や、出産後の育児不安の解消、養育技術の提供、家事、育児サービス等の支援を行うことになっており、産後ママサポート事業の利用期間を過ぎた方が、こちらの事業を必要に応じて御利用いただくこともできます。

現在、本市の産後ママサポート事業を利用できる期間は、多胎児出産以外の場合、産後3か月以内となっておりますが、県内他市の状況としましては、同事業を実施しているのは本市以外では3市が実施しており、近隣自治体の熊本市は産後1年未満、宇城市は産後6か月以内と本市よりも長い利用期間となっております。

このため、母親の精神的・身体的負担を軽減し、産後の生活をより一層、支援していくために、産後ママサポート事業の周知の徹底及び利用期間の延長を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。利用期間が延長できるようよろしく願いいたします。子育て支援の充実につきましては、これまで様々な角度から質問をさせていただき、多くの事業に取り組んでいただきましたことを大変感謝をしております。充実した子育て支援で若い世代を呼び込むことが、人口増加につながる鍵の一つであると多くの自治体が結果を出しているように思います。宇土市に住んでみたい、また宇土市に住んでいる皆様が宇土市を誇らしく思えるように、新しい庁舎を中心に宇土市が発展していくことを心よりお祈りし、最後の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時45分から会議を開きます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時38分休憩

午前10時45分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。新型コロナウイルス感染から市民の命と暮らし，営業を守る問題など5点について質問いたします。

まず，新型コロナウイルスの感染状況についてお聞きいたします。オミクロン株BA.5による第7波は，7月から8月にかけて感染が急拡大し，学校や保育所など10歳未満から10代，20代など，若い世代へ感染が広がっております。家庭で感染し職場に広がり，市民生活に深刻な影響が出ております。本市における7月から8月にかけての感染状況と年代別感染はどうなっているのか，この点につきまして，健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

今年1月からの新型コロナウイルス感染拡大の第6波は，熊本県内では1月中旬をピークに，徐々に減少していくかに見えましたが，高止まりのまま，7月頃から今月にかけてかつてない規模の第7波に入りました。

本市の陽性者の動向を，県が公表するオープンデータから抽出して分析しますと，陽性者の総数は，本年7月は2,238人，8月は25日現在で1,814人となっております。陽性者の年代の割合は，この2か月間の集計で，10歳未満18.5%，10代14.7%，20代10.8%，30代15.1%，40代14.1%，50代9.8%，60代7.1%，70代5.8%，80代以上4.0%となっており，40代以下で全体の73.2%を占め，特に10代以下の子どもと，その親世代である30代，40代の陽性者が多いのが特徴となっております。

また，宇城保健所管内では，高齢者施設や医療機関での複数のクラスターが発生し，これに伴い高齢者や施設職員の感染者が増えています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 答弁されたとおり，第7波による爆発的な感染拡大が医療機関や介護施設，保健所などの現場では，対応で危機的状況に置かれています。発熱外来では対応できない機関や，医療機関全体でも医療を必要とする人に医療の提供ができない事態が生まれております。県や国に対して，保健所や医療機関の体制強化を求め，医療機関や高齢者施設などに対する感染防止対策は，電気・ガス代など光熱費や各種資材・食材費などの値上げに対し，財政的な支援が必要ではないかと考えておりますが，この点についてどう対応されるのか，健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

発熱外来につきましては、感染拡大とともに宇城圏域でも登録医療機関を増やして対応されております。昨日の檜崎議員の御質問の際にも答弁しましたとおり、宇土市内にも7医療機関に開設されておりますが、通常の診療に支障を来すほど多くの方が来られているとお聞きしております。保健所の体制強化について、宇城保健所に確認したところ、現在、県全体で業務の見直しを図り、また本庁から各保健所への人的派遣も行われているとのことでした。

第7波では、宇城管内において、連日200人から300人程度の陽性者が発生し、保健所の業務量が非常に膨大になっておりましたが、7月25日からSNS等を活用した感染者の健康観察などを導入し、業務逼迫の軽減に努めておられます。

次に、高齢者施設においては、感染防止対策に日々取り組まれておりますが、職員の業務負担だけでなく、消毒液や防護服などの衛生用品や備品の購入など、通常の介護サービス提供時には想定されない費用負担が発生しています。

現在、県において新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設等に対しては、かかり増し経費に係る財政支援が行われておりますが、感染予防に関する費用についての助成はなく、また折からの燃料費や食材費などの物価高騰による経営への影響もあることから、国や県に対し、事業者向けの支援を要望していくとともに、市においても対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） その点の支援をよろしく願いいたします。感染を防ぎ、重症化を抑えるためには、医療機関や高齢者施設などの職員に対する4回目のワクチン接種を急ぎ、若い世代に対しても接種を希望する人に対して接種を進める必要があると思います。高齢者施設でも、職員の60歳以上は4回目の接種が済んでいると聞いておりますが、60歳未満は進んでいないとの報告を受けております。こうした施設こそ接種を急ぎ、クラスターの発生など感染防止に取り組む必要があると思います。市の対応はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

4回目のワクチン接種については、当初の対象者は、1、60歳以上の方、2、18歳以上で基礎疾患を有する方、そのほか、重症化リスクが高いと認める方とされておりました。しかし、その後、新規感染者が急速な増加傾向にあり、クラスター発生の恐れが高いことから、対象者に、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を新たに加えることになりました。

それを受けて、本市では、接種の迅速化を図るため、医療機関と高齢者施設等へ通知し、従事者の接種希望の把握に努め、現在接種を順次進めているところです。4回目の接種は、3回目接種日から5か月が経過した後になりますので、接種可能な時期を迎えた方が早急に

受けられるよう、引き続き周知、アドバイスをしてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 医療機関や高齢者施設などの職員に対するワクチン接種について、早急に受けられるよう推進されるようでありますので、よろしく願いをしておきます。

次に、飲食店、事業所、生活困窮者世帯への支援についてお聞きいたします。感染の急拡大と長期化により、市内の飲食店や事業所、生活困窮者世帯の営業や生活は非常に厳しくなっております。これらの方々に対する支援を進めていく必要があると思っておりますが、市の対応はどうなっているのか、対策について経済部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の第7波においては、感染者数が急激に増加したことなどから、特に飲食店等では事業経営への影響が大きいことが考えられます。

また、事業規模が小さい小規模事業者等では、従業員が新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者となった場合、出勤ができない状況となり、突発的な人手不足により臨時休業せざるを得ない事態に陥るなど、来客の減少だけでなく、事業者側の理由により売上げ減少につながる状況もあると思われま。

そこで、まず、飲食店、事業所に対する支援策についてお答えいたします。なお、答弁につきましては、主に経済部所管の支援策についてお答えをいたします。

今年度実施している小規模事業者向けに関する宇土市小規模経営支援累進給付金について概要を説明いたします。令和元年と令和3年の売上高を比較し、25%以上減少となった、従業員5人以下の小規模事業者に対し、減少率や事業規模に応じて、30万円から100万円を給付するものです。この給付金の申請受付は、令和5年1月31日までとなっております。

また、同様に、農林漁業者に対しましても、宇土市農林漁業者支援累進給付金を実施しております。これは、令和2年の事業総収入が400万円以上で、令和2年、令和3年の事業総収入を比較し、25%以上の減少があった農林漁業者に対して、令和2年の事業総収入額の規模に応じて10万円から30万円を給付するものです。この給付金の申請受付も、令和5年1月31日までとなっております。

そして、今定例会において、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の新たな支援策として、商工観光課から燃料費支援給付金事業、農林水産課から施設園芸用原油価格高騰対策給付金事業及び漁業者原油価格高騰対策給付金事業、企画課から公共交通緊急支援金に関する補正予算を提案させていただいております。

商工観光課の燃料費支援給付金事業については、原油価格高騰に伴う燃料費高騰に対し、その影響緩和を目的に、特に影響が大きいと考えられる貨物運送事業者等に対して、貨物車輛の大きさやその所管台数に応じて支援するものです。

また、農林水産課の施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業及び漁業者燃油価格高騰対策給付金事業については、農林漁業者に対して、設定する期間内に施設園芸や漁業の事業に使用するために購入した燃油費のうち、事業者が負担する分の一部を支援するものです。

また、企画課の公共交通緊急支援金については、交通弱者の移動手段として生活に必要なタクシー事業者が、コロナ禍により経営が悪化しているため支援するものです。

さらに、新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症対策や経済活性化対策の一環として、本年7月1日時点で住民基本台帳に登録がある市民の皆様に、市内登録店舗で使用できる商品券を、一人当たり5千円分を配布するものです。商品券の使用期限は、令和5年1月31日までとなっております。

次に、生活困窮者世帯への支援についてお答えいたします。今年6月の市議会定例会において健康福祉部長が答弁しましたが、その中で現在実施している事業について御説明いたします。

まず、国の事業ですが、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならず、新たに今年度の住民税非課税世帯と家計急変世帯に、一世帯当たり10万円の現金を給付しているところです。また市独自の給付金支給事業として、令和3年度住民税均等割のみ課税されている世帯と令和3年度住民税非課税世帯で被扶養者のみの世帯に対して、5万円を支給しております。そのほか、国の制度である新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給世帯に対し、一世帯当たり5万円の現金を支給しています。

子育て世帯に対しては、令和3年度に引き続き、国から経済的な困難が生じている低所得のひとり親世帯及び令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を7月から給付しております。またこの対象となったひとり親世帯に対し、熊本県から上乗せして2万円、第2子以降には児童一人当たり5千円が今月25日に支給されました。市独自の支援としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、先ほど申し上げた国の給付金の対象にならない、令和4年度分の住民税均等割のみ課税されている低所得の子育て世帯に対して、来月から申請を受け付け、児童一人当たり2万円を支給します。

今後につきましても、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束の見通しが立たない状況であるため、感染状況や国・県の動向を注視し、状況に応じた支援策について適宜検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ありがとうございます。大変努力されていると思います。コロナ感染の収束の見通しは立たず、一定期間感染拡大が続くと見られ、国の対策は不十分であり、それに対して更なる財政支援を立て、引き続き支援に力を入れていただきたいとこの点よろしくお願いたします。

次に、デジタル関連法についてお聞きいたします。昨年5月に、デジタル関係の六つの法律が成立いたしました。このデジタル関連法の趣旨と市町村に何を求めているのか、この点につきまして、企画部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

デジタル改革関連法は、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律のデジタル社会の実現に向けた6法の総称となっております。

この関連法は、社会においてデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠となってきたこと、新型コロナウイルス対応において、デジタル化の遅れが顕在化したこと、また、少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のために、データ活用が緊要であることなどを受け制定されました。

関連法の制定を受け、市町村は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、特に、公共サービスにおける住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上などのための環境整備を中心として施策を行うものとされています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 行政運営の簡素化や効率化などは、住民の暮らしに役立つデジタル化は進めなければなりません。しかし政府が進めようとしているのは、自治体が持つ膨大な個人情報を匿名加工して、必要とする企業に提供することにあると思います。自治体の情報システムの標準化を進めることになっておりますが、その標準化の内容はどうなっているのか、この点を企画部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

デジタル改革関連法の中の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけられ、児童手当、住民基本台帳、選挙人名

簿管理、固定資産税等の20業務について、様式の共通化やシステムの標準化を令和7年度を期限として実施することとなりました。

この標準化等が行われることにより、各地方公共団体における事務処理の内容の共通性、住民の利便性向上及び地方公共団体の行政運営の効率化が見込まれております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長が答弁されたとおり、自治体が持つ住民税や固定資産税、健康保険税など20の個人情報をファイル化して、公表することになっております。この個人情報を希望する企業に匿名加工して提供することになっております。現在の自治体が持つ個人情報保護条例は、収集した個人情報を本人の同意なしに目的と異なることに利用したり、無断に外部に提供することを厳しく規制をしております。そこで、総務部長に本市の個人情報保護条例はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

近年の高度情報化社会の進展に伴い、企業のビジネス戦略として、個人情報の利用が拡大する中、自治体においては、日常的に収集、蓄積、利用する個人情報の適正な取扱いが求められております。

本市では、平成15年に制定した個人情報保護条例に基づき、適正な情報管理体制のもと、業務を遂行しているところでございます。

条例では、個人情報の収集は、原則、本人からすること、目的を明確にした上で、必要な範囲で情報を取り扱うこと、保有している個人情報を目的以外のために利用したり、提供しないこと、情報漏えい防止等のための安全確保の措置を講じること、また、条例の規定に違反した場合の罰則なども定めております。

条例を遵守することで、個人情報の漏えい等を防止し、犯罪等に悪用されることのないよう、個人の権利利益を保護するための措置を講じております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今言われましたように、個人情報を目的以外に利用したり、提供してはならないとなっておりますし、オンライン結合なども厳しく規制をしております。こうした原則が定められているわけではありますが、政府は自治体が持つこの個人情報保護条例を廃止し、政府が示した新たな条例、例えば、〇〇市個人情報保護施行条例の明示に沿った条例を作成し、制定することとしております。政府は来年3月までに、改正条例を求めています。個人情報を本人の同意なしに目的外に利用したり外部に提供することは許されませ

ん。これまでどおり個人情報保護条例をしっかりと守る必要があると思いますが、総務部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

今回のデジタル改革関連法によります個人情報保護制度の見直しは、自治体ごとに、亡くなった方に関する情報や、要配慮個人情報の取扱い等に関して、微妙な違いがある個人情報保護条例の共通化を図ることにより、個人情報の適正な保護とデータ流通の両立を図るための改正とされております。

新制度では、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、復元できないようにした匿名加工情報であれば、一定のルールのもとで、本人の同意を得ることなく、事業者間において利用が可能となります。

ただし、この匿名加工情報制度の自治体における導入につきましては、都道府県・政令指定都市以外の地方公共団体におきましては、当分の間、努力義務とされています。本市におきましては、制度の内容が不明確な部分が多いので、新法が施行される来年度からの制度導入を見送ることとしております。

今後は、新たな個人情報保護法をはじめ、本市の条例等を遵守しながら、引き続き、適正な個人情報の管理体制のもと、情報の活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 個人情報を企業の儲けのために利活用するなど許されないと考えますし、これまでの立場を是非守っていただくようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスによる介護事業所への影響と介護サービスの充実について質問をいたします。新型コロナウイルスの感染が拡大し、長期化する中で、介護事業所の利用を控えたり、事業所でも三密を避けるため利用を制限するなど、利用者への影響が出ていると思います。厚生労働省の調査でも、特に通所型リハビリ施設では、多くの事業所の経営が悪くなったと回答をしております。市内の介護施設における過去3年間の利用状況と経営が厳しくなり廃業や倒産はどうなっているのか。介護職員も賃金は安いと、勤務は大変で職員の確保も大変だと思いますが、介護施設に対するコロナ感染防止対策と財政支援、介護職員に対する待遇改善など、市の対策について考えをお聞きいたします。健康福祉部長よろしくお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険サービスの利用状況について、過去3年間の介護保険事業状況報告の利用件数を

比較しますと、令和元年度は延べ4万7,999件、令和2年度は延べ4万7,123件、令和3年度は延べ4万8,792件と、令和2年度に若干減少しましたが、令和3年度はコロナ禍前の令和元年度の件数を上回り、全体的な介護サービスの利用控えは見られませんでした。しかし、サービス別では、通所サービスや短期入所サービスは、コロナ禍前の利用水準に戻っておらず、代わりに訪問サービスが増加しています。

令和3年度の介護保険給付費については、感染症への対応力強化等を目的に、介護報酬の増額改定があった影響もあり、全体では前年度比1.9%の増加となりました。サービス別では、訪問介護などの訪問サービス費で増加が見られ、利用件数と同様の傾向がありました。

これは、新型コロナウイルス感染拡大で、一時的に通所サービスや短期入所サービスの利用を控えたり、介護事業所内の感染発生によりサービス提供が休止になるなどしたため、代わりに在宅を訪問しサービスを提供する機会が増加したと思われます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大による介護事業所への影響としましては、日々の感染対策に係る業務の増加や経費の負担、クラスター発生時の職員の人手不足等、様々な影響が生じており、人材の確保や経営の安定化など、難しい問題に大変苦慮されているところです。また、この2年間で、市内で倒産した介護事業所はありませんが、かねてから合理化などを理由に統廃合を検討されていた8事業所が廃止を届けられ、新たに3事業所が参入されています。

市内介護事業所への支援としましては、引き続き、感染対策の一助となるよう、介護事業所職員や利用者に対するPCR検査を市独自に実施するとともに、人材確保と経営安定化の面では、本年10月から、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、介護職員の処遇改善を行う介護事業所を対象に、介護職員一人当たり月額9千円の介護報酬増額改定が行われますので、介護事業所に対し積極的に処遇改善に取り組まれるよう周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 施設等の利用状況では、一部の施設ではコロナ禍以前の利用水準に戻っていないが、全体としては利用控えは見られないということでもあります。統廃合を検討していた八つの事業所が廃止されたということでもあります。これはコロナ禍の影響が出ているのではないかと思うわけでもあります。介護事業では、3年ごとに保険料と制度の見直しが行われ、保険料は値上げされ、サービスの引下げは行われています。特に昨年8月から施設入居者も補給給付の見直しが行われ、食事代や施設利用の負担が大幅に増えていると思いますが、どのような影響が出ているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険施設における負担限度額につきましては、低所得の方が介護保険施設や短期入所サービスを利用する際に、市から食費・居住費の助成、いわゆる補足給付を行っていますが、令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や、負担能力に応じた負担とする観点から、一定額以上の収入や預貯金がある方の食費の負担額が増額となる国の制度改正が行われました。それまでの利用者負担の区分は、第1段階から第3段階までありましたが、制度改正により4段階となっております。

一例を申しますと、本人の収入額が120万円を超える方に対しては、それまで一日当たり650円だった施設入所時の食費の負担額が1,360円に変更になりました。また、預貯金等についても、これまで各区分一律に単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下という要件でしたが、この要件も預貯金の額に応じて、区分ごとに細分化されました。変更後に最も負担が増えた方では、ひと月の食費が2万150円から4万2,160円に上がりました。

この制度改正により、高くなった食費の分を負担できずに施設を退所することになった方はおられませんでした。区分が変更になり、食費の負担額が増額になった方は120名で、対象者の約3割に上りました。また、令和3年度の市の補足給付額は、前年度より約1,800万円減少しております。言い換えれば、その分を利用者が新たに負担されたこととなりますので、利用者にとって制度改正の影響は少なからずあったものと思われま

す。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 食事代の見直しで、高い人は急に2万150円から4万2,160円に2万2,010円の値上げ、対象は120名で全体では年間1,800万円の負担増、一人平均年間15万円と大変な負担となっております。負担の見直しが必要であると思うわけでありま

す。次に、特別養護老人ホームの待機者についてお聞きいたします。特別養護老人ホームの入所は、原則要介護3以上となり、待機者は減少していると思いますが、現在どのくらい待機者がおられるのか。待機者をなくすためには、次の事業計画の中で、特別養護老人ホームの増設が必要と思いますが、どう対応されるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

宇土市内には特別養護老人ホームの広域型が1件、宇土市の方のみが利用できる地域密着型が2件ありますが、今年7月1日時点の調査では、待機者数は延べ98名で前年度より15名減少しております。

待機者への対応としましては、在宅で待機している方には、担当のケアマネジャーが定期的に訪問し、居宅介護サービスの利用を勧め、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所の利用の促進、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への入居といった代替サービスの提供などの支援が行われています。

第8期介護保険事業計画期間中には、新たな特別養護老人ホームの整備計画はありませんので、今後も引き続き、待機者の方がお困りになることがないように、個別の対応に努めてまいります。また、令和6年度からの3年間を計画期間とする、第9期介護保険事業計画においては、有料老人ホームなどの代替施設の整備状況や介護保険財政への影響を踏まえて、新たな整備の必要性を慎重に見極めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 介護保険制度は、高齢化が進む中で介護を必要とする人は増え、家庭で支えることができず社会で支えていく、介護を必要とする人が自ら介護サービスを選ぶことができる、こういうことからスタートいたしました。この立場に立ち返り、介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるようにすべきだと、このことを強く申し上げておきます。

次に、介護保険の財政問題について質問いたします。介護保険料の平均額は、第1期事業計画では宇土市で月に2,985円でしたが、現在、第8期の事業計画では6,060円と倍以上になっています。サービスの切下げも続き、特別養護老人ホームの入所も簡単にはできません。こうした中、介護保険の財政は令和3年度末で繰越金、介護保険基金、また令和3年度の介護保険料の収入済額はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の介護保険財政につきまして、介護保険特別会計における令和3年度から令和4年度への繰越金は2億1,540万9千円でした。本市では、宇土市介護保険基金条例に基づき、毎年度、介護保険特別会計歳入歳出決算における剰余金の範囲内で、宇土市介護保険基金に積立てを行っており、令和3年度末の基金残高は5億8,697万円となっております。また、令和3年度の介護保険料の収入済額は7億2,160万円でした。

繰越金については、この5年間ほぼ横ばいの状況にあり、宇土市介護保険基金への積立てが順調であったため、第8期介護保険事業計画では、介護保険料を第7期と同額に据え置くことができましたが、団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年が目前に迫り、今後さらに、介護給付費が増大すると予測されるため、将来にわたり安定的な介護保険財政を運営するには、基金で財源を備えておく制度設計が必要になると考えております。

介護保険の財政状況については以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 保険料の値上げやサービスの切下げの結果、令和3年度末の基金残高は5億8,697万円、繰越金2億1,540万円、合わせますと8億円を超えております。令和3年度の保険料収入は全体で7億2,100万円であり、剰余金はこれをはるかに超えております。団塊の世代全員が後期高齢者になる2025年を控えているということですが、団塊の世代に既に入っております、例えば、2年前の令和元年度末の基金と繰越金を合わせると6億円でしたが、この2年間で2億円増えております。こんなに必要はないと思うわけでありまして。介護保険は医療保険と違っていて、誰でもサービスを受けることはできません。認定されなければ受けることはできないわけでありまして。現在の認定率は18.5%程度で、8割の人は保険料だけ負担してサービスを受けておりません。こうした点も考慮して、第9期事業計画ではサービスを充実させ、保険料の値下げをすべきと思いますが、健康福祉部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料を下げるができるかにつきましては、高齢化の急激な進展に伴う介護給付費の将来推計を基に、今後開催する介護保険事業計画策定委員会で、多角的に検討してまいります。

最後に、本市としましても、介護保険制度を維持することは大変重要であると考えますが、同時に、介護保険制度の財源を担う高齢者や介護サービス利用者の負担は厳しい状況にあると考えておりますので、国に対し引き続き、介護保険料や介護給付費について、公費負担割合を拡大し、これ以上高齢者の負担が大きくなるよう強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 第9期事業計画では、サービスの充実と保険料の値下げを強く求めて、次の国民健康保険税の負担軽減について質問をいたします。

国民健康保険に加入している人は、年金生活者や非正規で働く収入の少ない労働者、自営業者で、年間所得200万円以下の世帯が8割を占めております。収入が少ないのに保険料は高いため、軽減してほしいという幾つもの要望が出されており、県内14市の一人当たりの国民健康保険税額と収納率はどうなっているのか、市民環境部長にまずはお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の国保税の一人当たりの負担額と収納率につきましては、令和2年度実績で、一人当

たりの保険税額は7万7,524円、現年分の収納率は95.45%となっております。また、県下13市の状況につきましては、令和2年度熊本県国民健康保険事業状況報告書により申し上げます。

まず、各市の一人当たりの保険税額（熊本市は保険料額）について申し上げます。

熊本市9万2,350円、八代市9万7,223円、人吉市7万2,218円、荒尾市7万4,487円、水俣市5万1,865円、玉名市9万6,306円、山鹿市8万4,755円、菊池市8万8,087円、上天草市7万9,242円、宇城市8万8,888円、阿蘇市10万3,762円、天草市7万5,433円、合志市9万2,177円。

次に、各市の収納率について申し上げます。

熊本市91.24%、八代市94.12%、人吉市91.31%、荒尾市95.91%、水俣市97.34%、玉名市95.83%、山鹿市94.07%、菊池市95.16%、上天草市97.54%、宇城市96.83%、阿蘇市95.47%、天草市97.17%、合志市94.54%という結果となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 14市の中で一番高いのは阿蘇市の10万3,762円で、熊本市では9万2,350円で、収納率は91.2%となっております。宇土市の場合は7万7,524円、収納率は95.4%と保険料は全体的に安く、収納率も高くなっております。これは、国保会計の赤字の分について、これまで全額を一般会計からの基準外繰入れを行い、加入者の負担軽減に努力されてきた結果だと思えます。しかし、ほかの公的な医療保険制度と比べて国保税は高くなっております。そこで、中小企業の労働者が加入しております協会けんぽと国民健康保険税の負担がどう違うか。給与収入年間400万円の30代夫婦、妻は専業主婦と子どもは小学生2人について、協会けんぽは幾らになるのか、国民健康保険税は幾らになるのか、この点について市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

給与収入が400万円、給与所得が276万円で、家族構成は30代の夫婦、妻は専業主婦、小学生の子ども2人と想定し、国民健康保険税と協会けんぽ保険料を試算した場合、国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合計して算定いたしますが、このケースは30代夫婦のため介護納付金分は発生いたしません。そのため、本市の税率で試算した場合、医療給付費分が30万3,300円、後期高齢者支援金分が9万5,100円となり、年額が39万8,400円、月額が3万3,200円となります。なお月額は、本市の国保税は10期課税となりますが協会けんぽと比較をするため、12か月で割っ

た数値となっております。

次に、協会けんぽは、標準報酬月額に健康保険料率を乗じた額で算定しており、本人負担分が年額21万3,180円、月額1万7,765円となります。また協会けんぽでは、本人と事業所が保険料を折半しますので、事業所負担分を含んだ場合の金額は年額42万6,360円、月額3万5,530円となります。

保険料全体額は、協会けんぽは42万6,360円に対し、国保税は39万8,400円と国保税が2万7,960円低くなりますが、本人負担分については、国保税は全額が被保険者負担となりますので、協会けんぽと比較すると年額で18万5,220円、月額で1万5,435円高くなります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、同じ家族構成で所得も同じ275万円で計算した場合、協会けんぽは年額21万3,180円であり、国民健康保険税は年額39万8,400円です。18万5,220円、1.87倍も高くなっております。同じ公的な医療保険制度でありながら、こうした負担の差があってはならないと思うわけであり、これにつきまして、全国知事会も国の財政支援を増やし、協会けんぽ並みにすべきと提言し、国に要望しております。国保税の負担軽減のため、一つは子どもの均等割の負担を市の支援でなくすべきではないかと思うわけであり、協会けんぽには、平等割や均等割の負担はありません。均等割は、全く収入のない子どもが国保税として一人当たり2万2千円、後期高齢者医療支援分で7,200円、合わせて2万9,200円の負担があります。子どもが多ければ多いほど負担が増えるわけであり、そのため国は今年からその一部、未就学児について2分の1の均等割を免除する軽減策を取りました。18歳の高校生までの均等割をなくし、さらに国に対し財政支援を増やし、協会けんぽ並みの国保税にするよう強く、強く求めるべきではないかと思いますが、この点につきまして、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から子育て世代の負担軽減を目的として、未就学児を対象に被保険者均等割額の5割減額制度が始まったところです。

子育て世代の負担軽減につきましては、少子化社会に対応するためにも重要であると認識しておりますが、一人当たりの医療費が増加傾向にあることや、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、一定割合まで保険料を引き下げる激変緩和措置が令和8年度までの予定であることを考えると、今後、国保被保険者の保険料負担が増加することが

予想されます。

また、平成30年度から始まりました国保制度の都道府県単位化は、県が国保財政の運営主体となり、県と県内各市町村が一体となって、国保財政の安定的な運営を担うもので、被保険者の負担の公平性から、将来的には保険税水準の統一が行われます。現在、保険税水準統一に向け調整が始まっておりますが、子育て世代の均等割の負担軽減についても協議していきたいと思っております。併せまして、国においては、更なる子育て世代の負担軽減のための制度構築を図っていただきたいと考えておりますので、本市としましても、熊本県市長会提案議題にも継続議題として提出しており、今後も引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 国保税の負担軽減については、真剣に対応していただきたいと思っております。

次に、本市の人口減少に対する取組についてお聞きいたします。厚生労働省の人口動態統計では、2021年に生まれた子どもは、全国では81万1千人、死亡者数は144万人で、自然増減ではマイナス63万人となっております。国の推計よりも、6年から7年早く少子化が進んでいると言われております。本市における人口動態も同様ではないかと思っておりますが、過去5年間の出生数、死亡数と転入転出の増減について、転入増があればどの年代で増加しているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

過去5年間の出生数、死亡数と転入数、転出数について、各年度末3月31日現在の住民基本台帳に基づく人数でお答えします。

平成29年度から令和3年度までの出生総数は1,356人で、死亡総数は2,127人となっており、自然動態としては過去5年間で771人減少しています。

次に、平成29年度から令和3年度までの転入総数は7,727人で、転出総数は7,470人となっており、社会動態としては過去5年間で257人増加しています。

また、令和3年度の社会動態としましては、転出超過となっておりますが、0歳から9歳までの年代や、30歳から39歳までの子育て世代は転入超過となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 5年間の人口動態の推移を見ますと、子どもの出生数は減り、死亡数は増え、自然減が771人となっております。出生数を増やす対策を取らなければ、この傾向は今後も続くものを思われます。転入転出の増減を見ますと、5年間で257人増えて

おりますが、転入等を年代別に見た場合、0歳から10歳未満で増えており、その親の世代である30歳から39歳までが増えているということでもあります。人口減少の対策として出生数を増やすためには、若い世代の定住と転入を促進する取組が必要であります。出生数が減少している原因とその対策についてどう考えているのか、健康福祉部長お聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省の人口動態統計によると、令和3年の出生数は81万1,604人で、前年の84万835人より2万9,231人減少し、おおよそ120年前となる明治32年の人口動態調査開始以来最少となっています。また、合計特殊出生率も1.30で、前年の1.33よりさらに低下しています。本市におきましても、全国の傾向と同様に、先ほど市民環境部長が答弁しましたとおり、出生数は減少傾向にあります。

出生数の減少については、出産年齢とされる15歳から49歳の女性人口の減少が要因として挙げられますが、未婚化・晩婚化及び夫婦出生児数の減少も一因であると考えられます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和2年、令和3年ともに婚姻件数は減少傾向が見られるため、出生数も減少していくものと予想されます。

令和2年10月に、全国の20歳から49歳の男女を対象に、内閣府が実施した少子化社会に関する国際意識調査によりますと、欲しい子ども数の平均値は、男女とも2人と考える割合が高いものの、増やせない理由として、子育て費用の高さ、保育サービスの不足、職場環境、配偶者が望まないが挙げられております。

このようなことから、出生数を増加するための対策としては、経済的負担の軽減や仕事と子育てを両立できる環境整備を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおりだと思います。内閣府は、20歳から39歳までの男女7千人を対象に意識調査を行っておりますが、その中で「どのようなことがされればもっと子どもが欲しいと思いますか」では、「将来の教育に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用補助」が59.4%、「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が54.9%となっております。この調査結果から、子どもを育てていくには教育費や保育所の費用、医療費など経済的負担が大きく、それが出産をためらう大きな原因になっていると思います。若い世代の定住と転入促進を図るためには、市の若い世代に対する支援策など、情報発信に努力され、必ず支援に力を入れる必要があると思いますが、この点について市の対策はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

市の総合計画における重点戦略の一つとして、「思いやりあふれる子育て安心ふるさとづくり」を掲げ、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画を推進し、個別施策を展開しているところです。

昨日の柴田議員の質問の際にも答弁しましたとおり、多様な子育て家庭のニーズに対応した支援の充実を図っているところでございます。経済的な支援としては、小中学校の保護者を対象とした給食費等の就学援助を行っております。また、令和5年1月診療分から、中学3年生までの医療費自己負担分を完全無償化するための条例案を、今定例会に上程しております。

さらに、多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料や保育所の副食費、学童クラブの利用料などの減免の制度を設けております。

そのほか、子育て世代を含め定住人口の増加を図ることを目的に、新築住宅に対する市独自の固定資産税の減免制度を実施しています。

今後も、子育て支援の充実を図り、子育て世代が安心して生み育てることができる環境づくりを行っていくとともに、これらの支援策を幅広く伝える効果的な情報発信に努め、子育て世代の定住促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ありがとうございます。今回は5点について質問をいたしました。具体的に提案を行っておりますので、是非取り上げていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合及び昼食等のため、これから休憩といたします。午後1時15分から会議を開きます。よろしく願いいたします。

-----○-----

午前11時47分休憩

午後 1時14分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） それでは、午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を行います。

2番、小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） 六政会の小崎でございます。早速ですが、質問に入りたいと思います。

それでは質問いたします。西部地区の人口減少対策について。非常に皆さんも御存じのようでございますけれども、先ほど福田議員のほうからも人口関係のお話がありました。今ま

で西部地区の問題につきましては、いろいろな議員の皆さんからも御指摘があったかと思えます。しかしながら、非常にここに来まして、減少率が大きくなってきているということに危惧をいたしまして質問したわけであります。

それでは、過去5年間の西部地区、緑川・網津・網田の人口減少について、市民環境部長のほうに説明方お願いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

なお、西部3地区の各年度末3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口でお答えします。

まず、緑川地区の平成28年度の人口は2,264人、平成29年度は2,241人、平成30年度は2,190人、令和元年度は2,168人、令和2年度は2,114人、令和3年度は2,062人で、5年間で202人の減少となります。

次に、網津地区の平成28年度の人口は3,465人、平成29年度は3,389人、平成30年度は3,315人、令和元年度は3,224人、令和2年度は3,157人、令和3年度は3,056人で、5年間で409人の減少となります。

最後に、網田地区の平成28年度の人口は3,411人、平成29年度は3,288人、平成30年度は3,168人、令和元年度は3,075人、令和2年度は2,983人、令和3年度は2,874人で、5年間で537人の減少となり、3地区合計では5年間で1,148人の減少となります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。今、部長のほうからございましたように、網田地区におきましては540人という、非常に減少の大差が見えてきており、網津に対しても400人ということであります。私たちも、このような状況の中で市の対応をこれから望むところであります。

続きまして、5年間の小学校の入学数、緑川地区、網津地区、網田地区の3地区の小学校の入学児童数について、過去5年間でお願いしたいと思います。また、今後の3地区の小学校の入学数、緑川地区、網津地区、網田地区の入学予定児童数についても、令和4年度から令和6年度までの予定のほうを教育部長にお願いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、緑川地区、網津地区、網田地区それぞれの過去5年間の入学児童数についてですが、平成29年度、緑川小学校18人、網津小学校22人、網田小学校15人、合計55人。平成30年度、緑川小学校13人、網津小学校21人、網田小学校28人、合計62人。令和

元年度、緑川小学校9人、網津小学校16人、網田小学校19人、合計44人。令和2年度、緑川小学校6人、網津小学校17人、網田小学校19人、合計42人。令和3年度、緑川小学校14人、網津小学校20人、網田小学校12人、合計46人となっており、3地区合計の平成29年度と令和3年度を比較した場合9人の減少、減少率は16%程度となっております。

次に、緑川地区、網津地区、網田地区の令和4年度から令和6年度までの入学予定児童数について述べますと、令和4年度、緑川小学校4人、網津小学校20人、網田小学校17人、合計41人。令和5年度、緑川小学校11人、網津小学校18人、網田小学校9人、合計38人。令和6年度、緑川小学校8人、網津小学校18人、網田小学校10人、合計36人となっており、令和4年度と令和6年度を比較した場合、5人の減少で、減少率は12%程度と見込まれています。

また、平成29年度と令和6年度の人数を比較すると19人の減少で、減少率は34%程度となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。今、入学数等を言われましたけれども、緑川小学校の4人というのは非常に、私が議員になりまして、本日の人口減少に対しての質問に至ったわけでありまして。宇土地区から議員さんも緑川地区の議員さんも一生懸命やられております。しかしながら、なかなか人口が増えないといいますが、後で空き家関係のお話をしますけれども、網津・網田・緑川地区の若い方々は受け皿がない、全部こちらのほうに、夫婦共々宇土のほうのアパートに入ってしまうというようなお話も聞きました。やはり、非常に地元としましては家にいたいけれども、今核家族でありまして、なかなか夫婦共々一緒に暮らすというのは難しい時代になっておりますけれども、そうした中でやはりアパートがない、分れ家が造っていただけない、それならば宇土のほうのアパートに入って通勤農業を通勤漁業をしているというのも現状であります。そうしたことで非常に近いところでありながら、転出しているわけでありまして、宇土の3地区は皆さん方も市長さんはじめ、執行部の皆さん方もいつも頭の中に、片隅に入れてほしいという感じであります。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。市の空き家対策についてでございます。本市の空き家はどのくらいあるのか。その危険度もお尋ねしたい。また、西部地区の緑川・網津・網田地区における空き家の数と、そのまま居住可能なのか、一部補修なのか、補修すれば居住可能と判定された空き家数をお尋ねしたいと思います。都市整備課長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 都市整備課長、上木淳司君。

○都市整備課長（上木淳司君） 御質問にお答えします。

まず、本市の空き家の調査については、令和3年度に策定した宇土市空家等対策計画の事前調査として令和2年度に本市全域の空き家の実態調査を行っております。

この実態調査では、令和2年8月末から9月末にかけて現地調査を実施し、店舗及び店舗併用住宅も含め、全部で652戸の空き家を確認しております。また、併せて空き家の外観から四つのランクに分けて危険度判定を実施しています。

その結果、四つのランクの内訳は、そのまま居住可能が53戸、一部補修・修復すれば居住可能が233戸、居住には大幅な修理が必要が280戸、倒壊の危険性があるなど居住に適さないが32戸となりました。このほか家屋に近づけず、公道からの外観調査が行えなかったため判定不能としたものが54戸ありました。

次に、緑川地区、網津地区、網田地区の空き家の状況についてですが、緑川地区に59戸、網津地区に134戸、網田地区に195戸、合わせて388戸の空き家が確認されており、市全体の空き家652戸の約6割を占めている状態です。

また、このうち、危険度判定でそのまま居住可能と一部補修・修復すれば居住可能と判定された空き家は、緑川地区で23戸、網津地区で53戸、網田地区で61戸、合わせて137戸となっています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。空き家につきましては、後でまたお話をさせていただきます。

続きまして、空き家バンクの登録状況についてお願いしたいと思います。企画部長にお願いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、空き家バンク制度とは、市外から本市への定住等を促進するための取組で、市内の空き家や空き地の所有者と、市外から本市への定住を目的とする転入者をマッチングする制度です。空き家バンクに登録された空き家の改修費用及び家財道具の処分費用等の一部を補助しており、市外にお住まいの方が本市に住みたいというときに利用できる制度となっております。

令和3年度中の空き家バンク登録件数につきましては、空き家8件、空き地1件の計9件が登録されております。

なお、現在、利用可能な空き家バンク登録物件としてホームページへ掲載している件数につきましては、空き家2件、空き地2件の計4件となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。続きまして、5年間の定住数と市の定住対策及び結果、並びに空き家関連に伴う市の相談窓口についてお伺いをしたいと思います。企画部長にお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、定住数についてですが、年間の転入者数から転出者数を差し引いた社会増減数でお答えします。平成29年度プラス218人、平成30年度プラス152人、令和元年度マイナス67人、令和2年度プラス11人、令和3年度マイナス57人となっており、5年間の合計では257人増加している状況となっております。

次に定住対策についてですが、第6次宇土市総合計画の具体的施策としまして、地域おこし協力隊や空き家バンク制度の活用、広報やホームページなどによる市のPRに取り組んでおります。

地域おこし協力隊につきましては、平成28年度から制度が始まり、累計7人を採用しております。うち、任期を終えた協力隊員3人及びその家族3人、現在活動中の協力隊員2人及びその家族2人が定住している状況です。

空き家バンク制度につきましては、先ほどお答えしましたとおり、昨年度9件登録されておりますが、うち、空き家2件が本制度を介して成約に至っております。

市のPRにつきましては、令和2年度末から公式Instagramを開始しております。また、令和3年度に宇土市のシティプロモーション動画を作成し、本年度より公開しております。令和4年8月時点でのInstagramのフォロワーは1,910人、プロモーション動画再生回数は約3万回となっております。更なる市の魅力発信のため、今年度は、県立大学生との地域連携型学生研究の取組によるSNSを使った効果的広報について研究するとともに、新たに8月から採用した地域おこし協力隊員によるYouTube配信を予定しております。

また、このほかにも定住対策としまして、地域経済の活性化や定住人口の増加を図ることを目的に、税制面からの支援策として、新築住宅取得に対する固定資産税減免制度も実施しております。

最後に、空き家関連の市の相談窓口についてですが、空き家バンク制度についてはまちづくり推進課、適正管理対策については環境交通課、管理不全対策については都市整備課で対応することになっております。また、地域おこし協力隊員の活動の一環として、毎月2回、空き家全般に係る相談会を開催しております。この地域おこし協力隊員とともに、受け皿と

なる空き家登録物件の増加に向け努めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、市長のほうにお尋ねをしたいと思います。先日行われましたまちづくり座談会において、西部地区から出された意見について、市長が感じられたことをお聞きしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市における全ての計画の基本となります第6次宇土市総合計画の前期基本計画が、今年度で終了を迎えます。令和5年度から令和8年度までを計画期間とします現行計画に続きます後期基本計画を、今年度中に策定するという予定としております。その中での座談会でございますが、宇土市と一言で言いましても、地域によって課題は様々でございます。今、西部地区のお話が出ておりますが、人口が増えている東部地区等の課題といたしますか、おのずと抱えている課題が違うということ、それらについて住民の皆様から直接御意見をお伺いしようということで、7月22日から8月9日まで、市内7地区においてまちづくり座談会を開催したところでございます。

参加者の皆様方は、今回はコロナ禍ということもあって非常に前回と比べても少なかったのですが、それでもそんな中参加していただいた方々の貴重な御意見をいただきました。その中で西部地区の網田・網津・緑川地区のこの3地区において、その御意見の中で私が感じたことを述べさせていただきます。

参加された方々は、結構年齢層が高い方が多かったです。そんな方々のお話として、西部地区は自然豊かな地域であって、住みやすいところであるという認識をされている。その反面、急激な人口減少に対して非常に危機感を強く持っておられるということ、その対策として何とか子どもが地元に残れるようにできないか、あるいは働く場がつかれないかといった声や、先ほど小崎議員からもお話がありました空き家や空き地があると、これを何とか活用したいと、そういったことを今後人口の歯止めに活用できないかといった声を多くいただいたところでございます。

西部地区の定住策については、豊かな自然環境を生かした子育て世代の集まるまちを目指し、空き家バンク制度の活用や、農業・漁業の経営安定化による後継者育成の推進による働く場の確保に努めているところでございますが、子どもや若い世代の人口減少に歯止めをかける施策が急務であることを再認識したところでございます。

今、農業・漁業の経営安定の話をしました。先ほど指摘がありましたように、通勤農業・通勤漁業というのも入っております。ひとつそういった部分は見方を変える必要があ

るのかなということを感じたところです。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） ありがとうございます。市長のお話のように、いろいろな施策を考えていらっしゃる、また部長さんからもお話があったようにいろいろなことも考えていらっしゃると思いますけれども、もう待ったなしだなと思います。一日も早くですね、やはり対策を取って、そして一人でも西部地区に帰ってきてほしいという思いでいっぱいであるわけでありまして。そうした中、空き家対策につきまして、さっき企画部長のほうからお話がございましたように、空き家対策に対しての専門的な部署が幾つも分かれているというのも、一つの空き家に対する関心が遅れてくるのではないだろうかと思います。空き家は全地区いろいろな環境を回っていく、説明を聞かなければならないというようなことでありますので、何か空き家対策の根幹を一つにまとめて、この方々が相談窓口で対応するというようなことが適当でなかろうかなと思います。そして、各網津支所長、網田支所長もおられますけれども、市長さんあたりともお話を聞きながら、営業活動、営業マンになってほしいという思いであります。職員の皆さんは本当に6年間地震から、またコロナまでありまして一生懸命頑張っておられますけれども、なかなか職員数も少ないというところで皆さんも御苦労されておりますけれども、やはりそういうところはそういうところとして、改革をしていただければ非常にありがたいかなという思いであります。

最後になります。市長に対しまして御意見をお願いしたいと思っております。西部地区の人口減少に関しては以前から言われていたことであるが、結果として人口減少に歯止めはかかっていないことに対して、市長はどう思われているのか。また、今後どのような対策を考えているのか、これをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

西部地区の人口減少については、小崎議員の御指摘のとおり歯止めはかかっておらず、先ほどの市民環境部長からの答弁のとおり、平成28年度から令和3年度の5年間で、緑川地区で約9%、網津地区で約12%、網田地区で約16%の人口が減少しているというのが実情でございます。では、転出された方はどこに行っておられるのか、熊本市に住まれる方、福岡県に行かれる方、宇城市に行かれる方、そういった方が非常に多いのかなというところで、私たちも思っていたのですけれども、実際は、市の東部に移住をされている方が非常に多いということが特徴でございます。特に、若い世代が東部のほうに移って来られているという特徴です。そのため、市外から網田に入ってきてくれと、網田に入ってください、網津に入ってください、緑川に入ってくださいということも、もちろん市外からの定住促進も重

要なのですが、市内から一旦仮住まいとして東部におられる方もいらっしゃる、先ほど小崎議員がそういうお話をされました。仮住まいで宇土に住んでそのまま本住まいになって地元に戻らない。そして通いで農業・漁業をされているという方もいらっしゃるというお話をお聞きしたところですが、そういう意味では、市内から故郷である網田・網津に戻っていく、あるいは静かな環境で子どもを育てたいということで、西部のほうに移っていただく。こういった方々にも目を向けるべきだということだと思っております。そういう意味でも、西部地区に若い世代、子育て世代が残れるための施策が必要となるという思いを持っております。

まちづくり座談会で出た意見を言いますと、空き家活用について、住める空き家はあるんだけど、残置してある仏壇がネックとなっているとの御意見をいただきました。また、豊かな自然環境、ジンベエ像とかもできておりますが、よそに誇れるような観光スポットがあるんだと、ただそれがあるだけでお金は落ちる仕組みになっていない、人が通り過ぎるためのスポットになっている。そういったことを定住につなげるために、お金が落ちる仕組みをつくりたい、そういったことも必要ではないかという御意見もいただきました。西部地区で今お住まいの方の生の意見を汲み取って、いかに実効性のある対策を複合的に取っていくかが、今後の西部地区活性化の鍵になるのではないかと考えております。そういう意味では総合計画のまちづくり座談会の本文であります西と東が違うんだと、東独特の政策があっても西独特の政策もあってもいいのではないかと、こういったところは柔軟に考えながら、効果がある政策を打ち出していく必要があるのかなと感じているところでございます。

また、住まいという点で申しますと、先ほどから出ておりますが、定住・移住対策として今空き家対策に取り組んでいるところなんですけれども、御指摘がありましたとおり三つの部署がこれに関わっております、窓口がよく分からないという声を実際私も聞いております。そういう意味では市の組織体制を見直して、一元的に取り組む体制を整備して、網羅的に実施する、そうしないと効果は出ないんだということも感じております。これについても今後考えていきたいと思っております。

人口減少に対して何とか歯止めをかけたいという思いで、これまでやってきているのですが、結果は出ていない。正直申し上げて全く出ていないと思っております。そういう点においては非常に申し訳なく思っておりますし、真摯に受け止めなければならないと思っております。現状で、西部に爆発的に人口が増えることもありませんし、急に人口増加に転じることも絵に描いた餅でしかないと思います。でも、いかに人口減少を緩やかにして、少しずつ若い世代に入ってきていただいて、高齢化の波を緩くする。これは絶対必要なことだと思っております。今後もそういった視点で、いろんな取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 小崎憲一君。

○2番（小崎憲一君） 市長のお答えをありがとうございます。やはり、これから東と西を分けるわけではございませんけれども、ひとつ格差も大きくなるばかりだという気持ちがありますけれども、あとは市長のやる気一つだと私は思っておりますので、私たちもできる限りのことは協力したいと思います。その中において、やはり市の職員の若い力、若い人の御意見等もあろうかと思っておりますので、やはり何らかの形で若い人が若い人への、この第6次総合計画のお話が出ておりましたけれども、やはり年齢層は高い方は高いなりのお話があろうかと思っております。しかしながら、若い人たちの御意見もどこかに聞く場所を作っていただいて、それを生かす生かさないはいろいろあるかと思っておりますけれども、そういう言葉も若い人たちのやる気を出せる座談会でもいいでしょうし、いろいろな会合でもお話を聞いていただきながらの手法かなと思っております。これは男性も女性も一緒だと思います。女性は女性の皆さん方のお話もお聞きすることも、非常に私たちも勉強になるかなと思っておりますので、その節は市長よろしくお願ひしたいと思います。なかなかここまでではできませんでしたが、あとは市長のやる気でございます。今後ともよろしくお願ひして私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。1時50分から会議を開きますのでよろしくお願ひいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願ひいたします。

-----○-----

午後1時45分休憩

午後1時50分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 皆さん、お疲れ様です。宇土市政研「志」の今中です。大変お疲れのところだとは思いますが、多分、合わせて45分ぐらいで終わると思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。今回三つ質問をいたしますが、全てコロナ騒動が招いている課題についてと早期脱却を願ってのものであります。関連がありますので、全てにおいて特に教育、子育て、経済分野の担当職員においては、真剣に聞いてほしいなというふうに思います。

まず、1番目の質問、新型コロナウイルス感染症についてです。第6波が収束することなく始まったとされる第7波、本市もPCR検査で陽性反応が出た方は6月下旬から増え続け、県からBA.5対策強化宣言が出されるに至っております。さて、2020年3月に緊急事態

宣言が出された日本、それ以降感染拡大防止策が励行され、消毒、検温、三密防止、マスク着用で国民は努めてきました。1年後の4月から高齢者にワクチン優先接種が始まりましたが、それまでは世界の中で日本の感染拡大防止策は成功している部類に入っており、私も含めて日本の国民性を評価し、様々な活動自粛も致し方ないと国や自治体の要請に従ってきたわけでございます。しかしながら、あることを機に、私は政府が主導しマスコミがあおっているこのコロナ騒動に疑問が湧いてきました。あることとは、最後の砦、感染防止のために、自分のために、周りの人のためにと半強制的に進められてきたワクチン接種です。政府やマスコミが推奨してきた専門家の意見は、国民の60%が2回接種すれば経済をとめることなく、緩やかに感染者も減っていくという見方が大半でありましたが、現状は御承知のとおり、第5波、第6波、第7波と波が収まれば、その後さらに大きい波が来る連鎖が続いております。まさに、政府もマスコミもデマを流していたわけでございます。まさに、大東亜戦争戦時中の状態と同じ、我々は何を反省し、何を先人に誓い、先人から未来を託され、これからの子どもたちに先の未来を残そうとしているのでしょうか。最後に質問をしますが、マスクに、ワクチンに効果があれば、世界で最もマスク着用、ワクチン接種が多い日本ですから、感染者と言われる人もコロナで死亡している人と言われる人も、重症者も世界最少であるはずでございます。

では、質問に移ります。本市でも第7波においてPCR検査陽性者は多く出ているわけですが、PCR検査陽性者の動向から見て、ワクチン接種に効果があるのか見解をお答えください。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の新型コロナウイルス感染症陽性者の動向は、先ほどの福田議員の御質問の際に答弁したとおり、今年1月からの第6波に続き、先月から第7波に入り、連日多くの陽性者が確認されているところです。

陽性となった方のワクチン接種回数や、症状は公表されていないため分析ができませんが、第7波とされる7月と8月の集計では、ワクチン接種率の高い60代以上の陽性者の割合が、全体の16.9%と低いことから、ワクチンの効果はあると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。ワクチン効果はあるという答弁でございました。資料を見てほしいと思います。2枚目を出してもらってもいいでしょうか。ちょっと前に厚労省アドバイザーボードが出されている資料を見てほしいと思います。未接種、2回接種、3回接種済み別の陽性者の数でございます。ワクチン接種歴、まんべんなく陽性

になることが分かります。ただ、注目してほしいのは、一番右の接種歴不明がいつ接種したか分からない方の数、ここに注目してほしいんですけども、いわゆる接種済みの数ですから、2回接種、3回接種をされた方なんです、いつ接種したか分からない数なんです。これを接種の割合分をのせると、ほとんどの年代において、未接種者よりも3回接種者のほうが陽性者のほうが多くなるということになります。2回接種のほうが3回接種よりも数が多いことから、ワクチン効果は限定的であるということが証明される。一度ワクチンを打てば、打ち続けなければ限定的な効果は実感できないということにもなります。だから、1回打てば、もう5回、6回、7回、10回、11回、12回、もうずっと打たないと効果はないんですよ。やめれば感染するんですよ。回数が少なければ多いじゃないですか。未接種者は少ないんですよ。ということになるエビデンスなんです。ただ、80代以上はこの表を見る限り、効果はてきめんだと思っています。必要な方がおられるのも事実です。

次に、大阪府の状況を見てほしいんですけども、陽性者死亡による接種歴ですが、これを見てどう思われますか。よく重症化防止とかワクチンを打ったから死ななかつたとか、いろいろありますけれども、ワクチン接種率と同じ割合なんです。だから、陽性者の方がお亡くなりになる、お亡くなりになった方にはお悔やみ申し上げたいんですけども、未接種だろうが、接種されるんであろうが、亡くなるんですよ。それはもうほかの病気でも一緒です。以上の観点から、後期高齢者以上の方以外は、効果はないと言えるのではないのでしょうか。

次にいきます。浜松市では以前も紹介したように、ホームページで陽性者の中の年代別と接種回数別を症状ごとに公表しています。浜松市のデータを見せておりますけれど、以上のような浜松市のエビデンスから、ワクチン効果、重症化予防についてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

浜松市のホームページには、毎週金曜日に、新型コロナウイルス感染症の感染者の動向が掲載され、今月19日の更新情報を拝見しました。

御質問のワクチン効果については、今年1月から今月18日までの陽性者のうち、ワクチン接種の状況や、陽性判明時点の症状が確認できた7万2,987件について分析されており、それによりますと、陽性者の症状別では、未接種者を含め、ワクチン接種回数にかかわらず、無症状者が1割程度、軽症から中等症者が9割となっています。4回接種済みで中等症の方が3.3%おられるのが目立った点ですが、4回目接種を受けられている方は60歳以上又は基礎疾患がある方のため、症状が重くなりやすいのは当然と思われれます。また重症の方は8人ですが、うち半分の4人は未接種となっています。また、8月12日から18日

の感染者の状況では、新規感染者5,473人のうち、27%が未接種又は接種歴不明、4割の方は3回接種を終了されていました。若年層の20代と30代については、感染者1,745人のうち、ワクチン接種歴は、未接種又は不明が18.7%、1回接種が0.6%、2回接種が32.6%、3回接種が46.3%、4回接種が1.8%と、約8割が1回以上の接種を受けていました。このようなことから、ワクチン接種している方でも感染していることが分かります。

最後に、ワクチン接種について効果はあるのかという御質問ですが、国立感染症研究所によりますと、3回接種した人は、接種していない人に比べ、オミクロン株の派生型BA.5に感染して、発症するリスクが54%から65%減少するとしており、ワクチンの効果はあると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） すみません、先に断っておかないといけなかったんですけど、出した資料は1週間ほどの資料なんですけれども、求めた答弁は1週間前にデータで僕が二、三日前に出そうとしたら、もう過去の情報は消されていましたからちょっと出せなかっただけです。申し訳ございません。

最後の答弁にあった国立感染症研究所によりますと、といったところで、さっきも話をしましたけど多くの専門家がこうじゃないか、こうじゃないかと話をしたのが、結局1年後、1年半後、それと違う結果が出ているわけです。専門家がこうだと言っているけど、結果は違うんですよ。だから、その結果、エビデンスを見てほしいということを随分前から常々言っているわけでございます。私も意地悪な質問をしてしまいましたが、これを見て、子どもに打ったほうがいい、ワクチン効果が歴然だとはならないわけです。未接種の子どもが感染しているじゃないか、かなり多くの人が感染しているじゃないかと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、しかし、それはほとんど軽症なんです。そもそもPCR検査はRSウイルスも拾うんです。新型のみならず従来のコロナウイルス、皆さんはかかったことが多分あると思います。従来のコロナウイルスも拾う検査薬です。子どもはその二つのウイルスに感染しやすいんです。そして免疫力を小さいうちから高めていって強い体を作るんです。そして、今打っているワクチンは遺伝子ワクチンですから、数年後の健康状態は保障されていないんです。めちゃくちゃリスクがあるんですよ。子どもに打つ必要はないです。いまだ治験中であることも申しおきしておきます。

そして次の質問です。5歳から11歳のワクチン接種の努力義務についてです。8月8日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳から11歳の子どもへのコロナワクチンの接種について、オミクロン株に対する有効性などの科学的知見が十分示されたと

して、努力義務とすることを了承。早ければ9月にも政令を改正し、5歳から11歳のワクチン接種を努力義務とする方針であるというふうな報道がなされました。前回、1回目接種のときは、宇土市においては予約券を発送せず、2段階の申込みスタイルを県下で最初に判断していただいたのですが、今回もこの政府の判断を受けて、今回の手段はどのような対応かお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

日本国内では、本年2月に、新型コロナウイルスワクチンの接種対象として5歳から11歳の小児を加えましたが、当時はオミクロン株流行下での感染動向が明らかでなく、また小児における、オミクロン株に対するワクチンの発症予防や重症予防効果に関するエビデンスが必ずしも十分でないことから、ワクチン接種の努力義務の規定は小児には適用しないこととされていました。その後、今月8日に開催された、国の予防接種・ワクチン分科会において、小児への努力義務の適用について論議され、オミクロン株に対する科学的根拠として、発症予防効果があること、また安全性に関する情報が追加、集積していることから、9月上旬までにこれらに係る政令改正案について諮問・答申を行い、接種が努力義務とされる予定となっております。

次に、本市の8月17日現在の5歳から11歳のワクチン接種率は、対象者の19.0%となっており、設定している予約枠に空きが出ている状況です。公益社団法人日本小児科学会では、5歳から17歳の全ての小児に、新型コロナワクチン接種を推奨するとの考え方を示しております。本市では、引き続き、保護者が慎重に接種の判断をしていただけるよう、このワクチン接種が努力義務となった背景を踏まえ、対象者への通知方法などを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。すり合わせのときに、大阪府泉大津市でも、今回はクーポンを発送されているという話をしましたけれども、昨夜緊急的に関係者のオンラインミーティングがありまして、南出市長のほうから前回同様にすると、クーポンを発送しないという発言がございました。ちなみに、名古屋市の河村市長も同様な施策をするそうです。私としては努力義務になろうとも、前回同様予約案内にしてほしいと思っています。まだ検討段階ですか。是非、十分市長も検討されて、僕としては前回同様にしてほしい。そうじゃなかった場合は、もうあらゆる情報を出してほしいと思います。よろしく願いいたします。

さて、次の質問です。マスクの効果についてです。日常でマスクなしの人を見かけること

は少なくなりました。特に市庁舎内では、職員がほぼ完全マスクです。しかしながら、この3か月間で職員の中から40人以上の陽性者が出ています。保育所や学校へ通う子どもたちもほとんどマスクをしているのに、陽性者がたくさん出ていると。その陽性者の方々は、実はこそっとマスクをしていなかったのでしょうか。マスクをすれば感染しないとか、マスクをしなければ感染するのか。はたまたマスクをし続けたことで免疫が下がることは考えられないのか。こういったことをちょっとお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、マスクの効果についてですが、マスクは相手のウイルス吸入量を減少させる効果より、自分からの発声や咳、くしゃみなどによるウイルス拡散を防ぐ効果がより高いということが分かっております。厚生労働省の資料によると、スーパーコンピューター富岳によるシミュレーションでは、咳をした場合の飛沫、エアロゾルについて、不織布マスクが約8割、ポリエステル又は綿の手作りマスクが約7割の飛散を抑制したとされています。

また、米国疾病対策センターCDCは、今月ワクチンの接種状況にかかわらず、感染者と接触した人の隔離を不要とし、代わりに一定期間高性能マスクの着用を推奨するとしており、マスクの効果を認めております。

最近の研究結果によると、新型コロナウイルスは、人が排出する飛沫よりも、空気中に漂う微粒子であるエアロゾルによる感染が指摘されています。飛沫感染は、会話やくしゃみ、咳などで出た飛沫を周囲の人が吸収して感染するもので、エアロゾル感染は、空気中に浮遊するウイルス等の病原体が、長い場合は3時間ほど存在し、これを吸収することで感染します。特に密閉空間では感染リスクが高く、また通常のマスクでは防ぎきれないこともあり、頻繁に室内の換気をすることが推奨されています。

また、マスクを常に着用していることで、免疫力が低下するのではないかとの御質問ですが、確かに空気中に存在する様々な細菌やウイルスなどの病原体を吸収する機会が減ることで自然に免疫を獲得できず、免疫力低下につながるという論理は分かりませんが、実際の信頼できる研究や文献が見当たりませんでした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。アメリカ疾病対策センターCDCの話がございました。このアメリカの機関がマスクを推奨されていますが、アメリカの映像って見たことありますか、ほとんどマスクをしていないですね。何でアメリカのこういったセンターの情報を日本が取り入れてやる、でもアメリカは普段やっていない、不思議ですよ。別に答弁は求めませんが、富岳による飛沫防止の効果の話がありましたけれども、マ

スクをしても陽性になっているわけじゃないですか。何割効果があるといっても、もはや信用にならないと私は思います。ウイルスの大きさを皆さん知っていますか。マスクの網の目の10分の1です。そして弱毒化しているじゃないですか、ウイルスは。私はもうおびえなくていいのではないかなと。もっとマスクのリスクのほうをちょっと考えてみたらどうかなというふうに思います。先ほど、マスクが及ぼす免疫力の低下について、信頼できる文献や研究は見当たらなかったと答弁がございました。一つ紹介させてください、ちょっと長くなります。精神心理学のカリスマと言われている和田秀樹精神科医で、国際医療福祉大学赤坂心理学科教授の方の文献がございました。

「マスクをすることには、メリットがあればデメリットもあります。一番のメリットは新型コロナを含めて感染症をうつすことはある程度予防できること。ではデメリットは、これは数えきれないほどあります。その代表例を紹介していきます。まずは、マスク酸欠になることです。マスクをすると自分が吐いた呼気がマスク内にたまります。呼気は通常の空気よりも二酸化炭素を多く含んでいますので、マスクをし続けると、絶えず二酸化炭素多め、酸素少なめの空気を吸い続けることになります。するとどうなるのか、医学用語を使えば血中二酸化炭素濃度が上昇します。その第一の弊害は頭痛が起きやすくなることです。二酸化炭素は脳の血管を拡張させるので頭痛の引き金を引くのです。当然のことながら、酸欠状態では思考力や記憶力といった脳の力が低下します。脳の重量は全体重の2%ほどしかありませんが、人が摂取する酸素の20%を消費する酸素大食い臓器です。新鮮な酸素が脳に行き渡らなければ、たちまち支障が生じるのです。集中力を保てなくなり、眠くもなります。中長期的には脳内神経細胞や情報伝達システムの劣化によって、頭が悪くなっていくリスクもあります。

次いで、酸欠は、体全体の免疫力の低下を招きます。酸素不足に陥ると、血流が悪くなり、免疫細胞を全身に十分に運べなくなるのです。つまり、新型コロナ感染予防のためマスクをかけているのに、免疫力を落としてかえって感染しやすくなるという話にもなりかねないのです。酸欠以外にも、マスクをかけることには、多種多様なデメリットがあります。列挙すると、呼吸が浅くなるため、自律神経系に悪影響を及ぼします。心拍数が増え、循環器系に負担がかかりやすくなります。口の中の渇きを感じにくくなり、水分不足に陥りやすくなります。むろん、御承知のように、体温調節がうまくできなくなるというマイナスもあります。人の体には、体温を一定に保つ機能が備わっていて、体温が上がったときには、体熱放散機能を働かせて、体温を下げようとします。しかし、マスクをしていると、その機能がうまく働かなくなるのです。とりわけ、気温・湿度が高い夏場は、熱中症の原因になり、悪くすれば命を落とすリスクさえ生じます。そして、きりがないので、このあたりでやめておきます。」ということでした。とにかく少なくともマスクをすることは、常態化していいことで

はないということでした。以上です。

このマスク励行で、子どもたちの未来が私は危ぶまれているという状態だというふうに思いました。そこで次の質問です。学校での授業の感染防止対策について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

学校での新型コロナウイルス感染症対策につきましては、随時文科省から発出されます「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」の最新の情報に基づき実施することとしております。なお、現在の最新版は4月に発出されております。

対策内容として、教室での活動などの屋内で行う学校教育全般にわたっての活動については、密閉の回避として換気の徹底を行うこと、密集の回避として身体的距離を確保することとしており、人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けることが推奨されております。また、密接の場面への対応として、身体的距離が十分取れない場合や熱中症等のリスクがある場合を除き、マスクを着用することとしています。

さらに、体育の授業については、感染状況を踏まえ、熱中症事故の防止に留意しながら可能な限り屋外で実施することとなっております。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避け、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用など感染拡大防止の措置により対策を図ることとしております。また、体育の授業中は、マスクの着用について必要はないとしておりますが、感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分確保し、不必要な会話や発声を行わないよう指導することとしております。

次に、屋外で行う学校プールにおける感染対策についてですが、シャワーやドアノブなど児童生徒が手に触れる箇所については、教室等同様、適宜消毒を行うこと、プール内で密集しないよう、一斉に大人数の児童生徒が入らないようにし、プールサイドでも児童生徒の間隔は2メートル以上を保つことができるようにすることとし、各学校に対し周知を行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。写真を見てほしいと思います。これは、とある小学校の今年の1学期の授業中の写真でございます。これまで、今答弁があったように、すごく感染対策は気を付けられているというのは分かるんですけども、昔も今もですね。今、このプールではどうですか、感染しないですか。かなりはっちゃけている、

これは動画なんですよ、動画のスクリーンショットで切っているんですけども、何も加工しているわけではないです。僕は、マスクに反対だというわけではないですけど、最近マスクは必要ないじゃないかという考えです。この楽しそうな様子で授業を受けているじゃないですか。もうこれを取り戻していいんじゃないかと思っているんですよ、つついですが、この動画を見るとやはりここにこしてしまいます、ああ元気でいいなど、これでいいじゃないかと思います。どうせ感染するんです、PCR検査もやっている以上は感染ということになってしまう。プールだろうと教室の座学だろうと感染します。そしてですね、今プールではマスクをすることはできないんですけど、この前憤慨した出来事がありました。広報うとに入っていたこのうと福祉だより、もうびっくりしましたよ。これが中を見ると、宇土東小学校では6月にこの車いす・高齢者疑似体験、宇土小学校では7月に実施されたそうですね。6月、7月ってめちゃくちゃ暑い頃です。換気はされているでしょうけど、この汗だくの姿でマスクをしている。このときだけマスクをしたように見えません、周りがマスクをしていますから。実際、教育委員会で指導している現状ではないということです。すごくいい授業だと思います、この授業自体は。だからこの福祉のこれを批判しているわけではない。ただ、子どもに対して子どもの健康を全然考えていない。コロナにおびえているだけ。もっと真剣にというか、真剣に考えているからこそこの状態かもしれませんが、先の将来のことをちょっと考えてほしいなと思います。皆さん、最近の体育館に入ったことがありますか。僕は子どものお迎えの関係で時々入ります。一昨日も入りました、1時間ぐらい。もう汗だくですよ。クラブ活動で、子どもがサッカーをしているのでマスクはしていませんが、もう汗だく。その状況で恐らく授業を受けて、マスクしながらね。一度体験してください、教育長、教育部全員連れてですよ。お願いします。

この第7波は、子どもの陽性者も非常に多い傾向があります。いろんな人の発言の中に「子どもが感染して家に持って帰ってくる」「子どもにワクチンは2回も3回も打たないといけない」「だから夏休みになったら感染が落ち着くだろう」、そのような発言を私は聞いたことがあります。この発言を私は気にかけておりましたが、子どものせいにするのが私は一番頭に来るんですよ。次の写真、各県のグラフ。熊本県はちょっと違うやり方が出ているんですけど、他県の一部、47都道府県を調べたら20都道府県ぐらいは逆の傾向なんですね。夏休みに入っても子どもの感染者が多いし、減っていないという事実があります。だから、決して子どもが感染して大人にうつすという傾向じゃなくて、逆もあり得るということなんですよ。私はそう思います。

そこで、果たして子どもが感染して大人にうつすのか、そういった動向をお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

8月19日の熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料によりますと、感染経路で最も多いのは、家庭内感染で、感染者の約40%を占めております。市子育て支援課で受けております保育所や学童クラブからの報告でも、同居家族の1人が感染すると、次々に子どもから大人へ、または大人から子どもへと感染していく事例がほとんどでございます。

次に、同じ資料により、夏休み前と夏休み後の感染者の年齢階層別感染状況を比較すると、夏休みに入った7月下旬から8月中旬にかけて、20代以上のほかの年齢層よりも、10歳未満と10代の減少が著明で、特に10歳未満よりも学齢期の10代の減少幅が大きくなっています。

マスク着用については、今年5月、厚生労働省が、屋外で人との距離が確保できる場合や、会話をほとんど行わない場合はマスク着用の必要はなく、屋内においても人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は必要がないとしました。しかし、現在でも、マスク着用率を具体的に数値で示すことはできませんが、屋内、屋外問わずほぼ全ての人がマスクを着用しているのが実情です。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。双方向であるということです。たまたま熊本ではそういう傾向で、さっきの例に挙げた県は、たまたまそうではない結果が出ているということです。しかし、やはり何でもエビデンスを見ないといけないというふうに思います。

それでは、保育所、学童ではどんな状況なのか。1個前の質問ですね、学校での質問をした。保育所での感染防止対策そしてマスク着用の状況、これも保育所関係を聞きたいというふうに思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

保育所におきましては、日頃からマスク着用、手洗いなどの手指消毒、換気など、基本的な新型コロナウイルス感染予防対策に努められております。そのような中、本年5月20日、厚生労働省からマスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについての通知があり、屋外・屋内と子どものマスク着用についての考え方が示されました。

2歳未満児については、これまでどおり窒息などのリスクが高まるためマスク着用は勧めず、また、2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律には求めないこととされました。よって、各保育所に対し、マスク着用の考え方を周知し、対応していただくようお願いしているところです。

学童クラブにおきましても、保育所と同様に、日頃から基本的な感染対策に努められております。マスク着用の考え方としましては、屋内の身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はなく、屋外では熱中症防止の観点からマスクを外すことを推奨されております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。この答弁だと、子どもはマスク外せないんですよ。マスクの弊害がありますし、ここで初めて言いましたからあれですけど、もう私は外すでいいと思っています。それもですね、大人が外さないと子どもは外せないらしいです。僕が自分の子どもに、今日も登校したときに外していいよと言うけど、恥ずかしいから嫌だと言うんです、一人ぼつんとはめていると。周りが外さないとやはり外せない、そういった状況です。率先して外すようにしていますが、やはりエチケットですから、今日もこのマスクをしておかないと議場に入れませんし、ここで質問できませんから、仕方なくはめていますが、本当は外したいです。子どもの未来と一緒に考えていきましょう。

次の質問に移ります。この質問で最後ですが、資料を出してください。日本はワクチン接種率、マスク着用率世界一であるのに、感染者数も世界ナンバーワンです。ただ、今回の資料は最初のやつなので、ワクチン接種率は2番目になっていますが、ちょっと前までは接種率ナンバーワンだったんですよ。感染者数、僕はPCR検査陽性者と言いますが、陽性者数ナンバーワン。ワクチンに効果があれば、マスクに効果があれば、日本の場合、感染者は世界最少ではないですか。

そこでお尋ねいたします。感染拡大防止策の因果関係や宇土市でのこれまでの対策における効果はいかがでしょうか。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

最近、8月の前ぐらいからですけれども、連日全国で20万人以上の陽性者の確認がされており、非常にこの第7波は、かつてこのコロナが流行し出して初めての大きな山なのかなと感じているところでございます。

今月26日に、WHO（世界保健機関）による日本での1週間の陽性者数が、5週続けて全世界で最多であったという報道がなされました。国際的には、検査方針を変更し、検査数自体が減少している国、あるいは日本のように感染者の全数把握をしていない国もあり、これをもって、一概に日本が最多であると言えるかというところは疑問だと思っております。国によって感染のピークが異なります。日本では、陽性者の確認が今ピークを迎えているところだと思っておりますが、1週間の移動平均で20万人を超えるような期間が1か月続いて

いる、これは現在の日本ですね。一方、近隣で防疫体制が非常に優れていると言われている韓国でございますが、今年の春先には、1週間の移動平均が20万人を超えるような時期が約1か月続きました。韓国の人口は5,000万人強、日本に当てはめると日本で毎日陽性者が50万人確認されているような状況に匹敵するような状況でした。その韓国は一旦落ち着きましたが、また少し増えておりまして、現在でも10万人ほどの連日感染が確認されております。この10万人というのは、人口当たりの陽性者数でいくと変わらない、日本と大差ないような状況です。こういう見方をしていって、他国の状況を私も調べてみました。アメリカであったりドイツ、フランス、イギリス、イタリアなど、先進各国を見てみると、以前に数については整理しているんですね。そのときの状況を見ると、非常に大きな山がやってきております。人口当たりの陽性者数でいくと、日本の今の山よりもはるかに高い山、日本の山は今低い、まだまだ低いような状況であると言えます。これを考えたときに、いろいろな考えがあると思います。今中議員の考えもあります、私の考えもあります、ほかの人の考えもあると思いますが、コロナウイルスはだんだん弱毒化しているというのは一致した考えだと思います。他国のように毒性が高い段階で大きな山を迎えたところは重症化が増えて、非常に多くの方が犠牲になっている。これは事実だと私は思っております。日本の場合、毒性が弱まったこの時期に流行のピークを迎えている、まだ増えるかもしれませんが、一番大きな山を迎えているということは、このことが日本の死亡率ですとか、重症化率の低さにつながっているものだと、いわゆるピークをずらした効果というのは、私はあったのではないかなと思っておりますし、専門家がこういう指摘をされているところも実際あるようでございます。私も同感です。マスクにしてもワクチンにしても、今これが万能だと思っている人はやはり私は間違っていると思っておりますし、限定的、完全な効果はない。ただ、効果がないと言えるような状況ではないと私は思っているのですが、万能ではないというのは事実だと思います。これまで政府がいろいろなことを進めてきました。ワクチン、マスクもそうです、その効果がどれだけあったんだと言われても、これは悪魔の証明と同じで証明できないと思うんです、具体的には。ただ、先ほど言いましたようにピークをずらした効果、弱毒性が進んでからピークを迎えている、この効果は間違いなくあったと、それにつながっていると私は思っているものですから、そういう意味ではその効果が生きている、そう考えるのが私は自然ではないかなと思っております。ですから、日本が取り組んできた部分、いろいろ批判もあると思います。確かに私も今中議員と同感の部分もたくさんあります、ここでは言いませんけれども。ただ、それを全て否定するわけにはいかない。いいところもあったんだというところは認めていかないと、この専門家でもない我々が何を信じて、どうやって行政を動かしていくのか。これは信じるしかないと思うんです。ただ、言いたいことは、コロナはずっと変わってきているので、仮にワクチンがいい、悪いという話をするんだったら、今ま

でワクチンで来たから今後ワクチンを続けなければいけないという話はないと思うし、若い人も全てワクチンという話もないと思います。これは、いろんな考え方があると思うのですが、見直すべきところは見直していく、これをやらないと、さっき言いましたように100かゼロかという話にはできない。60点か50点か、40点か30点か、こんな話しかできないと思うんです。その上で何が一番プラスになるかというのを、今後考えていく必要があるのではないかなと私は思っています。ですから、国がやってきたことをちょっとずさんなところも確かにありましたけれども、部分的な評価はかなりできていると思っていますし、宇土市がやってきたことに関しても同様のことが言えると思っています。大事なのはこれからですから、柔軟な発想で取り組んでいく必要があるということは強く思っているところです。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。市長がおっしゃることは、僕も逆に十分理解はできます。市長の立場だと、果たして僕がここまで発言したようなことを言えるかというと言えないと思います。ただ、思いを言える立場だから言うんです。そこもまた理解をしてほしいと。弱毒化していつているという話がありましたけれども、だから今日本はピークが来ている、その分析も僕も同じ分析なんですけれども、だからこそ今マスクを外すべきではないかと思っているんです。では、大人が外して子どもが外す、そして子どもの健康を守る、ここにつながると言うんです。さっき出し忘れてました、質問3のときにちょっとオレンジ色系の0.08と0.09とあるじゃないですか、これは季節性インフルエンザ2017年から2020年、この3年間ぐらいの重症化率と死亡率の数字、0.08と0.09なんです。新型コロナウイルス感染症、みんながおびえた第1波、第2波、第3波ぐらいまで、これは確かに重症化率高かったです、死亡率高かったです、このときは私も黙っていました。その後ですよ、特に第5波、重症化率と死亡率が減ってきている。ここから弱毒化が始まったんですね。ここからちょっとワクチン接種がその前ぐらいから始まったんですけど、子どもに打つ必要はないと強く僕は言い始めたときなんです。今、第7波の重症化率が0.01、死亡率が0.02、もうインフルエンザの5分の1、10分の1ぐらいになってきている。これを国が判断してどうのこうので今こうあるんだから、もっと自治体でも我々が判断して、もうマスクいいんじゃないかとかやってほしいなと思います。ワクチンに関してもこのようにデータを出して、あとは自分で判断してくれたいと思います。体制は絶対取るべきだと思います。そこの検討をよろしくお願いいたします。

そして次の質問に移ります。本市指定管理施設において、昨年質問したときに特に影響を受けた施設の第7波の活用状況をお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の第7波における熊本B A. 5対策強化宣言の発令後については、国・県の方針である強い行動制限は行わずに、社会経済活動を継続していくことを基本に、利用者の感染対策徹底と利用者自らの判断で、利用自粛等をしていただいている状況にございます。

そのような状況の中で、議員お尋ねの市民会館をはじめとする教育委員会所管の指定管理施設についての利用状況ですが、今回の宣言には時間制限や人数制限等がないため、目に見えて大きな影響は出ておりません。

また、健康福祉部所管の指定管理施設である宇土市健康福祉館あじさいの湯につきましては、6月と比べて7月は、入館者が1割程度減少したとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。特に第7波においては、影響は受けていないという御答弁でございました。今後もどのような状況になるか分からないので、適宜寄り添っていただきたいなと思います。

さて、次の質問です。6月中旬から陽性者が増えてきて、そして全国初のB A. 5対策強化宣言が出されたことにより、宣言の強制力はなくとも市民の自粛心理が働き、飲食店並びに関連する業種が影響を受けているように思います。私が個人的によく利用しているお店に尋ねたところ、14店舗中13店舗が影響を受けているということでした。以前は、緊急事態宣言やまん防があったときは、協力金があったおかげで何とかやっていたと、今回は同じようにお客さんが来ないのにもかかわらず、協力金がないから大変きついというような回答がほとんどでした。私のキャパでは、市内の店舗を網羅することはできません。そこで、本市全体はどうなっているのかお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、市内飲食店の状況についてお答えします。

市内飲食店への新型コロナウイルス感染症の第7波に関する直接的な影響調査等を実施していないため、飲食店個別の現状は十分には把握できておりませんが、市内飲食店の全体的な状況を、宇土市観光物産協会会長及び宇土市飲食業組合会長にお尋ねしたところ、第7波では、感染者が増加すると途端に予約のキャンセルが入る、また、5人以上の団体客は予約が入りにくい、昼の営業についても、これまでの第6波までと違い来客が極端に少ないという御意見がありました。

また、本年7月末に熊本県商工会連合会が実施されました、新型コロナウイルス「第7波」

感染急拡大を受けた緊急影響調査によりますと、経営への影響について、「大きな影響が出ている」と「やや影響が出ている」の両方を合わせると、飲食業では88%、宿泊業では72%という結果となっております。特に第7波においては、これまでより感染者数が増加していることでキャンセルが多いという意見が多くあっている状況です。

次に、影響を受けやすい業種についてお答えさせていただきます。

本市では、これまで新型コロナウイルス感染症により事業経営が厳しくなった事業所に対する給付金事業を実施してきておりますが、その申請をされた事業者の中でも多く見られた業種として、卸売・小売業、生活関連サービス業、娯楽業などが挙げられます。

このように、新型コロナウイルス感染症の第7波の本市への影響については、聞き取りや給付金事業の状況等を考えますと、飲食業はもとより、卸売・小売業等の業種に影響が出ているのではないかと考えております。

最後に、今後も市内の事業所の状況把握に努め、その状況に対応した効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。7月末の熊本県商工会連合会が実施した調査で、飲食店の9割が影響を受けているというように、もう分かっているらしい。その9割のお店が、それぞれどれだけ影響を受けているかは分かりません。1割かもしれないし9割かもしれない。その全てに僕は手立てをしてほしいなんていう思いはしません。でもそれは調べないと分からないです。調べていないと報告がありましたが、すり合わせをしてからもう2週間ぐらいです。もっと寄り添ってほしいなと思います。今回は、強制的な宣言もありませんので協力金はありません。しかし、マスコミや政府があおるものだから、毎日毎日何人感染したとか、そういったことをいうものだから自粛心理が市民の中で芽生えてしまって、今の飲食店の結果につながっているということになると思います。そのようなことが容易に推察できたはずですが、小山部長とか。もう少し飲食店に寄り添ってほしいというふうに思います。聞くところによると、職員互助会のほうでもレシートキャンペーンとかをまた行ったりして、応援する体制はあるというふうに聞いています。それはそれでももちろん取り組んでほしいんですけど、あと飲食業組合の会長と観光物産協会の会長にもお尋ねしたということです。その尋ねてくれたことはありがたいんですけども、どれぐらいなのかたかが知れてます。多くないはず。その方たちもそんなに聞いてもらっていないですよ。とにかく寄り添ってほしいなと思います。もう既にこれまでもいろんな給付金とかあって、実績があるじゃないですか。そこに厳しいところに尋ねれば僕はいいんじゃないかなというふうに思っています。とにかく聞いて、調査して、検証して、どういう施策が可能か考えてほ

しいというのがございます。6月議会で専決議案になった商品券、新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業がありますけれども、今配られていますよね。これはあくまで物価高対策が一番の目的だというふうに思います。もちろん消費喚起もあるでしょう。しかしこれは、今大変厳しい飲食店に特化して使われるとは思えません。恐らくショッピングセンター、特に大型のショッピングセンターに流れていくのではないかなというふうに推察いたします。そこで、私はやはり飲食店、特に関連業種とくに影響があるので、そこに特化した施策が必要だと思います。今後の経済対策について、市長お尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

福田議員への答弁内容と一部重複しますが御了承いただきたいと思います。

今の第7波でございますけれども、陽性者数が非常に増えたということもあって、お客さんが店に行くのを控えているような状況が正直起こっております。これはお話のとおりでございます。緊急事態宣言のときと同じような状況なのですが、違うのは協力金があるかないかというところではないかなと。そう考えると、中にはにぎわっている店もあるので全てとは言いませんが、協力金がなくて非常に経営が厳しいというところもあるのも事実ではないかと思えます。

また、先ほどの経済部長の答弁にもありましたが、飲食店はもちろん目に見えて大変なんです。これはもう私たちも思っています。ただ実際それは、物価高というお話をされましたが、この物価高で非常に苦しんでおられる業態があるのも事実なんですね。ですから、私たちは何も考えずにやっているわけではなくて、やはりどこが厳しいかというところを考えながらやってきました。その中で燃油対策、これは運送業もそうですけれども、そういったところに今度は、1回もやっていないからやりましょうということでやりました。これは申し訳ないですけど、これを物価高対策だ、それは別だとは言わないでいただきたいんですね。これは政府もコロナに物価高、燃油高が関わってきたので、これを併せてやれということでお金が来ていますので、そういう取組もしてきているというところも是非御理解をいただきたい。ただ、飲食店の聞き取りあたりですね、私も会長さんとは話をして状況を聞いておりますが、具体的に1個1個聞いているわけではございません。それほど業種も同じで、やはり小売業でも非常に大きな影響が出ている店が、飲食がへこめばへこむ店というのがありますので、いろんな業態に影響が出ているというのは事実だろうと思えます。そういう意味で、非常に幅広く影響が出ているということだと思います。

そういうこともありまして、これは物価高対策と言われてしまいますが、新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業を実施すると決めました。これは、自治体によっては今まで各業態には関係なく、何もせずに商品券だけで景気対策を打ってきたところもあるんです。

景気対策というか、それを支援にしてくれと。うちはそういうやり方はしておりません。業態に応じて少しずつやってきました。足りないかもしれませんが、少しずつそういったところに目を向けていったつもりですが、今回は、物価高もあって全体的に影響が及んでいるんだということを、市内でもいろいろ考えた上で最終的にこれを発行しようということで、現在発送を開始しているところでございます。額としては1億8千万円程度の発行額ですから、それがどれくらい効果があるか分かりませんし、それが飲食店に幾ら回るんだと言われても、多分ごく僅かしか回らないと思います。そういう意味で、飲食店の支援策としては足りないというのはもちろん分かっております。ただ、いろんな業態が、本当に目に見えないところの被害を受けているということは是非分かっていただきたい。そういう意味で、いろんな業態を調べたりして、ちょっと飲食店については今までずっとやってきたものですから、今回疎かになってしまったようなところがあって申し訳ないのですが、今、収束は見通せません。そんな中でやはり私たちはいろんな分野に目を向けて、特定の目に見えるところだけではなくて、どこが目に見えていないのかを探そうということで、実はここ最近動いていたのですが、そういったところを探しながらですね、そして、少しでもそこにピンポイントで打てるような対策を打っていかなければならないというところを今感じているところです。これについては飲食店も、先ほど調査していないという話をしましたが、改めて確認をしたところで、今後の対策に生かせるかどうか考えたいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 市長の熱い思いを聞いてですね、納得する部分もあります。ただ、それを今まで飲食店に結構手を当ててきたから、そのほかの事業に目を向けるというのはもちろん分かりますが、今回、飲食店が今までで結構厳しいという現状があるので、寄り添ってほしいというのが心の声なんです。市長にちょっと注文いたします。この使用期限が令和5年1月31日までということで、5か月間じゃないですか。その飲食店をこれから調査されるかもしれませんが、この結果をちょっと見てもらって、また1か月後、2か月後、ちょっと状況を見て、飲食店使わないなと思ったら、ちょっと手だてをお願いします。それぐらいでいいですと言ったらおかしいですけど、よろしく願いいたします。

では、次に移ります。学校教育についてです。1番目、新体力テストについて。コロナにおびえるがあまり、学校では子どもにとって必要な発育の機会が奪われ続けているというように思います。毎年度新体力テストを各小中学校で実施していると思いますが、コロナ禍の前後で児童生徒の体力はどう変化したか。また、今後の生かし方及び改善についてはどう考えているのかをお尋ねします。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、国が実施した新体力テストの結果及び分析についてお答えします。

新体力テストの結果については、令和3年12月24日付スポーツ庁が公表しました、2021年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果、全国の小学5年生約103万人、中学2年生約98万人を対象にしたものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で2年ぶりに実施されております。

8種目それぞれ10点の80点満点で、2021年と2019年の比較をしたいと思いません。小学5年生男子の平均値52.5点、2019年度は53.6点と2021年ではマイナス1.1点となっております。小学5年生女子の平均値54.7点、2019年度は55.6点で、これも2021年度がマイナス0.9点となっております。

中学2年生男子の平均値41.1点、2019年度が41.6点ですので、これもマイナス0.5点となります。中学2年生女子の平均値48.4点、2019年度が50.0点です。これもマイナス1.6点となっております。前回の2019年度の平均値を全て下回っている結果になっています。

種目別に見てみますと、小学生では上体起こし、20メートルシャトルラン、中学生では持久走が男女ともに大きく低下し、持久力が要求される運動時間の長い種目ほど落ち込みが顕著となる結果となっております。

また、生活習慣については、体育の時間を除き一日1時間以上運動すると答えた児童生徒の割合は、小中ともに前回より減少している結果となっております。

一方で、学習以外の目的でゲームやスマホを使う時間、学習以外のスクリーンタイムと申しますが、全体的に増加、特に男子が長時間化しており、「5時間以上」と答えた割合は、小学男子で15.9%、中学男子で14.6%でございました。前回の2019年度の調査結果と比較すると、小学男子では15.5%で0.4%の増加、中学男子では11.8%で2.8%の増加となっております。

これらの結果から、スポーツ庁では、体力の低下の主な原因は、学校での活動が制限されたことによる運動時間の減少、学習以外のスクリーンタイムの増加、肥満である児童生徒の増加が考えられ、これに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さらに拍車がかかったこと、また、感染拡大防止に伴い、学校活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少したことにあると分析しております。

次に、宇土市内の小中学校における新体力テスト（小学5年生男女及び中学2年生男女）の結果についてお答えいたします。

本市の体力テストのデータですが、国が用いている数値化されたデータがないため、学校別・種目ごとの記録に基づき算出したものをコロナ禍以前の数値と比較しますと、反復横跳

びなど種目によっては向上しているものもございしますが、全体的には低下している傾向にあり、中でも、小学生の20メートルシャトルラン、中学生では持久走の数値が男女ともに大きく低下しており、全国の結果と同様に持久力の低下が見られております。

次に、この結果を踏まえた今後の生かし方及び改善についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、先ほど申し上げましたスポーツ庁の分析や本市のデータからも分かる通り、児童生徒の体力の低下の主な原因の一つとなっているのは明らかであります。

新型コロナウイルス感染症がいつの時点で収束するのかは分かりませんが、withコロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するための改善は必要であると考えます。

また、子どもにとって大事な成長期に適度な運動・スポーツをすることは、心身の健康に良い影響を与えることが研究結果でも報告されております。

今後は、感染をしっかりと予防しながら、学校の体育の授業の工夫や運動機会の増加を図るとともに、歩いて買い物に行く、縄跳びや鬼ごっこなど親子で一緒に遊ぶ、ダンスなどの簡単なスポーツなど、日常生活の中で子どもと一緒に工夫しながら体を動かすことが、これからの時代には必要になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。コロナ前からスマホの利用が増えてきたとかで子どもの体力の問題はよく叫ばれていました。コロナが始まったからというわけではないのですが、僕がここで言いたいことは、過度な感染症対策、特にこのマスクを外すことから始めれば、少しは改善するのではないかなというふうに期待を込めています。是非よろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係で、次の質問以降は、改選でもしかしたらここに立てないかもしれませんが、次何とか立てることを願って、12月にしたいというふうに思います。申し訳ございません。

最後に一つちょっと言い忘れたことがあって、市長といろいろ議論させていただきましたけど、僕が一つ、この経済に関しての過度なコロナ対策に対して思う点があるんです。さっき日本において全数把握していないという発言がございましたけれども、それはやはりPCR検査をするからなんです。PCR検査をしなければ、陽性者は誰もいないんですよ。新型コロナウイルス以外の風邪も検知する検査薬を使うから、このような状況を招いているんですね。この前実験した人がいるんです、いろんな水とかいろんなもので。ポン酢でも陽性だったらしいです。ポン酢ですよ、普通に測るやつがあったとしたら、ポン酢で陽性なんです。だから餃子をポン酢に付けて食べてPCR検査をしたら陽性になる。もしかしたら

それが出回ってネットでそれを拡散されて、コロナ保険をもらいたい人はどんどん増えていくかもしれません。これが今悪しき習慣になっています。そんなPCR検査を受けて陽性になった人がいて、マスクも政府もおおってこのような経済状況を招いてしまって、子どもの健康も阻害する。これがやるせないんですよ、僕は。だから、政府が5類にするとかそういったことを言う前に、我々は気づいてもう先の手を打って、もう日常を取り戻さないと、子どもの未来のためにですね。市長のスローガン、子どもの未来につなぐためには、コロナからの脱却、PCR検査からの脱却、これが一番です。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第61号から議案第78号まで及び議案第80号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

議案第79号、宇土市教育委員会の委員の任命について及び議案第81号、宇土市監査委員の選任について、この2件の人事案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号及び議案第81号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第61号から議案第78号まで及び議案第80号の19件につきまして、本日配布の令和4年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（中口俊宏君） 日程第3、請願・陳情につきましては、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月1日は、日程では質疑並びに一般質問となっておりますが、本日終了いたしましたので、明日は休会といたします。

なお、常任委員会は、9月2日文教厚生常任委員会、5日総務市民常任委員会、6日経済

建設常任委員会となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の本会議は、9月12日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後3時03分散会

令和4年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第63号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について
- 議案第69号 財産の取得について
- 議案第70号 財産の取得について
- 議案第71号 財産の取得について
- 議案第73号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第74号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第76号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第80号 宇土市長等の給料の減額に関する条例について

経済建設常任委員会

- 議案第61号 令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 議案第62号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議案第72号 財産の取得の変更について
- 議案第73号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第77号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第78号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第68号 宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第75号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 4年 2	R 4 . 8 . 16	日本政府に核兵器禁止 条約の署名・批准を求 める意見書の採択に関 する陳情	熊本市中央区神水1-14-41 2022年原水爆禁止国民平和 大行進熊本県実行委員会 代表委員 熊本県原水協 畠田ミツ子 熊本県被団協 原田 俊二 熊本県国公議長 加行 勝 熊本県労連議長 榎本 光男	総務市民

第 4 号

9 月 1 2 日 (月)

令和4年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月12日（月）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第79号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)
- 日程第5 議案第81号 宇土市監査委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第79号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)

日程第5 議案第81号 宇土市監査委員の選任について
(討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

(追加日程)

日程第7 議案第82号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第5号)について
(質疑・討論・採決)

3. 出席議員(18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員(なし)

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松 茂樹 君	副市長 谷崎 淳一 君
教育長 太田 耕幸 君	総務部長 杉本 裕治 君
企画部長 加藤 敬一郎 君	市民環境部長 野口 泰正 君
健康福祉部長 岡田 郁子 さん	経済部長 小山 郁郎 君
建設部長 草野 一人 君	教育部長 山口 裕一 君
会計管理者 野田 恵美 さん	総務課長 光井 正吾 君
危機管理課長 東 顕 君	財政課長 北谷 太示 君
企画課長 宮崎 英児 君	まちづくり推進課長 中山 好美 さん

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長 江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長 春木 教明 君
--------------	----------------------

議事係参事 村田有美さん 庶務係参事 松本浩典君

午前10時30分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る8月29日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路，宇土三角道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。また，契約締結がなされた業務，入札に伴う公告が行われた業務等がございますので御報告させていただきます。

まず，熊本・宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和4年度事業の調査設計で，令和4年度緑川大橋橋梁修正設計業務で契約締結がなされております。

次に，宇土道路について御報告申し上げます。

まず，令和3年度繰越事業の工事で，熊本57号城塚地区改良12期工事，並びに用地補償で，令和3年度国道57号宇土道路用地関係資料作成業務及び令和3年度国道57号宇土道路長浜地区外補償説明業務のそれぞれの工期の延長が行われております。

令和4年度事業の工事では，熊本57号城塚地区改良15期工事，熊本57号上網田地区改良10期外工事，熊本57号長浜橋下部工（A2）工事の3件で契約締結がなされております。これらは，城塚インターチェンジ及び網田インターチェンジ付近の地盤改良工事，城塚インターチェンジ付近の水路付け替え工事並びに長浜橋下部工工事などとなっております。その他，熊本57号網津地区改良工事，熊本57号長浜地区工事用道路工事の2件で入札に伴う公告がなされております。用地補償では，令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務の契約締結が行われております。

次に，宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和3年度繰越事業の調査設計で，令和3年度熊本天草幹線道路（その4）測量業務の工

期の延長がなされております。

また、令和4年度事業の調査設計で、令和4年度熊本天草幹線道路予備設計（その1）業務の契約締結が行われております。これは、宇土三角道路（仮称）波多インターチェンジから、（仮称）みすみインターチェンジ間における道路及びインターチェンジの予備設計となっております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「宇土道路で、目に見えて構造物の建設が進んでいるが、網田インターチェンジと城塚インターチェンジの土地活用を委員会で考えていったほうがよいのではないか。」との質疑があり、執行部から「インターチェンジ付近の土地活用については、現在、企画部で検討している状況である。素案ができれば実現に向け進めていく必要がある。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「具体的に委員会で説明できるように、早く計画を進めるようにしてほしい。」との意見がありました。

次に、前回の委員会で、委員から「緑川大橋の今後の計画は。」との質疑があつていたため、執行部から「国土交通省に確認したところ、未定と回答があつた。」との報告に対し、別の委員から「緑川大橋整備の今後の状況は未定とのことだが、漁協との交渉はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「今の交渉状況を国土交通省に確認する。」との答弁がありました。

次に、委員から「網田インターチェンジ付近に今後建設されるトンネルがあるが、その付近を指定緊急避難場所として活用できるような形で今から設計が可能か。」との要望があり、執行部から「国土交通省に確認する。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2，去る8月31日の本会議におきまして，各常任委員会に付託をいたしました，市長提出議案第61号から議案第78号まで及び議案第80号の19件，並びに請願・陳情につきましては，審査の経過と結果について，それぞれ報告がっておりますので，これを一括して議題といたします。

順次，各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから，総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして，去る9月5日，本委員会を開催し審査を行いましたので，その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は，条例関係6議案，予算関係3議案，その他3議案であります。

まず，議案第63号，宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは，市組織の見直しに伴い，関係条例を改正するものであります。

次に，議案第64号，宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これは，関連法の改正に伴い，条例を改正するものであります。

次に，議案第65号，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは，宇土市消防団の班長及び団員の階級にある者の処遇改善を図るため，条例を改正するものであります。

次に，議案第66号，宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは，個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書等の交付に係る手数料を減額するため，条例を改正するものであります。

次に，議案第67号，宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について。これは，農林業又は漁業事業の用に供するために取得した償却資産に対する固定資産税の特例を定めるため，条例を制定するものであります。

次に，議案第69号，議案第70号，議案第71号，財産の取得について。これは，予定価格2,000万円以上の財産を取得するため，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により，議会の議決を求めるものであります。

次に，議案第73号，令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では，庁舎建設事業経費として386万3千円，社会保障・税番号制度経費として282万7千円を増額するものであります。

衛生費では、浄化槽設置事業経費として780万円を増額するものであります。

消防費では、消防団経費として808万9千円を増額し、防災行政無線維持管理経費として500万4千円を減額するものであります。

そのほか、庁舎警備等業務委託に要する経費など2事業については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第74号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は393万6千円を増額するもので、補正後の総額は44億9,775万8千円であります。これは、国保システムの改修及び傷病手当金等の増額補正となっております。

次に、議案第76号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は95万円を増額するもので、補正後の総額は5億9,835万4千円であります。これは、人事異動に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第80号、宇土市長等の給料の減額に関する条例について。これは、令和4年10月1日から令和4年11月30日までの間における市長の給料の月額並びに令和4年10月1日から令和4年10月31日までの間における副市長及び教育長の給料の月額について減額するため、条例を制定するものであります。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第67号、宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について。委員から「市内の農林業又は漁業事業従事者のうち、償却資産の申告が必要と思われる従事者に、6月から申告勧奨を行っているとのことだが、その状況は。」との質疑に対し、執行部から「今年度、国税資料の閲覧によって調査を行い、申告が必要と思われる従事者420名に申告案内の通知を行ったところである。そのうち、現時点で、76%に当たる322名が申告している。」との答弁がありました。それに対して、他の委員から「県内他自治体の取組の状況は。」との質疑があり、執行部から「他自治体においても国税資料の閲覧等により対象者を調査し、償却資産の適正な課税に取り組んでいる状況である。」との答弁がありました。

次に、議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。委員から「防災士資格取得助成金として、60名分を計上されているが、既にこれだけの申込みがあつているということか。」との質疑があり、執行部から「11月下旬から12月にかけて、県主催の防災士養成講座火の国ぼうさい塾が宇土市で開催される予定である。本市の地域防災力向上の絶好の機会であり、また助成を行うことで多くの市民に資格取得を促したいと考え、60名分の予算を計上している。」との答弁がありました。

また、別の委員から「宇城広域連合の環境再生センターについて、現在、施設の処理能力を超えるし尿の持ち込みがあっており、施設の機能低下や規定以上の排水が出るのが懸念される。その解消のために、今後、広域連合と協議しながら、加入自治体については、汲み取り式便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への計画的転換を推進していくべきと思うがどうか。」との質疑があり、執行部から「現時点では、広域連合から処理能力の超過についての相談はあっていない。また、県の浄化槽整備事業等補助金交付要綱の改正により、これまで対象外であった合併浄化槽への転換に伴う汲み取り式便槽の撤去と宅内配管が補助対象となったため、広報紙や市ホームページ等で市民に周知し、合併浄化槽への転換をさらに推進していく。」との答弁がありました。

次に、報告第11号、令和3年度宇土市財政の健全化判断比率について、執行部から説明がありましたので報告申し上げます。

「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標により、宇土市の財政運営については、おおむね健全な運営がなされていると判断している。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第66号、73号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和4年陳情第2号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採択に関する陳情」については、賛成少数で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月5日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、決算認定2議案、その他1議案であります。

まず、議案第61号、令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和3年度水

道事業決算は、総収益6億5,102万円、総費用5億7,645万円であり、当年度純利益は7,457万円となっております。

次に、議案第62号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。令和3年度公共下水道事業決算は、総収益9億6,141万円、総費用8億5,621万円であり、当年度純利益は1億520万円となっております。

次に、議案第72号、財産の取得の変更について。これは、令和4年3月3日に議決された都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴う土地に係る財産の取得について、道路用地を追加取得する必要があるため、取得価格等を変更するものであります。

次に、議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業（新型コロナ対策分）として1,183万4千円、漁業者燃油価格高騰対策給付金事業（新型コロナ対策分）として1,773万6千円、住吉海岸公園整備事業として1,065万7千円を増額するものであります。

次に、商工費では、燃料費支援給付金事業（新型コロナ対策分）として5,970万円、マリナー施設方針検討事業として800万円を増額するものであります。

次に、土木費では、道路維持一般経費として2,640万円、公営住宅維持管理経費として1,020万円を増額するものであります。

そのほか、マリナー施設方針検討事業の1事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第77号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出を262万4千円増額するもので、補正後の総額は6億6,853万円であります。これは、人事異動に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第78号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出では192万9千円を増額するもので、補正後の総額は10億509万7千円であります。資本的支出では58万5千円を減額するもので、補正後の総額は9億9,985万3千円であります。これらは、人事異動に伴う人件費の増額及び減額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。委員から「市営住宅の設備の取替費用が120万とのことだが、何件分か。」との質疑があり、執行

部から「何件分というわけではなく、今後退去時等に対応するために見込まれる予算である。」との答弁がありました。別の委員から「境目にある県営の団地は閉鎖されているが、建て替えるのか。」との質疑があり、執行部から「県からは建て替えの計画は聞いていない。」との答弁がありました。

次に、マリーナ施設方針検討事業について、委員から「マリーナをやめるという考えはあるのか。」との質疑があり、執行部から「あらゆるパターンを検討する上で選択肢の一つとしては考えられる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「天草などで民間施設がマリーナ施設の運営を継続できているのは利益が上がっているからだと思う。公共施設でもやれないことはないのでは。」との質疑があり、執行部から「今回の検討の中では、民間施設がどのように運営しているのかも調査する必要がある。きちんと整理した上で検討したい。」との答弁がありました。

また、別の委員から「数年に一度の浚渫が必要であり、立地的にマリーナとして不適合だと思う。また、今後も施設の維持費等に多くの費用が発生することなど、将来的な財政面も考慮すれば、今後保有する必要はないと思う。」との意見があり、さらに、別の委員から「マリーナを建設した歴史と経過も確認しながら進めてほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、委員から「ジンベエ像設置に伴い観光客が増加している。直売所などの整備はいつ頃を考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「直売所については、地元住吉漁協と民間事業所の間で建設協議が進められており、住吉漁協の承認が得られれば、漁協、民間事業所双方が協力して整備を進めていく予定としている。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「今作らないと、観光客が下火になってから作っても無駄になる。」との意見がありました。

また、別の委員から「観光客が多いため、現在土日に配置している誘導員を平日にも配置するようにしてほしい。」との意見に対し、執行部から「現状を確認し、平日も必要と考えられるときは不足する分を検討していく。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

「今年度においては、令和3年度に現地調査を実施した調査区（平成21年度分（2字）・平成25年度分（11字））の閲覧を実施済みである。現在、登記のための認証請求を熊本県に請求しており、その後は、熊本県から国土交通省に対し承認申請を行うことになっている。なお、先般、熊本県から、8月30日付けで国土交通省へ承認申請を行ったとの連絡があった。国土交通省からの承認を受けた後、登記内容を確認し、12月中に法務局への登記申請を行い、今年度中の登記完了を目指している。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

全会一致で、原案のとおり認定及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月2日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案であります。

まず、議案第68号、宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について。これは、子育て世代の経済的支援として、小中学生に係る医療費の自己負担額に対する助成を拡充するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（保育所分）として2,067万7千円、新型コロナウイルス感染症対策事業（放課後児童クラブ等分）として654万1千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、インフルエンザ予防接種事業（新型コロナ対策分）として2,543万4千円、保健センター施設改修事業として258万5千円を増額するものであります。

次に、教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（給食センター分）として640万円、保健体育総務費一般経費として100万円を増額するものであります。

また、児童家庭相談システム機器リースに要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第75号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は7,351万3千円を増額するもので、補正後の総額は39億2,819万4千円であります。これは、介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金等の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。まず、子宮頸が

ん予防のためのHPVワクチンキャッチアップ事業について、委員から「どういった方が対象となるのか。」との質疑があり、執行部から「HPVワクチンの積極的勧奨が控えられていた年代の平成9年度から平成17年度生まれまでの女性であり、1,367人に通知をしている。」と答弁がありました。

これに対して、別の委員から「身近な二十歳の女性が子宮頸がんとなり、子宮を全摘しなければならなくなった話を聞いた。若い人の命を救うためにも、この予防接種はいろんな形で積極的に伝えていくべきである。」との意見があり、各委員から「若い方が集まる二十歳の祝典（成人式）は、いいタイミングである。キャッチアップの対象者でもあるので、この機会に是非周知を図ってほしい。」との意見がありました。

次に、日常生活用具給付費について、委員から「これはどのようなことを行うのか。」との質疑があり、執行部から「障がい者の方に必要なベッドやマット、痰吸引器などの用具を、その方の障がいに応じて給付するものである。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「発達障がい児の数や利用できるサービス事業所が大変増えている。このようなことなどから、扶助費が増加しており、今後も増えていくことが目に見えている。この現状を機会あるごとに市民にもお伝えし、理解していただいた上で、必要な支援にお金を掛けていくことが必要と思う。」との意見がありました。

次に、小中学校で導入しているタブレットの持ち帰りについて、委員から「2学期が始まり、小学1年生がたくさん荷物を重そうに持って登校していた。これにタブレットが加わると、とんでもない重さになると思う。タブレットを持ち帰る際は、他の道具を減らすような工夫が必要ではないか。」との質疑があり、執行部から「現在、学校に対し教科書など携行品の重さや量について配慮するよう通知しているが、持ち帰る場合が多い状況となっている。また、教育委員会では、タブレットの持ち帰りを推進するためにも、配慮に関する工夫事例などを周知し促進させたい。」との答弁がありました。

また、これに関連して、委員から「タブレットの使用により、子どもたちの目が悪くなってはいないか。」との質疑があり、執行部から「タブレットを導入して2年程度になるが、授業の中で毎時間使用しているわけではない。目に与える影響は、学校で使うタブレットだけというわけではなく、また、すぐに出るものでもないので、因果関係の特定を含め判断は難しいと思う。」との答弁がありました。これに対して、委員から「今後、遠くを見る望遠訓練などを取り入れてはどうか。」との意見がありました。

次に、議案以外で、学校給食の米飯推進について、委員から「学校給食センター運営委員会や専門委員会ではどのような意見が出ているか。」との質疑があり、執行部から「部活動をしているので、パンより腹持ちがいい米飯に賛成といった意見や、幼稚園児の中には、御飯をちゃんと食べてこない子もいるので助かるといった意見など、保護者からは米飯に賛同

する意見が多く出ていた。なお、11月からは、現在の週3回の米飯回数に加え、さらに2週間に1回米飯を増やす予定である。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第61号から議案第65号までの5件につきまして一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり認定及び可決であります。各常任委員長報告のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第65号までの5件につきましては、原案のとおり認定及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第66号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第66号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第67号から議案第72号までの6件について一括して採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第72号までの6件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第73号、令和4年度宇土市一般会計補正予算(第4号)について採決をいたします。ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第73号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第74号から議案第78号まで及び議案第80号の6件について一括して採決したいと思っております。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第78号まで及び議案第80号の6件につきましては、原案のとおり可決されました。

ここで、議場の換気を行います。暫時休憩をいたしますので御協力をお願いいたします。11時15分から会議を開きます。よろしく願いいたします。

-----○-----

午前11時11分休憩

午前11時16分再開

-----○-----

○議長(中口俊宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、総務市民常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採択に関する陳情は、総務市民常任委員会では不採択でありました。私はこの陳情書の原案に賛成し、委員長報告の不採択に反対の立場から意見を述べます。

2017年7月7日、国連において126か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。この条約は50か国以上の国が署名・批准すれば発効しますが、50か国以上が署名・批准をし、2021年1月22日に発効いたしました。現在86か国が署名し、批准をしています。国内では自治体の36%、639自治体が意見書を採択しております。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章や国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行うように責任も明記しております。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められております。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、「ウクライナへの軍事侵略に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果をもたらす。」と核兵器による威嚇を行いました。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものであります。

今こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する先頭に立たねばならないと思います。そして、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求め、陳情書に沿って国に意見書を上げることに議員の皆さん方の御協力をお願いし、原案に賛成、不採択に反対の立場から討論を終わります。

○議長(中口俊宏君) ほかに討論はありませんか。

13番、藤井慶峰君。

○13番(藤井慶峰君) 無所属の藤井慶峰です。令和4年陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書について、総務市民常任委員会の委員長報告では賛成少

数で不採択であります。私は、陳情提出者が誰であれ、平和を望む者は核兵器をなくすことには賛同すべきとの立場から討論を行います。

第二次世界大戦以降、今が一番人類にとって核兵器の使用による人類滅亡の危機にあると思います。それは、今年2月24日、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が始まり、ロシアのプーチン大統領は「核兵器の使用も辞さない」という、ウクライナやウクライナを支援する国々に対して、威嚇発言を行いました。核兵器のボタンを押すか押さないか、この二つの結果は人類を滅亡させるのかしないのか、この世に存在する最も大きな決断であり、誤った判断は人類にとって取り返しのつかない悲惨な結果を招きます。核兵器の使用に勝者も敗者もありません。あるのは、人類が滅亡するという最悪の事態であり、最悪の結果であります。

戦後77年目の今年8月6日、松井広島市長は、広島市の平和祈念式典において、「ロシアによるウクライナ侵攻では、国民の生命と財産を守る為政者が、国民を戦争の道具として使い、他国の罪のない市民の命や日常を奪っています。そして、世界中で、核兵器による抑止力なくして平和は維持できないという考えが勢いを増しています。これらは、これまでの戦争体験から、核兵器のない平和な世界の実現を目指すこととした人類の決意に背くことではないでしょうか。武力によらず、平和を維持する理想を追求することを放棄し、現状やむなしとすることは、人類の存続を危うくすることにほかなりません。過ちをこれ以上繰り返してはなりません。とりわけ、為政者に核のボタンを預けるということは、1945年8月6日の地獄絵図の再現を許すことであり、人類を核の脅威にさらし続けるものです。一刻も早く全ての核のボタンを無用のものにしなければなりません。今年初めに、核兵器保有5か国は『核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない』『NPT（核兵器不拡散条約）の義務を果たしていく』という声明を発表しました。それにもかかわらず、それを着実に履行しようとしなければか、核兵器を使う可能性を示唆した国があります。なぜなのでしょう。

今、核保有国がとるべき行動は、核兵器のない世界を夢物語にすることなく、その実現に向け、国家間に信頼の橋を架け、一步を踏み出すことであるはずで、核保有国の為政者は、こうした行動を決意するためにも、是非とも被爆地を訪れ、核兵器を使用した際の結末を直視すべきです。そして、国民の生命と財産を守るためには、核兵器を無くすこと以外に根本的な解決策は見いだせないことを確信していただきたい。とりわけ、来年、ここ広島で開催されるG7サミットに出席する為政者には、このことを強く期待します。広島は、被爆者の平和への願いを原点に、また、核兵器廃絶に生涯を捧げられた坪井直氏のネバーギブアップの精神を受け継ぎ、核兵器廃絶の道のりがどんなに険しいとしても、その実現を目指し続けます。世界で8,200の平和都市のネットワークへと発展した平和首長会議は、今年、第10回総会を広島で開催します。総会では、市民一人一人が『幸せに暮らすためには、戦争

や武力紛争がなく、また、生命を危険にさらす社会的な差別がないことが大切である』という思いを共有する市民社会の実現を目指します。その上で、平和を願う加盟都市との連携を強化し、あらゆる暴力を否定する『平和文化』を振興します。平和首長会議は、為政者が核抑止力に依存することなく、対話を通じた外交政策を目指すことを後押しします。今年6月に開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議では、ロシアの侵攻がある中、核兵器の脅威を断固として拒否する宣言が行われました。また、核兵器に依存している国がオブザーバー参加する中で、核兵器禁止条約がNPTに貢献し、補完するものであることも強調されました。日本政府には、こうしたことを踏まえ、まずはNPT再検討会議での橋渡し役を果たすとともに、次回の締約国会議には是非とも参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しすることを強く求めます。」と述べられました。

また、長崎市の田上市長も、8月9日の平和宣言の中で「今年1月、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有5か国首脳は『核戦争に勝者はいない。決して戦ってはならない』という共同声明を世界に発信しました。しかし、その翌月にはロシアがウクライナに侵攻。核兵器による威嚇を行い、世界に戦慄を走らせました。この出来事は、核兵器の使用が『杞憂』ではなく、『今ここにある危機』であることを世界に示しました。世界に核兵器がある限り、人間の誤った判断や、機械の誤作動、テロ行為などによって核兵器が使われてしまうリスクに、私たち人類は常に直面しているという現実を突き付けたのです。核兵器によって国を守ろうという考え方のもとで、核兵器に依存する国が増え、世界はますます危険になっています。持っているても使われることはないだろうというのは、幻想であり期待に過ぎません。『存在する限りは使われる』、核兵器をなくすことが、地球と人類の未来を守るための唯一の現実的な道だということを、今こそ私たちは認識しなければなりません。」と述べられております。

私は、平成7年12月に平和祈念梵鐘を作りました。今、午前6時と午後6時に、あの国宝の法隆寺の梵鐘と同じ音を響かせております。私の寺には、梵鐘を下げる傷んだ鐘楼堂はありましたが梵鐘はありませんでした。それは、太平洋戦争末期、我が国は戦闘機や武器を作るための金属が不足したために、あらゆる金属製品の供出が求められ、本来人々の幸せを願い、世界の平和を祈るための梵鐘が、人々を殺りくすための武器に作り変えられたのです。そのことが私の心の中にずっと重たく残っておりましたが、梵鐘を作るなら終戦50年の今年しかないと思い立ち、傷んで傾いた鐘楼堂を修復し、平和を祈るという意味で平和祈念梵鐘として復活させました。また、私は長崎にも延べ16年半暮らしておりました。檀家さんの中には被爆者の方もおられ、原爆症で苦しみ、厳しい生活を送っておられました。被爆者だった先輩や被爆二世だった先輩が、30代で白血病を患い亡くなりました。核兵器というものは、福島第一原発の爆発による放射能汚染でも分かりますように、取り返しのつか

ない被害をもたらします。

皆さん、以前にも述べましたが、宇土市と宇土市議会は1985年、昭和60年3月26日、「恒久平和は、人類普遍の願いである。世界で唯一の核被爆国であるわが国は、全世界に向かって被爆者の苦しみの実相を知らせ、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されることのないように、特段の努力をなす責務を負っているといわねばならない。宇土市民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念にのっとり、わが国が提唱する『非核三原則』の遵守を永遠に希求して、ここに平和都市宣言するものである。」と平和都市宣言をしたのであります。今、世界中に人類を滅亡させて余りある核兵器が存在します。核兵器の使用は、すなわち人類にとっては滅亡を招くものであり、核兵器の使用について勝者はありません。誰もが敗者であり誰もが被害者であります。私たちは今一度この平和都市宣言が制定された当時の原点に立ち返って、平和について核兵器廃絶について行動を起こすべきときだと思えます。

以上、意見を申し上げ、本陳情書を採択されますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和4年陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採択に関する陳情につきまして採決いたします。この陳情に対する総務市民常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件について採決いたします。令和4年陳情第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員少数です。

よって、令和4年陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第79号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長（中口俊宏君） 日程第4、議案第79号、宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第79号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 議案第81号 宇土市監査委員の選任について

○議長(中口俊宏君) 日程第5, 議案第81号, 宇土市監査委員の選任についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第81号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(中口俊宏君) 日程第6, 委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長, 議会運営委員長から, 現在, 委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により, 配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長, 議会運営委員長から申出のとおり, 閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長, 議会運営委員長からの申出のとおり, 閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りをいたします。

本日、市長より議案第82号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について、新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 議案第82号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中口俊宏君） 日程第7、議案第82号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております議案について、御説明を申し上げます。

議案第82号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は388万1千円を増額するもので、補正後の総額は209億1,937万9千円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、消防費で全国消防操法大会経費の計上を行っております。これは、今月4日に、玉名市で開催されました第34回熊本県消防操法大会におきまして、宇土市代表として出場しました第3分団第1班が、規律ある動作で見事初優勝を果たし、来月29日に、千葉県で開催されます第29回全国消防操法大会に熊本県代表として出場するための経費でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第82号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第82号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時41分閉会

○議長(中口俊宏君) 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る8月26日に招集されました今定例会は、議員の皆様、執行部の皆様の御協力によりまして、任期中の最後の市議会定例会として閉会の運びとなりました。心から御礼を申し上げます。

この4年間、前年の2年間は当時の柴田議長、嶋本副議長が中心になって議会運営に当たられました。特に議員発議による宇土市小規模企業振興基本条例の制定及び議会改革一環としてタブレットを活用した議会のペーパーレス化等につきまして、すばらしい成果を上げられました。高く評価すべきと思っております。また、後半の2年間は、芥川副議長と私が中心になりまして、議会の運営に当たり議員の皆様、執行部の皆様からいろんな御指導、御協力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、今期で議員を退任される予定の方々につきましては、大変お疲れ様でした。また、お世話になりましたと申し上げたいと思います。今後の御活躍を御祈念申し上げますとともに、今後市議会に対しましての御指導をよろしくお願い申し上げます。また、10月9日告示の市議会議員選挙に立候補予定されている方につきましては、改選後この議場にまた帰っていただきまして、宇土市の発展について大いに議論ができればと思っております。

最後に、元松市長はじめ執行部の皆様には、これまで私ども議会に対しまして御支援、御協力をいただいたことに心から御礼を申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます

ございました。

ここで、現段階で、今期で退任する旨を事務局のほうに連絡をされた議員の方々から、御挨拶をいただきたいと思えます。

芥川幸子さん、お願いをいたします。芥川幸子議員は、平成18年10月から、4期、16年議員を務めて来られました。こちらでお願いいたします。

○14番（芥川幸子さん） ただいま御紹介いただきました芥川でございます。今期をもちまして市議会を卒業することとなりました。16年前、公明党の旗を受け継ぎまして、女性議員として8年ぶりに宇土市議会に席を置かせていただきました。これまで執行部の皆さん、市職員の皆様そして議員の皆様、市民の皆様、4期、16年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は挨拶の機会をいただきましたので、一つだけ皆様にお伝えしたいこと、言いたいことがございます。それは市で行われております特定健診、各種がん検診の必要性のことでございます。私は、議員になり2年目に初めて市の基本健診とがん検診を受けさせていただきました。その後、異常が見つかり再検査、PET健診を受診しましたところ、肺がんということでございました。そのため6月の定例会を待ち、閉会后にすぐ入院、手術を受けました。しかし早期発見ということで何ら支障もなく、これまで議員活動を16年間させていただくことができました。このことから、是非皆様には大変お忙しいとは思いますが、基本健診、がん検診を受診していただき、健康でどうぞ長く議員活動を頑張っていたいただきたいと思います。

そして結びに、執行部の皆様、議員の皆様の御健勝、そして宇土市の御発展を御祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、私の最後の御挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 次に、杉本信一さんお願いいたします。杉本議員は、平成10年10月から、6期、24年間議員として活動されてこられました。どうぞお願いいたします。

○16番（杉本信一君） それでは、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、このような議会の場におきまして、退任の御挨拶をさせていただく機会をいただき、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

私は、24年務めることになりましたが、一番思い出に残っていることを一つ申し上げさせていただきます。私が一番最初に、この議会に出馬をしようということを思い立ちましたのが、やはり24年前でございます。当時の宇土市の議会の状況は、まさに市民無視の混乱した状況でございました。常にひんしゅくを買っており、そのような極めて荒れた状況でございましたので、自分なりにこれは何とかしなければならないという思いでございました。選挙になりまして新人の方が私と一緒にですね、12名一挙に立候補されました。そして、見

事に12名が全て当選、議会の歴史の中では本当にまれな、やはり歴史に残るような出来事でした。このことは、本当に今後も一生忘れることはないかと思います。それから、議会の改革が始まりまして、早速、議会政治倫理条例の制定が素早く確立をいたしました。そして、議会を通じてやはり議会の状況をつぶさに市民の皆様方にお知らせするというような改革がなされました。定数も削減をいたしながら、現在は18名という状況下でございます。田口前市長さん、そして元松市長さん、お二人のこの市政の中で私もこの市政に携わらせていただきました。本当に様々な出来事がございましたけれども、あっという間に何か24年間過ぎてしまったような感じでございます。特に元松市長におかれては、大きな自然災害が発生をいたしまして、熊本地震、その後のまた水害、そしてまた予期せぬコロナの蔓延というような状況で、大変市政を運営されるに当たっても御苦労があったと思います。それも、いよいよ来年の3月に市庁舎も完成いたします。これは、私は宇土市の復興の証というふうに捉えておりまして、この機会に私も引退を決意させていただいたところでございます。本当に皆様方には長きにわたりまして、御支援、御協力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

結びに、今後の宇土市のますますの御発展、そして皆様方の更なる御活躍を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが御礼の言葉に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 最後に、閉会に当たりまして、元松市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会には、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案いたしましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただきまして、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

初めに、先週の6日未明から明け方にかけて、県内に最接近しました台風11号関連につきまして御報告をさせていただきます。

本市では、台風接近に伴いまして、5日午後5時に、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難所を市内3か所に開設しました。避難所には、最大で47世帯、64人の方が避難されました。幸いにも、本市において大きな被害報告はなく、安堵しているところでございます。

既に、台風12号も発生しておりますが、これから、もう暫く台風シーズンが続きます。市民の皆様が命を守る行動を早めにとれるよう、引き続き、避難指示等を含めた防災情報を

迅速に提供してまいりますので、議員の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、災害協定関連につきまして御報告いたします。

この協定は、大規模災害が発生したときに備えて、あらかじめ自治体同士で協定を締結し、災害対応の多様な支援体制を整備しておくもので、お互いの市民生活の安全・安心を確保する上で、非常に有効なものでございます。

本市では、既に四つの自治体と同様の協定を締結しておりますが、今回五つ目の協定先として、今月26日に、鹿児島県日置市との締結を予定しております。日置市とは、これまでも大変深い御縁がありまして、平成28年熊本地震の際、本震が発生した当日に、いち早く、マイクロバス2台分の飲料水を届けていただいたほか、平成28年7月から平成31年3月までの2年7か月の間、応援職員を派遣していただくなど、震災からの復旧・復興に大変な御支援をいただいたところでございます。

これを機に、災害時の相互応援はもとより、両市の絆がより強固なものとなり、様々な形でますます交流が広がっていくことを期待しております。

次に、JR九州の観光列車A列車で行こうに関する御報告をいたします。

A列車は、土日と祝日に一日3往復運行されております。今月23日のダイヤ改正以降、下りのA列車が網田駅に約10分間停車することになります。停車する網田駅は、県内最古の木造駅舎として、国の登録有形文化財に登録された大変文化的価値の高い建物です。駅構内には、NPO法人網田倶楽部が運営する網田レトロ館駅カフェがあり、土日と祝日のみの営業になりますが、地元の特産品を使った料理を味わうことができます。

現在、A列車は、走行中の車内アナウンスで、本市の特産品などのPRをしていただいているほか、市内有数の景観地であります御輿来海岸を通過する際には、スピードの減速と車内アナウンスによる海岸の説明なども行っていただいております。今回、新たに網田駅に停車する約10分間の貴重な時間を活用して、駅舎の見学や特産品の販売、観光情報の発信を行うことで、観光客に本市の魅力をさらにPRできる絶好の機会と考えております。

これを機に、網田駅を核とした更なる地域活性化をはじめ、本市の魅力ある観光資源のPR活動をより一層推進してまいります。

なお、23日から3日間は、網田駅停車に伴うおもてなしとして、網田小・中学校の児童生徒たちが、NPO法人網田倶楽部やJR九州と共同制作した歓迎用の手旗や横断幕により、乗客の方々を出迎えるイベントも予定されております。

列車で観光する乗客の方々の記憶に、網田駅をはじめ、本市の魅力が思い出として残ることを期待しております。

さて、先ほど御挨拶をいただきました杉本議員、芥川議員をはじめ、今期限りで勇退を予

定される議員の皆様におかれましては、長い間、市政発展のために御尽力をいただき、誠にありがとうございました。市民を代表して心から御礼を申し上げます。議会を退かれたのちも、宇土市政に対して温かい御指導を賜りますようお願いを申し上げます。長年の御貢献誠にありがとうございました。

また、来月16日には、市議会議員選挙が予定されております。長期化するコロナ禍において、感染防止対策と選挙活動の両立に苦慮されることも多いと思いますが、再選を目指される議員の皆様方には、再び議場でお会いできますよう心から御健闘をお祈り申し上げます。

結びに、季節の変わり目に当たり、朝夕の気温の寒暖差が感じられるようになってまいりました。体調を崩しやすく、また選挙前の多忙な時期でもございますので、健康管理に十分留意されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時58分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 今 中 真 之 助

宇土市議会議員 杉 本 信 一